

誰もが「健康」で「幸せ」に暮らし続けられるまち・やわた



八幡市
高齢者健康福祉計画及び
第9期介護保険事業計画

令和6年3月

八幡市



はじめに

本市におきましては、令和5年（2023年）9月末現在の高齢化率は31.8%となっており、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）には、高齢化率が32.1%、団塊ジュニアの世代が65歳に到達する令和22年（2040年）には、36.9%と、さらなる高齢化の進展が見込まれます。

また、要介護等認定者数も年々増加し、令和7年（2025年）には認定率22.6%、令和22年（2040年）には26.7%と、高齢者の約4人に1人が要介護等認定者になると見込まれます。



このような状況のなか、令和5年（2023年）3月に中間見直しを行った「第5次八幡市総合計画後期基本計画」において、基本目標のひとつに『誰もが「健康」で「幸せ」な「健幸のまち やわた』を掲げ、高齢者の健康づくりと介護予防の推進や、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施などに取り組んでいるところでございます。

この度策定いたしました「八幡市高齢者健康福祉計画・第9期介護保険事業計画」では、基本理念を『誰もが「健康」で「幸せ」に暮らし続けられるまち・やわた』とし、健康寿命の延伸や自立支援・重度化防止の推進、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の深化・推進により、地域共生社会の実現に向けて、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるまちづくりを目指すものとしております。

今後も、市民誰もが「健康寿命を延ばし、いつまでも元気で暮らし続けることができるように、健康づくり習慣の促進や歩いて楽しいまちづくりをめざすなど着実にその歩みを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様をはじめ、策定にご尽力を賜りました八幡市介護保険事業計画等策定委員会の皆様並びに関係各位に心より感謝を申し上げます。

令和6年（2024年）3月

八幡市長 **川田 翔子**

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の趣旨・背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 第9期介護保険事業計画策定のポイント	4
5 計画の策定体制	6
第2章 八幡市の高齢者を取り巻く現状	7
1 人口・世帯の動向	7
2 要介護認定者の状況	9
3 日常生活圏域ごとの状況	11
4 高齢者の状況及び意向	13
5 八幡市高齢者健康福祉計画及び第8期介護保険事業計画の評価	30
6 2040年の八幡市の姿	40
7 八幡市の高齢者を取り巻く課題	44
第3章 計画の基本的な考え方	46
1 基本理念	46
2 基本目標	47
3 施策体系	49
4 ロジックモデル	50
第4章 施策の方向性	51
基本目標1 健康づくりと介護予防の推進	51
基本目標2 地域包括ケアの深化・推進	65
基本目標3 認知症施策の推進	75
基本目標4 安心して暮らし続けられる生活環境の整備	80
基本目標5 持続可能な介護保険制度の運営	90

第5章 介護保険事業計画の展開 97

- 1 介護保険事業の推計の手順 97
- 2 介護保険サービスの充実 98
- 3 介護保険サービスの見込み 100
- 4 標準給付費、地域支援事業費、市町村特別給付費の見込み 103
- 5 介護保険料基準額の設定 104

第6章 計画の進行管理 108

- 1 計画の進行管理 108
- 2 評価指標 109

資料編 110

- 1 八幡市介護保険事業計画等策定委員会設置要項 110
- 2 八幡市介護保険事業計画等策定委員会委員名簿 112
- 3 計画の策定経過 113
- 4 用語解説 114

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨・背景

わが国の65歳以上の人口は、令和2年（2020年）10月1日時点で3,602万人を超え、国民の4人に1人以上が高齢者となっています。高齢者数は令和25年（2043年）頃まで増加し、その後も、75歳以上の人口割合については増加し続けることが予想されています。

国では、団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年（2025年）を見据えて、第6期介護保険事業（支援）計画（平成27年度（2015年度）～平成29年度（2017年度））以降、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に段階的に取り組んできました。

本市においては、令和5年（2023年）9月末現在、総人口が69,258人で、そのうち65歳以上の高齢者が22,002人、高齢化率は31.8%となっています。人口は既に減少期を迎えているものの、今後、支援を必要とする人の多い75歳以上の後期高齢者も増加し続ける見込みとなっています。

今後、団塊ジュニアの世代が65歳に到達する令和22年（2040年）には、全国的に高齢者人口がピークを迎え、介護ニーズの高い85歳以上人口の急速な増加とともに、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、介護ニーズは一層増加し、多様化していくことが予測されています。

また、令和7年（2025年）以降は、担い手である生産年齢人口（15～64歳人口）の減少が顕著となり、介護を支える人材も不足することが見込まれており、福祉・介護人材の確保が大きな課題となっています。

このような高齢者を取り巻く状況や課題を踏まえ、令和7年（2025年）を見据えた地域包括ケアシステムの深化や、その先の令和22年（2040年）を見越した介護サービス基盤の整備を進めていくことが求められています。

このため、「八幡市高齢者健康福祉計画及び第8期介護保険事業計画」（以下「第8期計画」という。）の取組について検証を行い、健康寿命の延伸と医療・介護の連携により、高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるように、「八幡市高齢者健康福祉計画及び第9期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定し、総合的かつ効果的に高齢者施策を推進します。

2 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

高齢者福祉計画は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」、介護保険事業計画は介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づき、策定するものです。

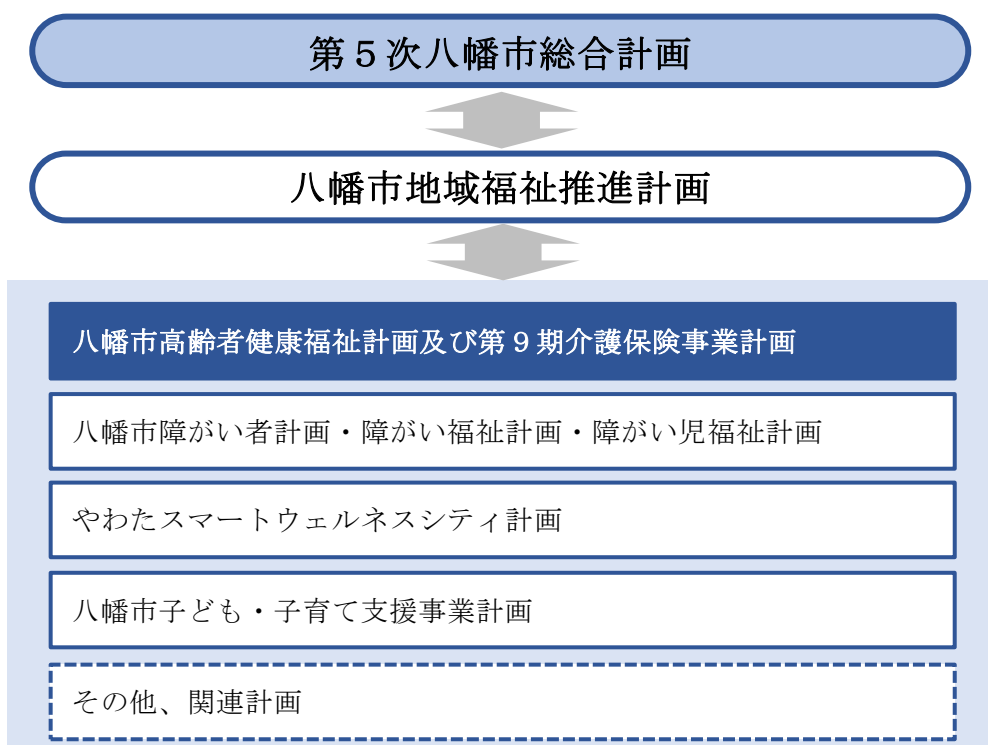
高齢者福祉計画は介護保険事業計画を内包する位置付けにあることから、本市では両計画を一体化して策定します。

(2) 八幡市総合計画との整合

本計画は、本市における最上位計画である「第5次八幡市総合計画」に掲げられた将来都市像「みんなで創って好きになる 健やかで心豊かに暮らせるまち ～住んでよし、訪れてよし Smart Wellness City, Smart Welcoming City Yawata～」の実現に向けて、高齢者福祉に関する分野別計画として策定するものです。

(3) 八幡市地域福祉推進計画等の関連計画との整合

上位計画として市の地域福祉を推進するための「八幡市地域福祉推進計画」をはじめ、高齢者を含む障がいのある人の自立支援については「八幡市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、介護予防や高齢期に向けた壮年期からの健康づくり、生活習慣病予防対策等については「やわたスマートウェルネスシティ計画」等、各分野の関連計画との整合・連携を図っています。



3 計画の期間

本計画は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間を計画期間とします。団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）が含まれており、全国的に高齢者数が最も多くなる令和22年（2040年）を見据えて段階的に取組を進めるための計画として策定しました。



4 第9期介護保険事業計画策定のポイント

国は、第9期計画のポイントを次のようにまとめており、全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向けて質の高い医療・介護を効率的に提供するための基盤整備、地域包括ケアシステムの深化・推進、地域包括ケアシステムを支える介護人材及び介護現場の生産性向上について求められています。この国の考え方を踏まえつつ、本市の状況に照らし合わせて本計画を策定します。

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

①地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要
- 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- 中長期的なサービス需要の見込みについて、サービス提供事業者を含め地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

②在宅サービスの充実

- 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

①地域共生社会の実現

- 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

②デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③保険者機能の強化

- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

(令和5年7月10日 社会保障審議会介護保険部会(第107回)資料)

5 計画の策定体制

(1) 第9期計画策定に係るアンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、高齢者の介護サービスや生活支援のニーズを把握するとともに、高齢者等の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向けたサービスの在り方を検討することを目的として、65歳以上の方を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、在宅で要介護認定を受けている方を対象とした「在宅介護実態調査」、市内の居宅介護支援事業所等の介護支援専門員を対象とした「介護支援専門員調査」、市内の法人運営者を対象とした「介護人材実態調査」を実施しました。

(2) 居宅介護支援事業所・地域包括支援センターへのインタビュー調査

各日常生活圏域の居宅介護支援事業所・地域包括支援センターのケアマネジャーに対してインタビュー調査を実施し、各地域の高齢者の特徴や課題を把握しました。

(3) 策定委員会の開催

介護保険被保険者や学識経験者、保健・医療・福祉関係者等により構成された策定委員会において、現状・課題分析をはじめ、計画の方向性、目標達成に向けた方策の在り方等に関する検討を行いました。

(4) 庁内関係課での検討

高齢者施策に関連する関係各課との連携を図り、第8期計画の現状・課題分析を踏まえて検討を行いました。

第2章 八幡市の高齢者を取り巻く現状

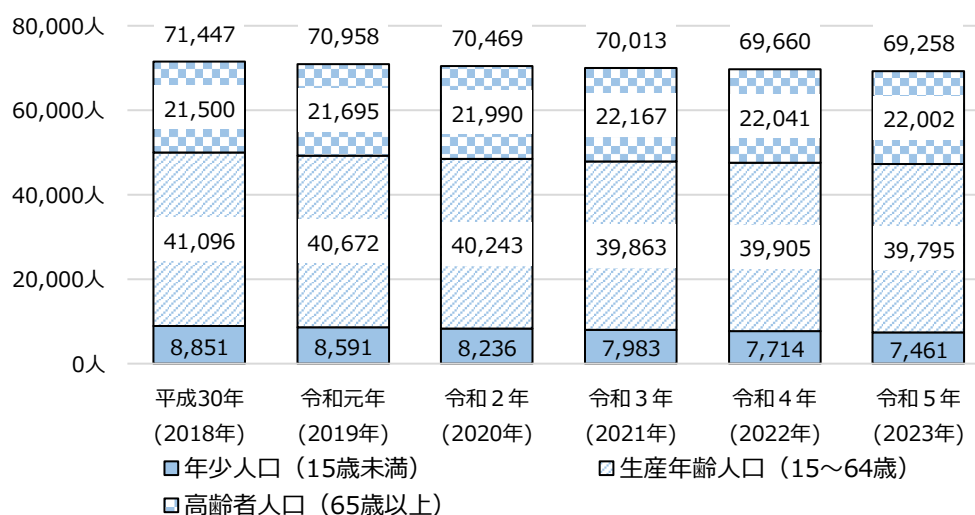
1 人口・世帯の動向

(1) 人口の推移

本市の総人口をみると、平成30年（2018年）以降、減少傾向で推移しており、令和4年（2022年）には7万人を切っています。また、年齢3区分別人口をみると、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあり、高齢者人口（65歳以上）は令和3年まで増加していましたが、以降微減傾向となっています。

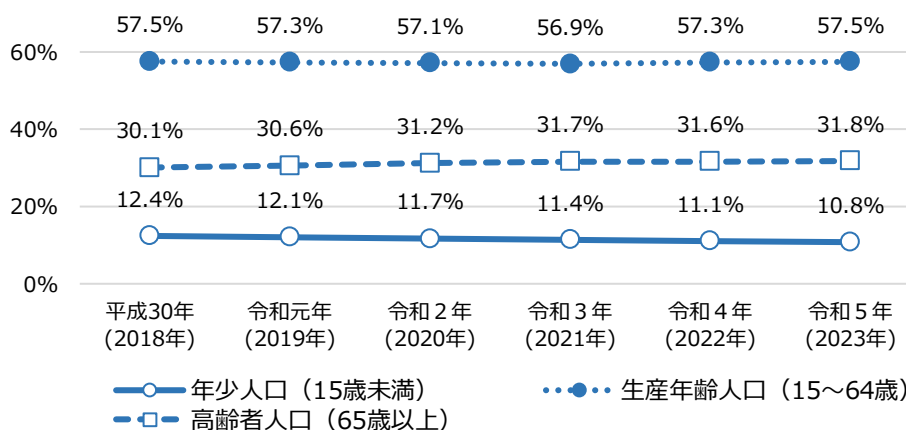
65歳以上の高齢者人口の総人口に占める割合の高齢化率をみると、平成30年（2018年）以降、30%台で推移しており、令和5年（2023年）9月末時点で31.8%となっています。全国平均の29.1%（令和5年9月1日現在）と比べるとやや高くなります。

■ 総人口（年齢3区分別）の推移



資料：住民基本台帳人口（各年9月末現在）

■ 年齢3区分別人口割合の推移



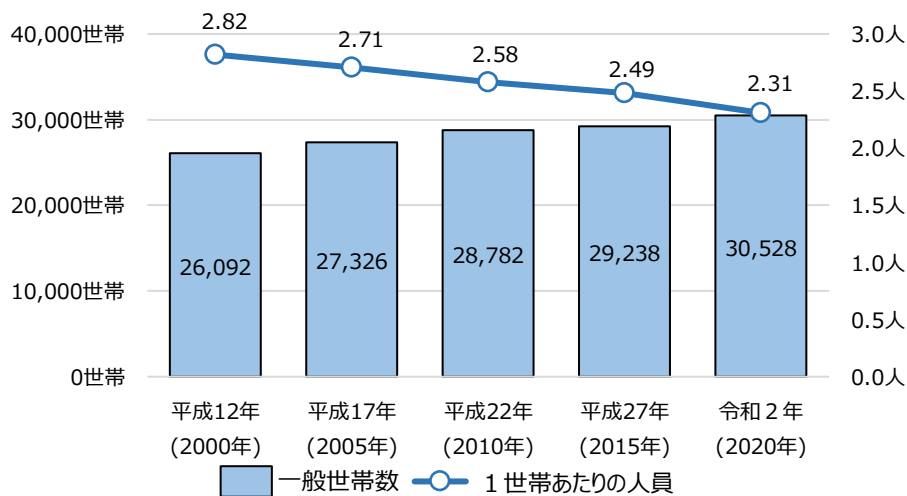
資料：住民基本台帳人口（各年9月末現在）

(2) 世帯の状況

本市の世帯数をみると、平成12年（2000年）以降、増加傾向で推移している一方で、1世帯あたりの人員は減少傾向で推移しており、令和2年（2020年）には30,528世帯で1世帯あたりの人員は2.31人となっています。

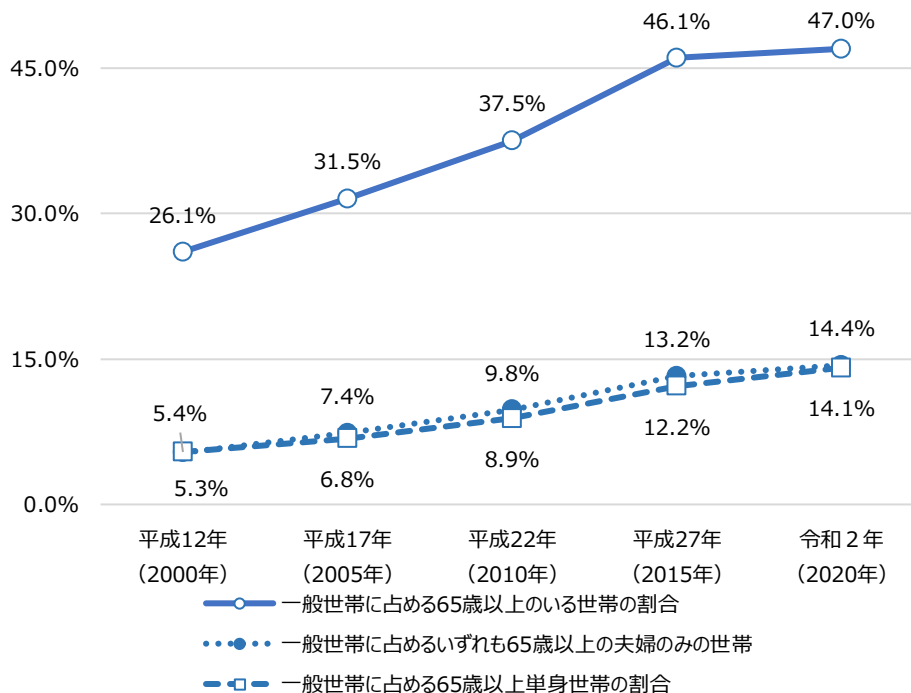
また、一般世帯に占める高齢者世帯の割合の推移をみると、65歳以上のいる世帯の割合は、平成27年（2015年）には4割以上（46.1%）を占め、そのうち、いずれも65歳以上の夫婦のみの世帯及び65歳以上単身世帯の割合がともに増加傾向となっています。

■ 世帯数の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■ 一般世帯に占める高齢者世帯の割合の推移



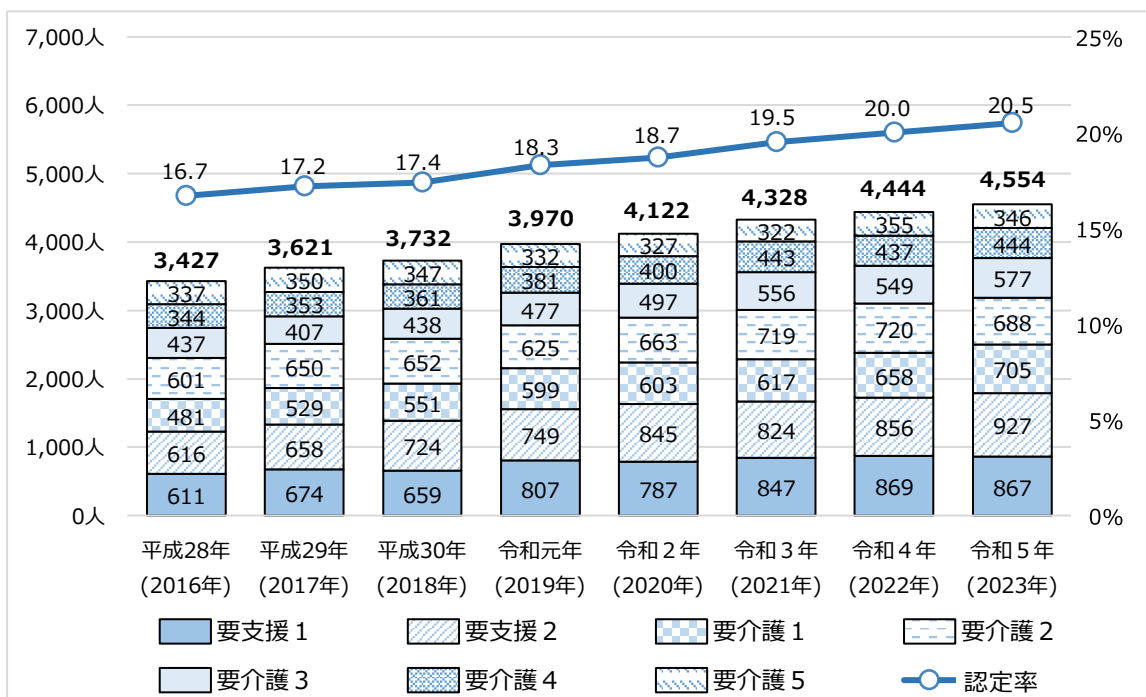
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

2 要介護認定者の状況

(1) 認定者数・認定率の推移

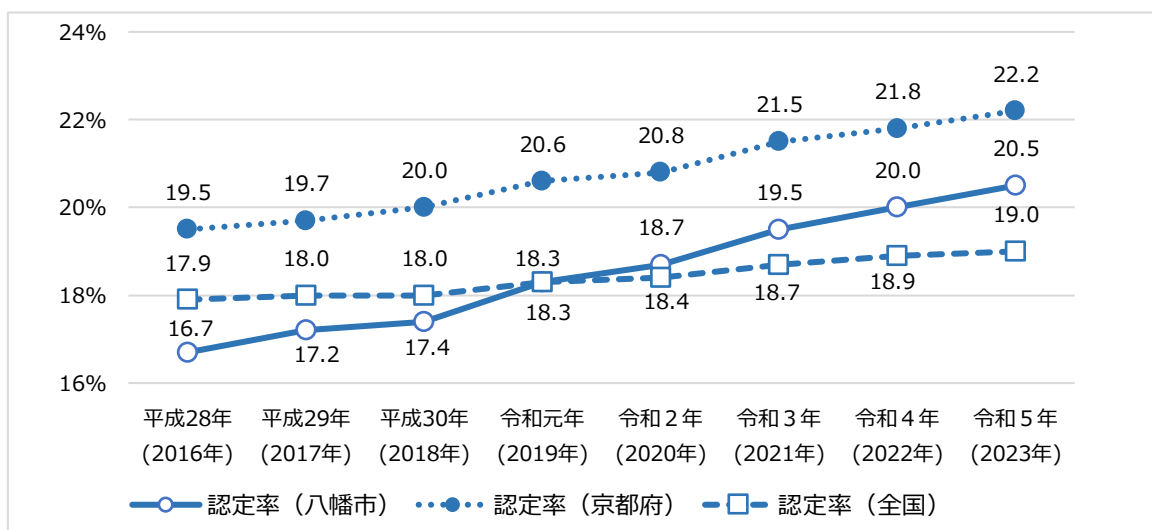
認定者数・認定率ともに増加傾向で推移しており、令和5年（2023年）3月末時点で、認定者数は4,554人、認定率は20.5%となっています。認定率を全国・京都府と比較すると、低い値で推移していましたが、令和2年（2020年）以降、全国を上回っています。

■ 認定者数・認定率の推移



資料：平成28年～令和4年は、厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（各年3月末）
令和5年は、「介護保険事業状況報告（3月月報）」

■ 認定率の推移（全国・京都府との比較）

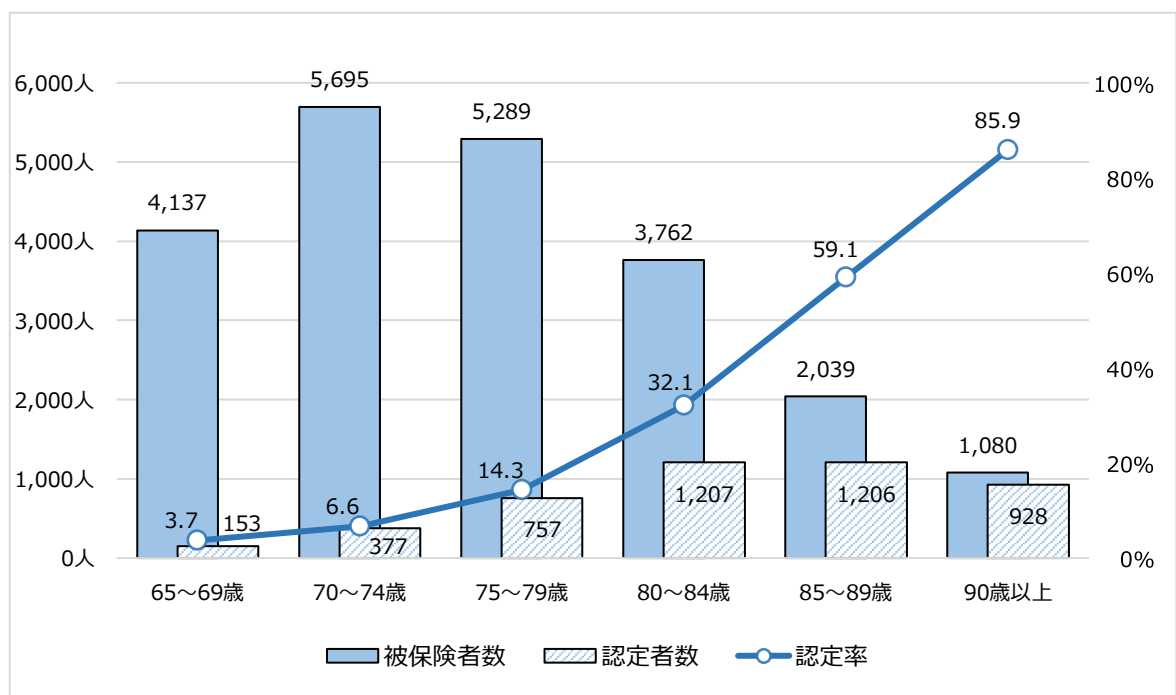


資料：平成28年～令和4年は、厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（各年3月末）
令和5年は、「介護保険事業状況報告（3月月報）」

(2) 年齢別認定率の状況

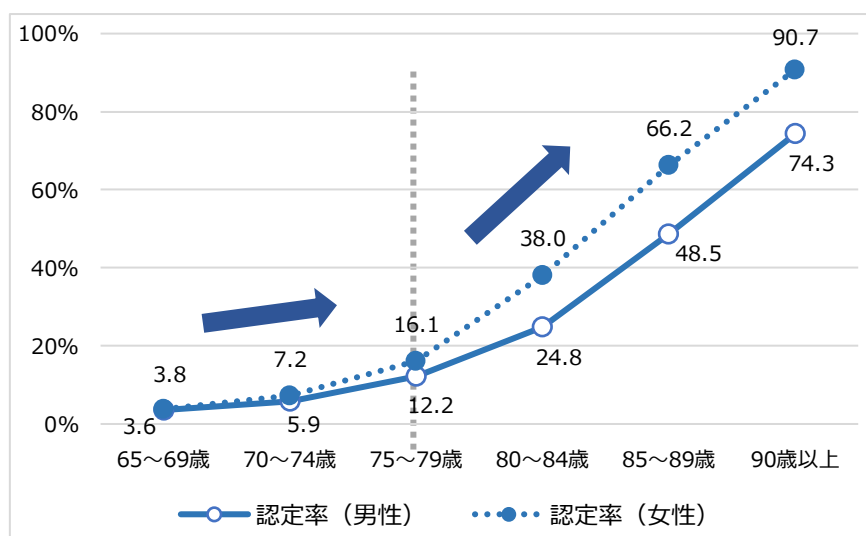
年齢区別に被保険者数、認定者数及び認定率（認定者数÷被保険者数）の状況をみると、80歳を超えると認定率が上がり始め、85～89歳では約6割、90歳以上では8割を占めています。これを男女別にみると、75歳以上から女性の認定率が高くなり、80～84歳では約13ポイント、85～89歳では約18ポイントの男女差があります。

■高齢者（第1号被保険者）数と要介護等認定者数・認定率の状況（令和5年度）



資料：被保険者数は住民基本台帳人口（9月末現在）、認定者数は「介護保険事業状況報告（9月月報）」

■性別・年齢区別にみた要介護等認定率の状況（令和5年度）



資料：被保険者数は住民基本台帳人口（9月末現在）、認定者数は「介護保険事業状況報告（9月月報）」

3 日常生活圏域ごとの状況

本市における日常生活圏域は中学校区域となります。高齢者人口（65歳以上）は、男山第三中学校圏域が令和3年度から令和5年度にかけて7,000人を超えて最も多くなっています。高齢化率は、男山東中学校圏域では23%程度と他の圏域（32～34%程度）と比較して低くなっています。認定率は、男山中学校圏域・男山第二中学校圏域・男山第三中学校圏域で微増傾向にあります。

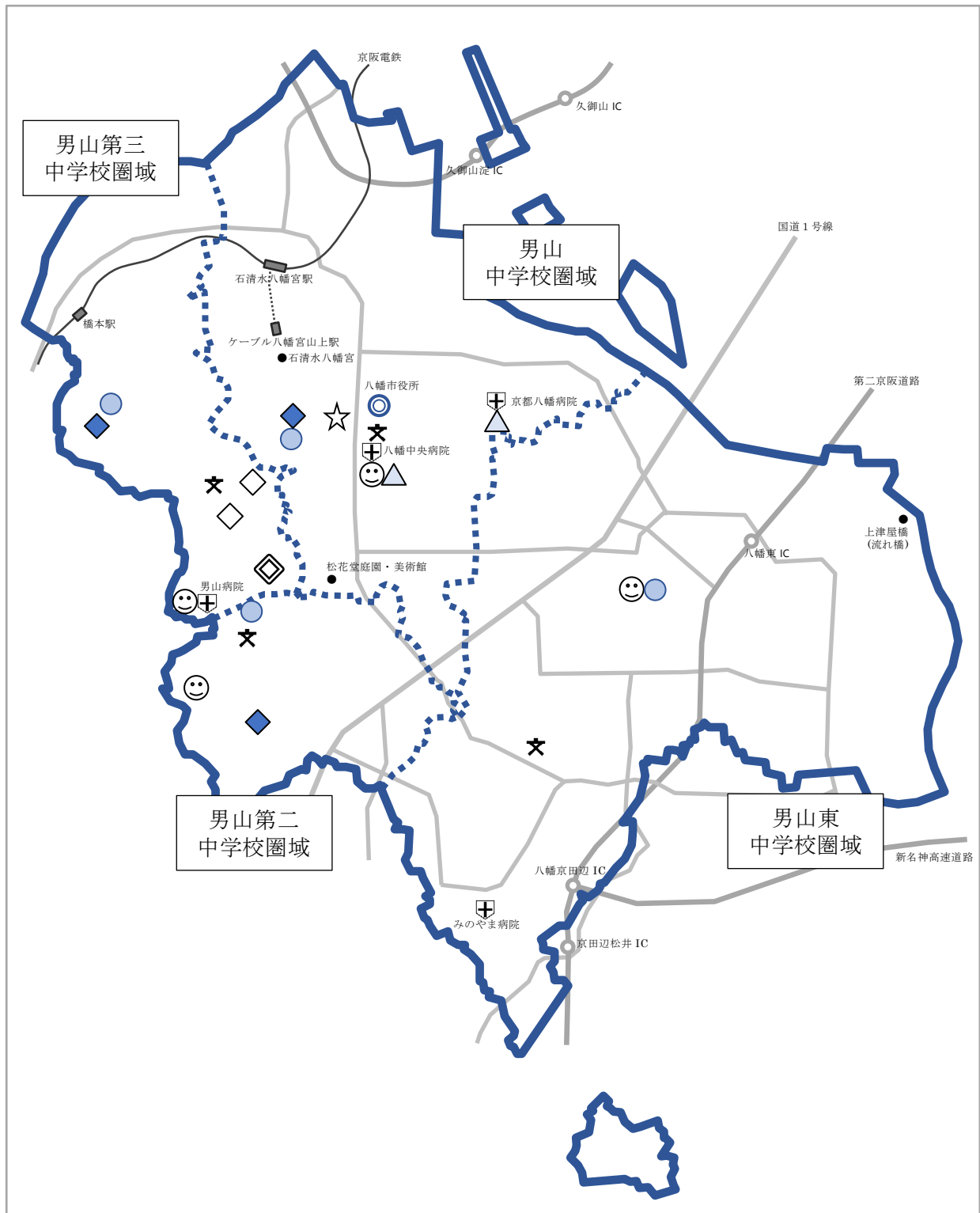
■日常生活圏域ごとの人口・高齢者数・高齢化率・要介護認定者数の推移

(単位：人)

		男山 中学校圏域	男山第二 中学校圏域	男山第三 中学校圏域	男山東 中学校圏域	合計
令和3 年度	総人口	18,271	19,262	21,357	11,123	70,013
	40～64歳人口	5,962	6,466	6,960	4,251	23,639
	65歳以上人口	6,174	6,200	7,233	2,577	22,164
	75歳以上人口	3,169	2,903	3,576	1,349	10,997
	高齢化率(%)	33.8	32.2	33.9	23.0	31.7
	65歳以上 認定者数	1,429	1,088	1,331	503	4,351
	認定率(%)	23.1	17.5	18.4	19.7	19.6
令和4 年度	総人口	18,263	19,315	21,109	10,972	69,659
	40～64歳人口	6,029	6,476	6,899	4,241	23,645
	65歳以上人口	6,101	6,186	7,183	2,571	22,041
	75歳以上人口	3,267	3,140	3,792	1,277	11,476
	高齢化率(%)	33.4	32.0	34.0	23.4	31.6
	65歳以上 認定者数	1,420	1,143	1,353	518	4,434
	認定率(%)	23.3	18.5	18.8	20.1	20.1
令和5 年度	総人口	18,079	19,277	21,014	10,888	69,258
	40～64歳人口	5,999	6,469	6,867	4,271	23,606
	65歳以上人口	6,040	6,186	7,179	2,557	21,962
	75歳以上人口	3,414	3,140	4,041	1,349	11,944
	高齢化率(%)	33.4	32.1	34.2	23.5	31.7
	65歳以上 認定者数	1,425	1,164	1,391	499	4,479
	認定率(%)	23.6	18.8	19.4	19.5	20.4

資料：人口は住民基本台帳人口、認定者数は介護保険受給者台帳（各年9月末現在）

【日常生活圏域】



- ✖ 中学校 😊 ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）
- 介護老人福祉施設 ▲ 介護老人保健施設 ◇ 小規模多機能型居宅介護
- ☆ 看護小規模多機能型居宅介護 ◆ 認知症対応型共同生活介護 ◈ 認知症対応型通所介護

4 高齢者の状況及び意向

本計画策定の基礎資料とするために、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、介護支援専門員調査、介護人材実態調査を実施しました。

調査対象、方法、調査期間等の調査概要は以下の通りです。

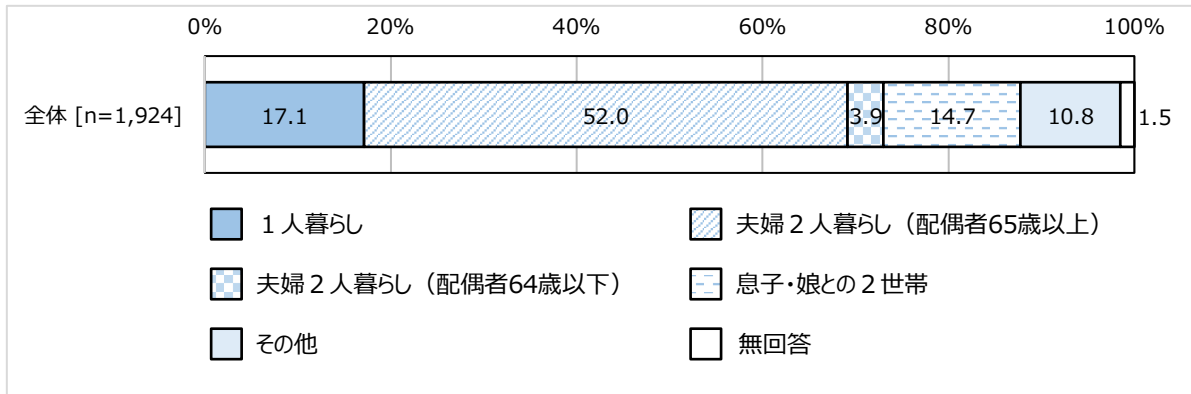
	介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査対象	令和4年12月1日現在で 要介護1～5の認定を受けていない 方から無作為抽出	在宅で生活をしている要支援・要介護認定 を受けている方
調査方法	郵送配布－郵送回収	①訪問聞き取り調査 ②郵送配布－郵送回収
対象数	3,000人	①訪問調査：546人 ②郵送調査：400人
調査期間	令和4年12月～令和5年1月	令和4年11月～令和5年3月
回収状況	1,924人（64.1%）	603人（63.7%）

	介護支援専門員調査	介護人材実態調査
調査対象	市内の居宅介護支援事業所等の 介護支援専門員の方	市内の法人運営者
調査方法	郵送配布－郵送回収またはWeb回収	メール配布－メール回収またはWeb回収
対象数	50人	26法人
調査期間	令和4年12月～令和5年1月	令和4年12月～令和5年3月
回収状況	40人（80.0%）	16法人（61.5%）

(1) 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査結果

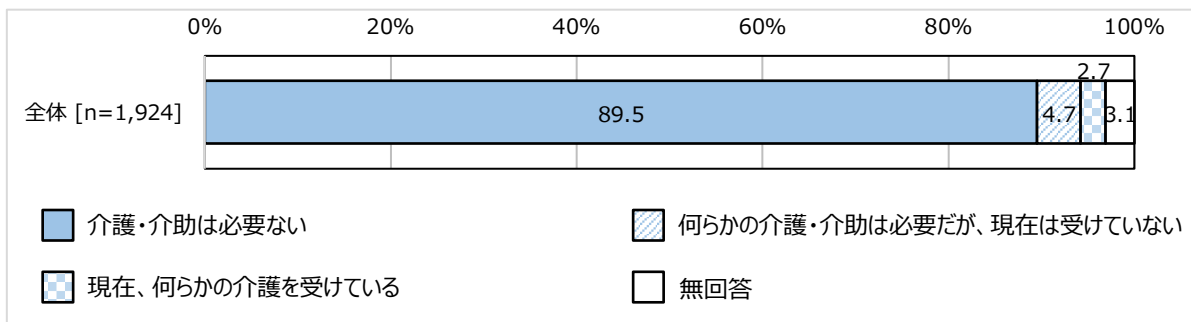
① 家族構成

「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が最も多く、「1人暮らし」と合わせると、高齢者のみの世帯が約7割となっています。



② 介護の必要性

「介護・介助は必要ない」が約9割を占め、介護が必要な人は1割未満となっています。

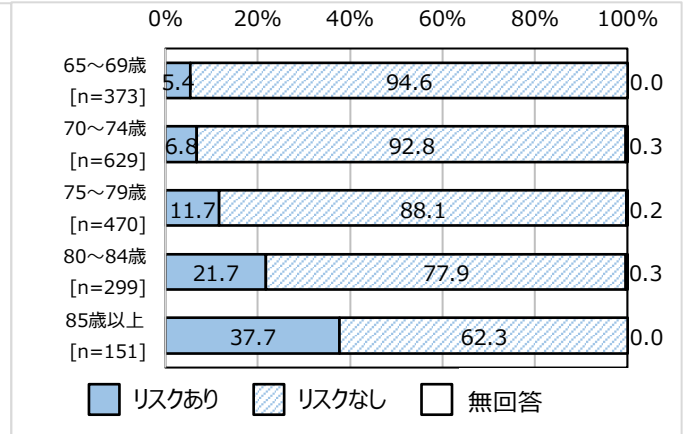
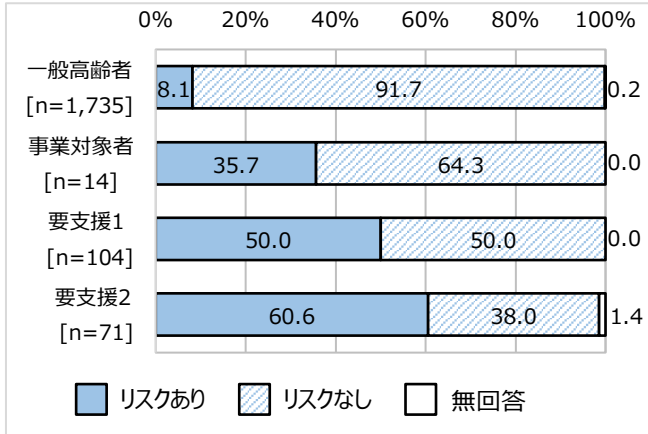


③ リスク判定

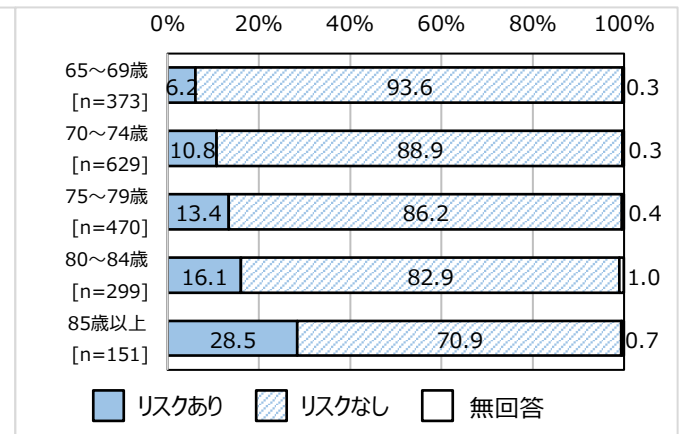
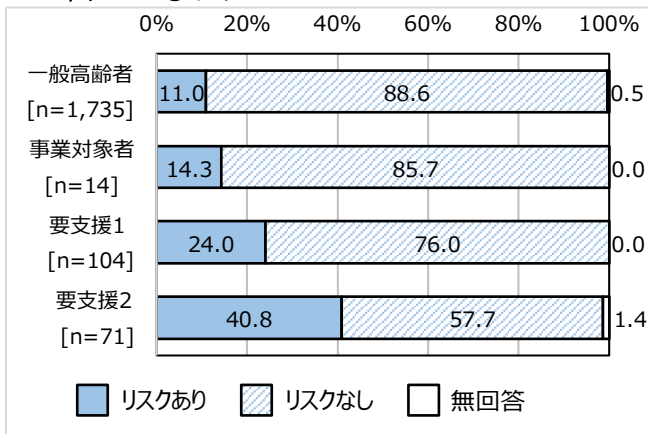
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、高齢者の生活機能について評価しました。

運動器の機能低下や閉じこもりについて、「リスクあり」に該当する人の割合は、介護度や年齢が上がるにつれて高くなっています。

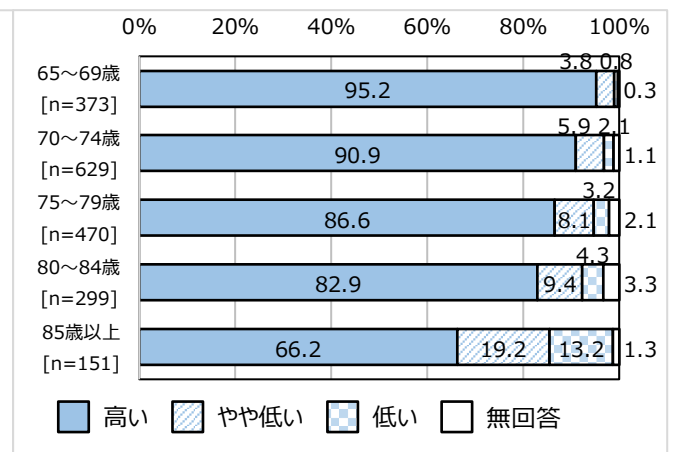
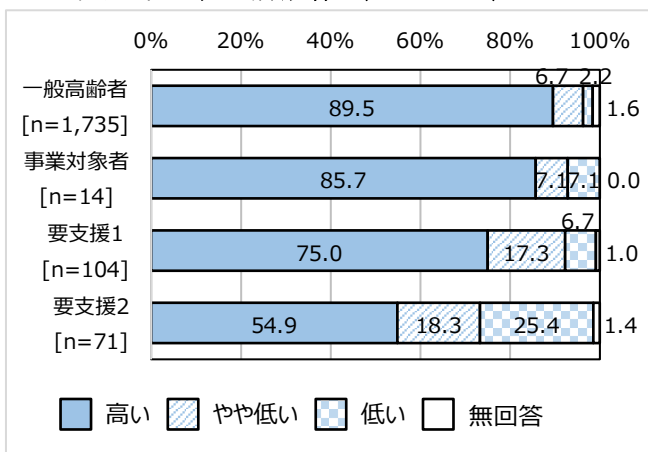
《運動器の機能低下リスク》



《閉じこもりリスク》



《手段的日常生活動作 (IADL)》

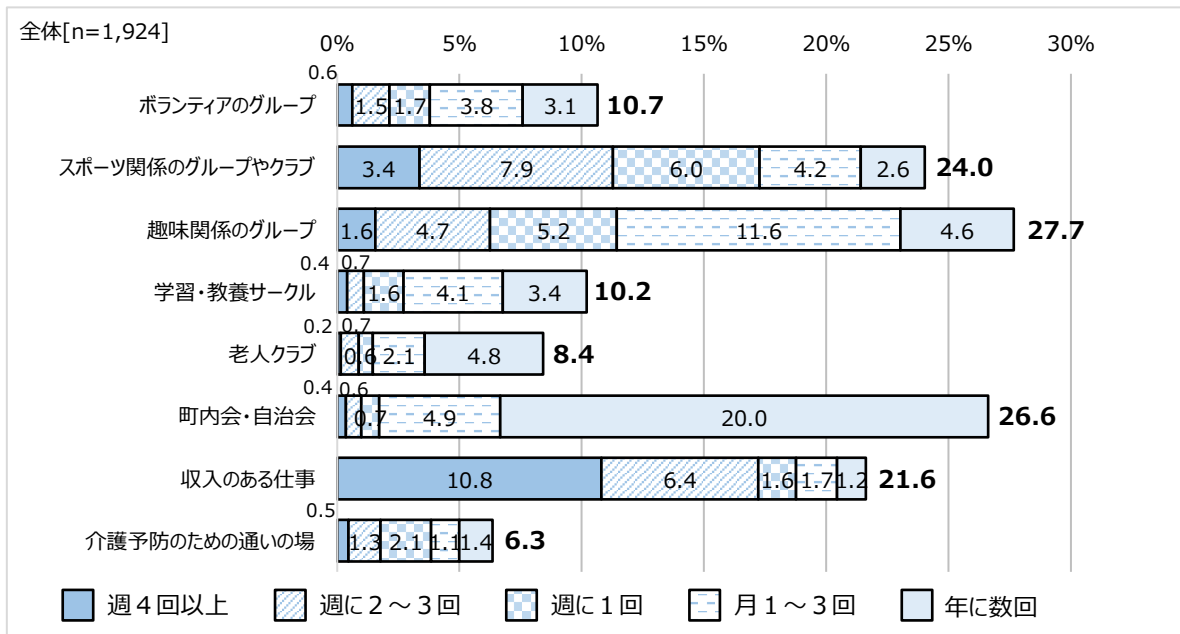


④ 社会参加の状況

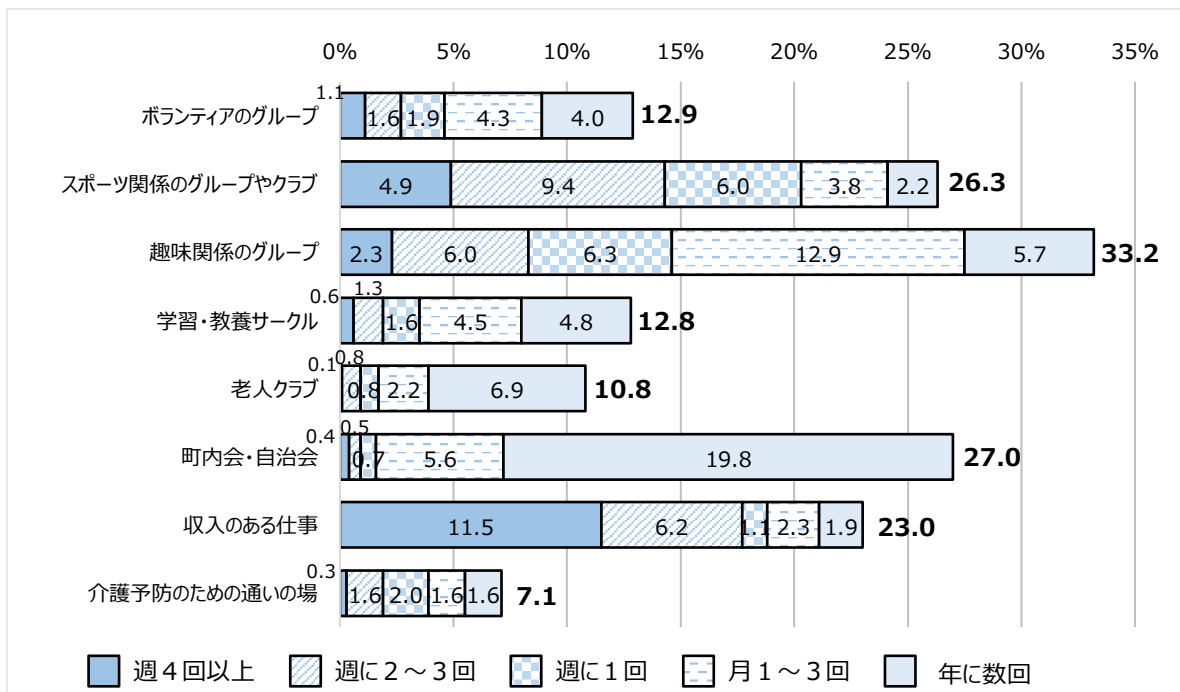
スポーツ関係のグループやクラブ、趣味関係のグループ、町内会・自治会では2～3割程度の参加となっているものの、その他の地域活動等では参加率が低く、特に介護予防のための通いの場では1割未満と低くなっています。

また、収入のある仕事に従事している人は2割程度となっており、週4日以上頻度で就労している人は1割程度となっています。

前回調査結果と比較して、どの地域活動でも参加率が減少しています。コロナの影響が想定されます。

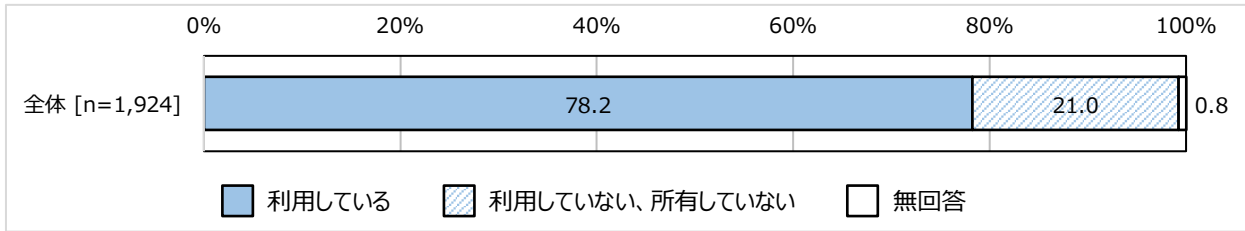


(前回調査結果：令和元年度)



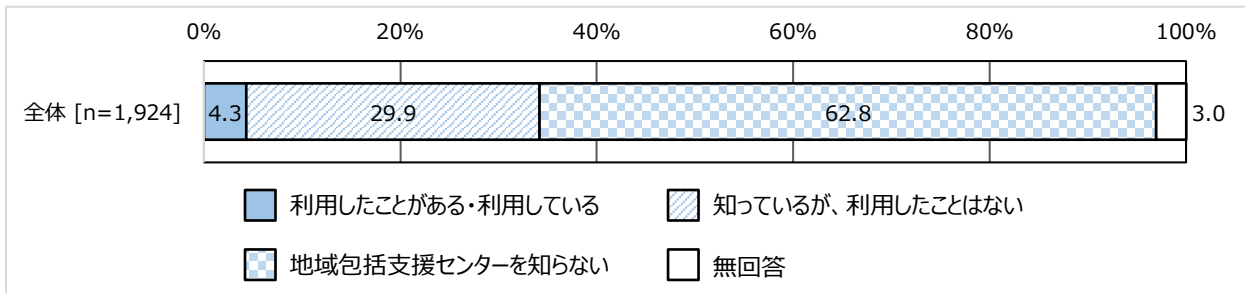
⑤ スマートフォンの利用状況

約8割の方がスマートフォンを利用しています。



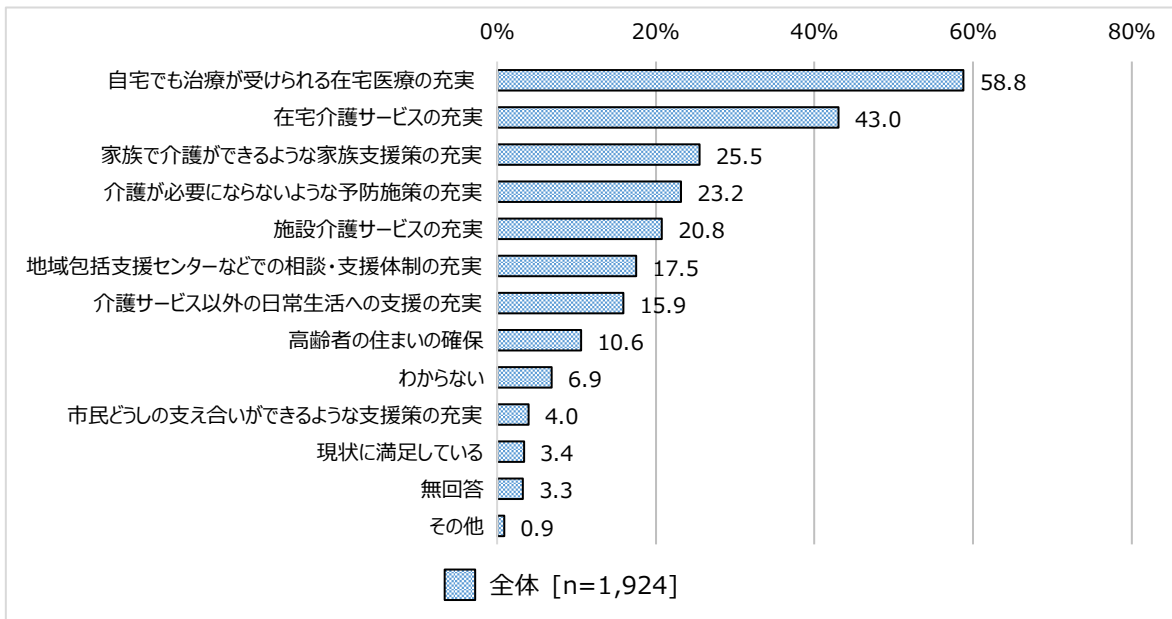
⑥ 地域包括支援センターの認知状況

地域包括支援センターの認知状況は、「地域包括支援センターを知らない」が6割を占め、「利用したことがある・利用している」は1割未満となっています。



⑦ 高齢者への介護保険施策等の充実のために行政に希望すること（複数回答）

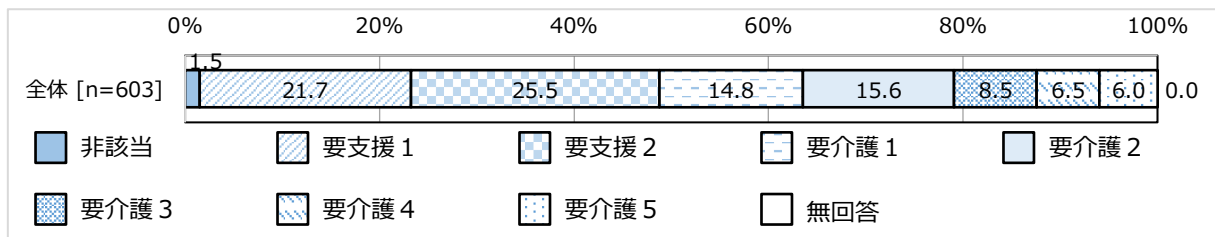
「自宅でも治療が受けられる在宅医療の充実」が半数以上を占めて最も多く、次いで「在宅介護サービスの充実」、「家族で介護ができるような家族支援策の充実」の順となっており、在宅での生活を支える支援やサービスへのニーズが高くなっています。



(2) 在宅介護実態調査結果

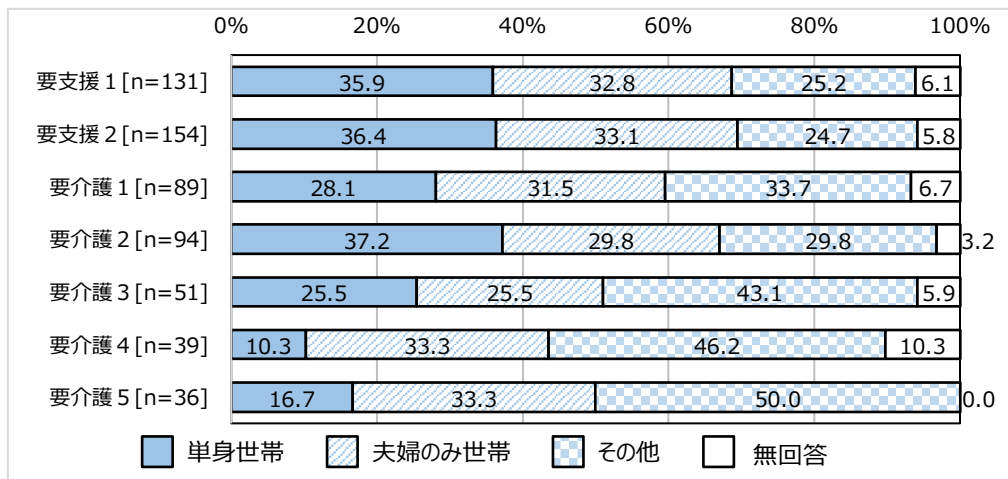
① 要介護度

「要支援2」が最も多く、次いで「要支援1」、「要介護2」、「要介護1」の順となっています。



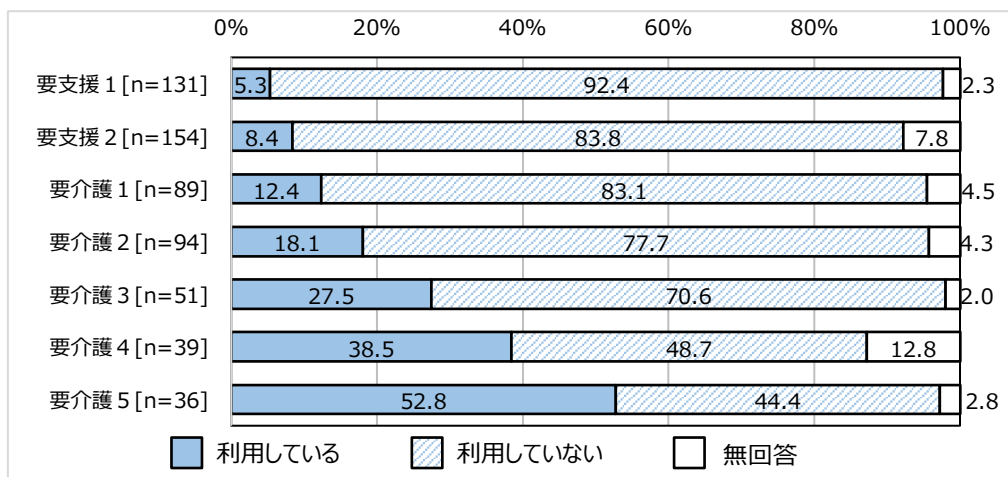
② 世帯類型

「要介護3」を除くすべての要介護度において、「夫婦のみ世帯」の割合が約3割となっています。



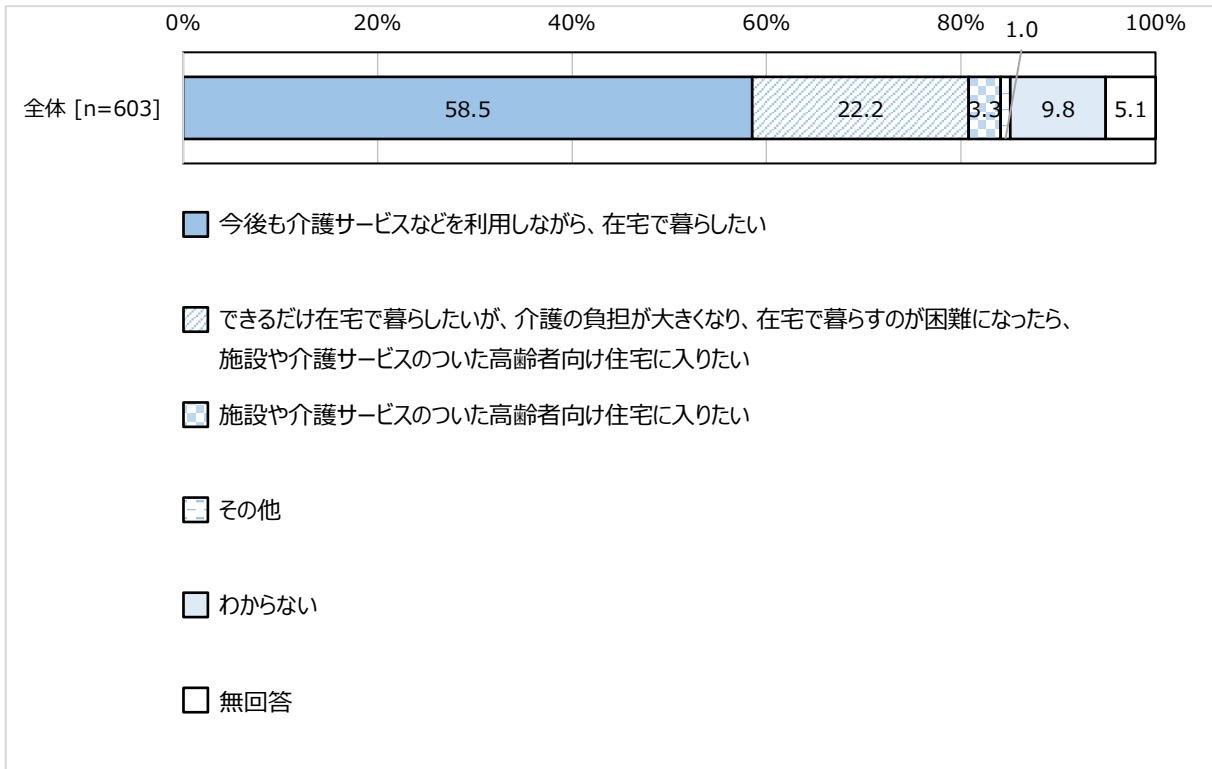
③ 訪問診療の利用状況

訪問診療の利用状況は、介護度が上がるにつれて「利用している」の割合が増加しており、要介護5では半数の利用率となっています。



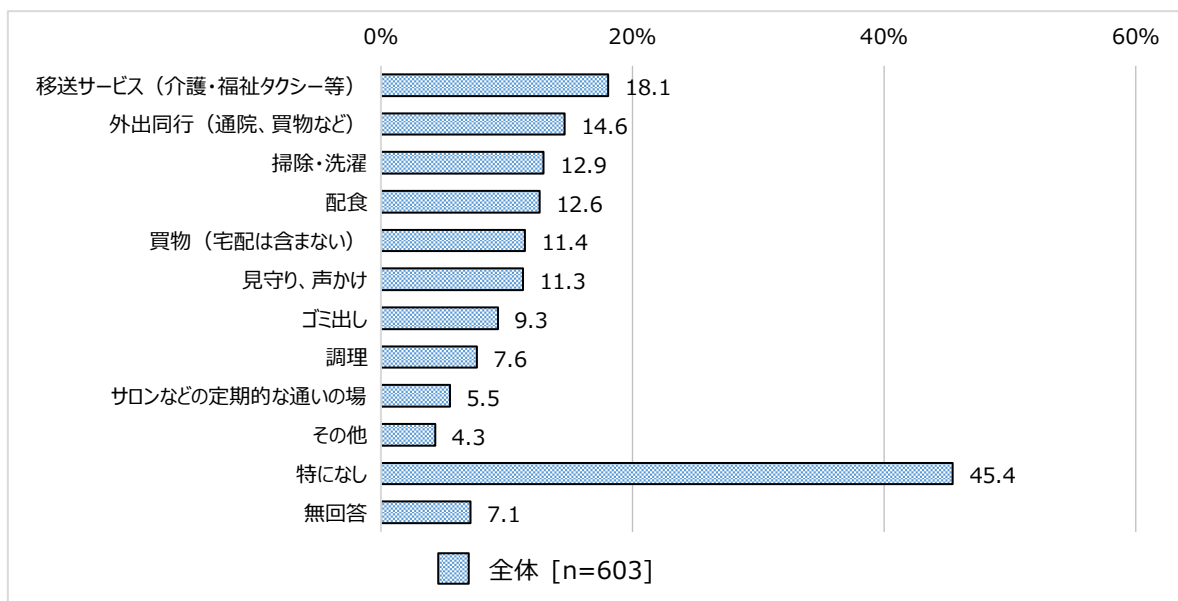
④ 今後の意向

「今後も介護サービスなどを利用しながら、在宅で暮らしたい」が約6割と最も多く、次いで「できるだけ在宅で暮らしたいが、介護の負担が大きくなり、在宅で暮らすのが困難になったら、施設や介護サービスのついた高齢者向け住宅に入りたい」が約2割となっています。



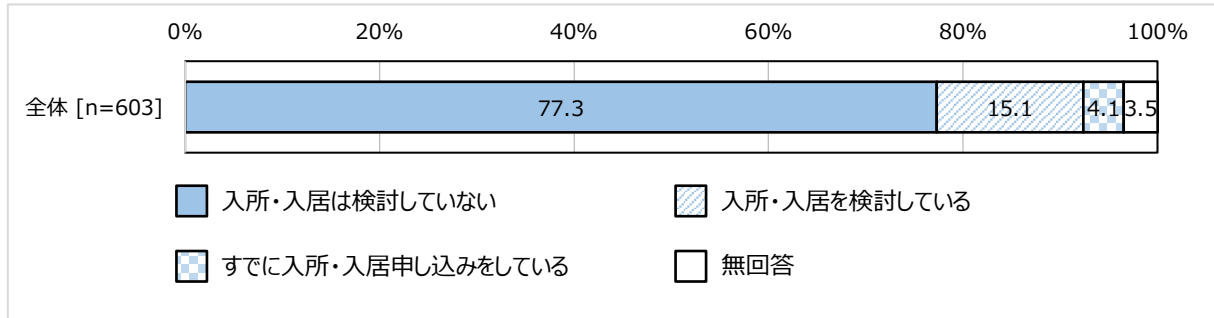
⑤ 今後の在宅生活の継続に必要な支援・サービス（複数回答）

「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」、「外出同行（通院、買い物など）」、「掃除・洗濯」等で高いニーズとなっています。



⑥ 施設等への入所・入居検討状況

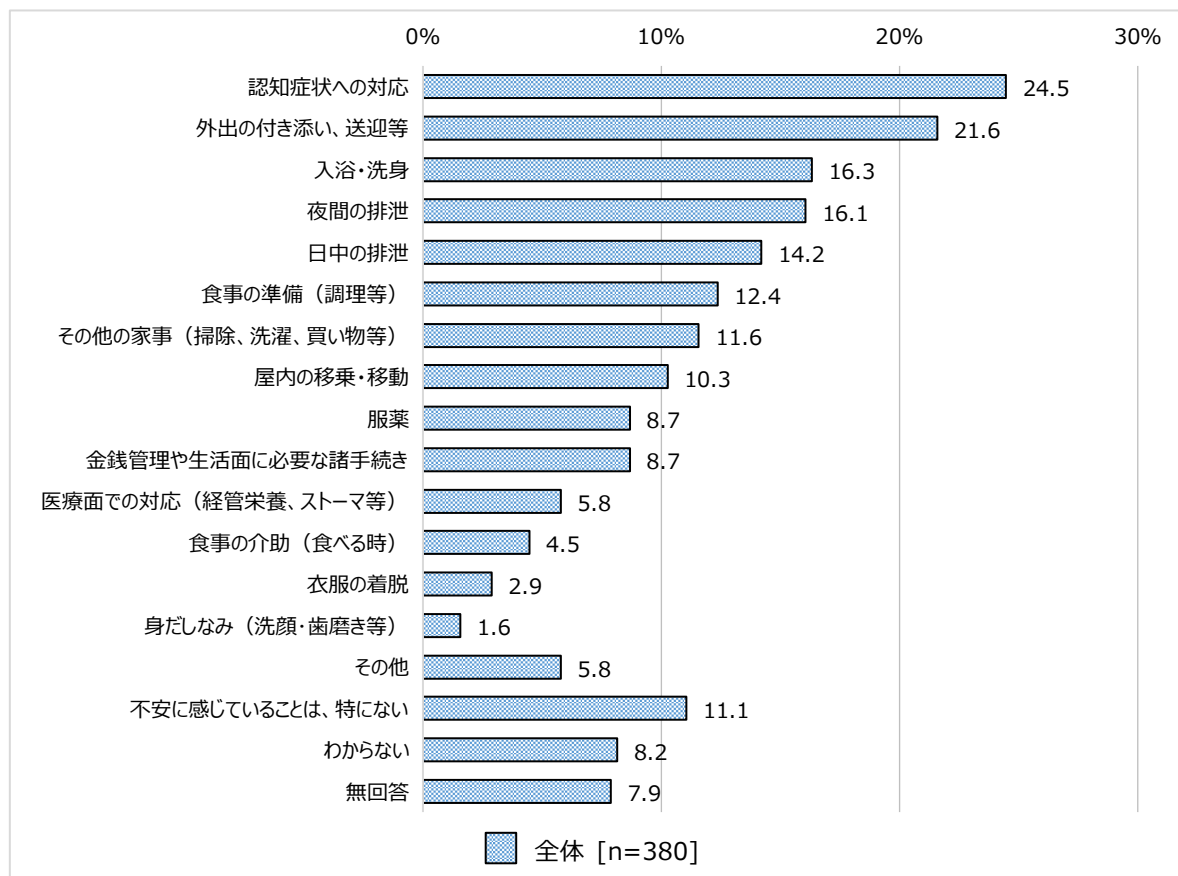
施設等への入所・入居検討状況は、「入所・入居は検討していない」が7割以上と最も多く、「入所・入居を検討している」、「すでに入所・入居申し込みをしている」は合わせて2割弱となっています。



※「施設等」とは、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設（有料老人ホーム等）、グループホーム、地域密着型特定施設、地域密着型特別養護老人ホームを指す。

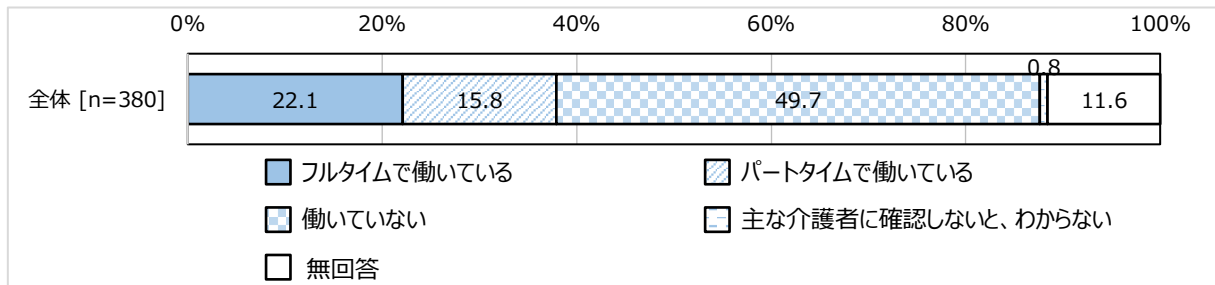
⑦ 今後の在宅生活の継続に向けて主な介護者が不安に感じる介護（複数回答）

在宅生活の継続で不安に感じる介護は、「認知症状への対応」が最も多く、次いで、「外出の付き添い、送迎等」、「入浴・洗身」、「夜間の排泄」の順となっています。



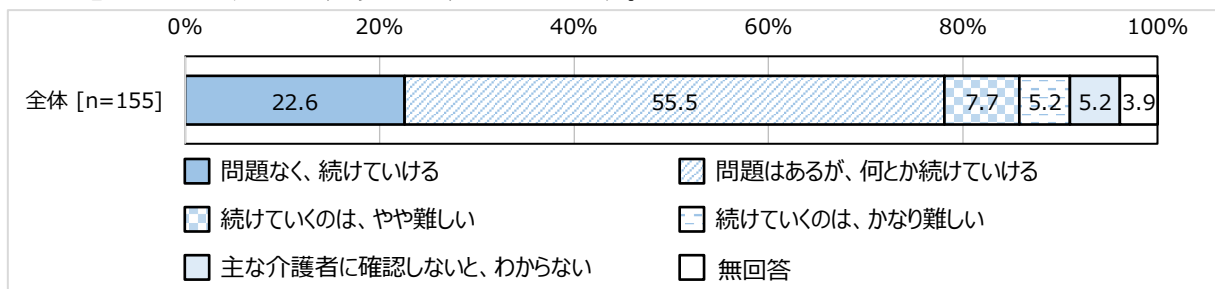
⑧ 主な介護者の勤務形態

主な介護者の勤務形態は、「働いていない」が半数近くを占めて最も多くなっているものの、「フルタイムで働いている」と「パートタイムで働いている」を合わせると、『働いている』人が3割以上を占めています。



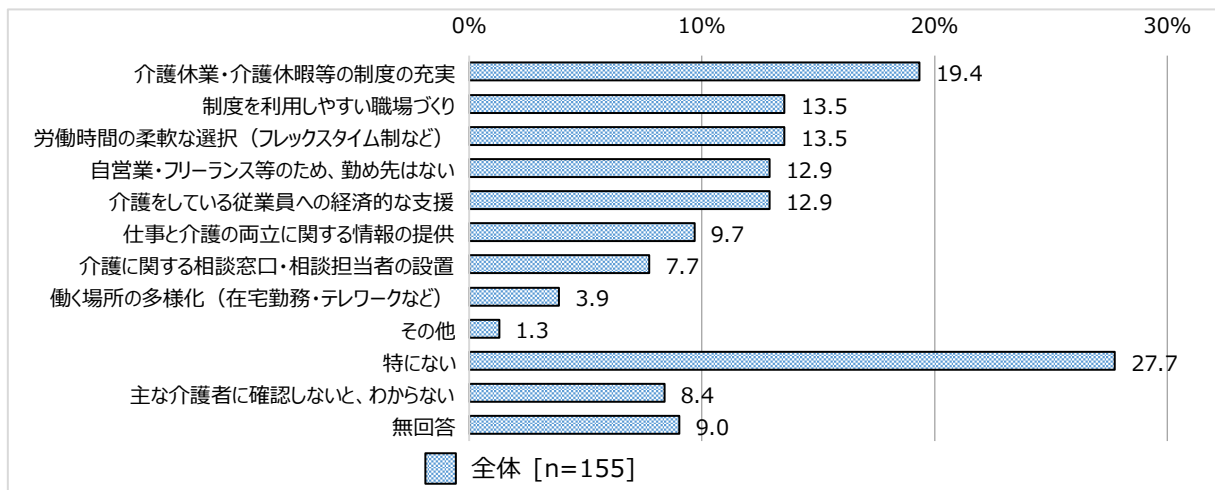
⑨ 今後の仕事と介護の両立に関する継続意向

今後、仕事と介護の両立を『続けていける』（「問題なく、続けていける」＋「問題はあるが、何とか続けていける」）と回答した人は7割以上となっていますが、『続けていくのは難しい』（「続けていくのは、やや難しい」＋「続けていくのは、かなり難しい」）と感じている人が1割以上を占めています。



⑩ 仕事と介護の両立のために望む勤め先からの支援（複数回答）

「特になし」を除くと、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が最も多く、次いで「制度を利用しやすい職場づくり」、「労働時間の柔軟な選択」の順となっており、制度の充実や普及、周囲の理解等、休暇等のとりやすい環境づくりへのニーズが高くなっています。

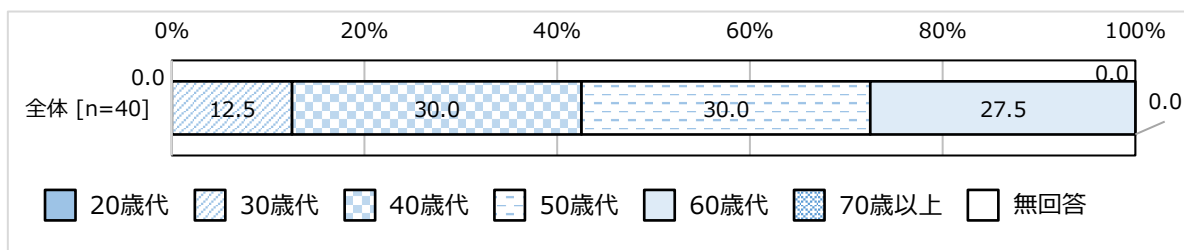


(3) 介護支援専門員調査結果

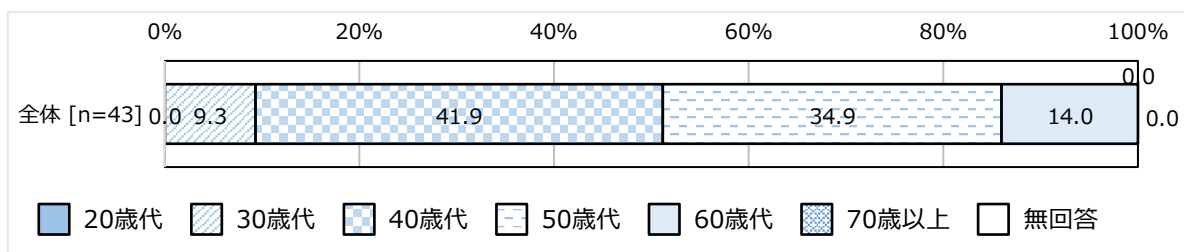
① 介護支援専門員業務の年齢

「40歳代」「50歳代」「60歳代」がそれぞれ約3割と、全体の約9割を占めています。

前回調査結果と比較して、「40歳代」は11.9ポイント減少、「60歳代」は13.5ポイント増加と高齢の介護支援専門員が増えています。

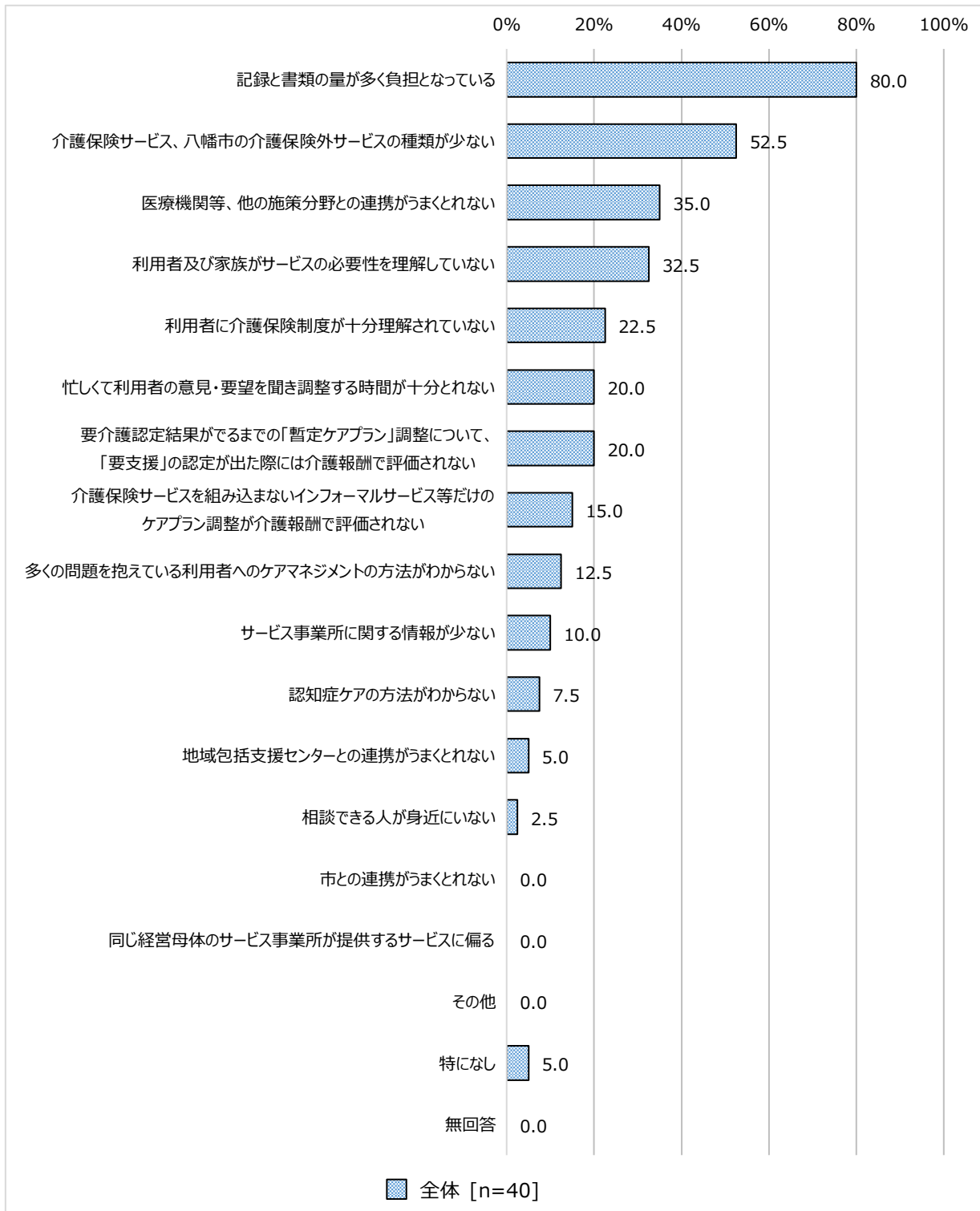


(前回調査結果：令和元年度)



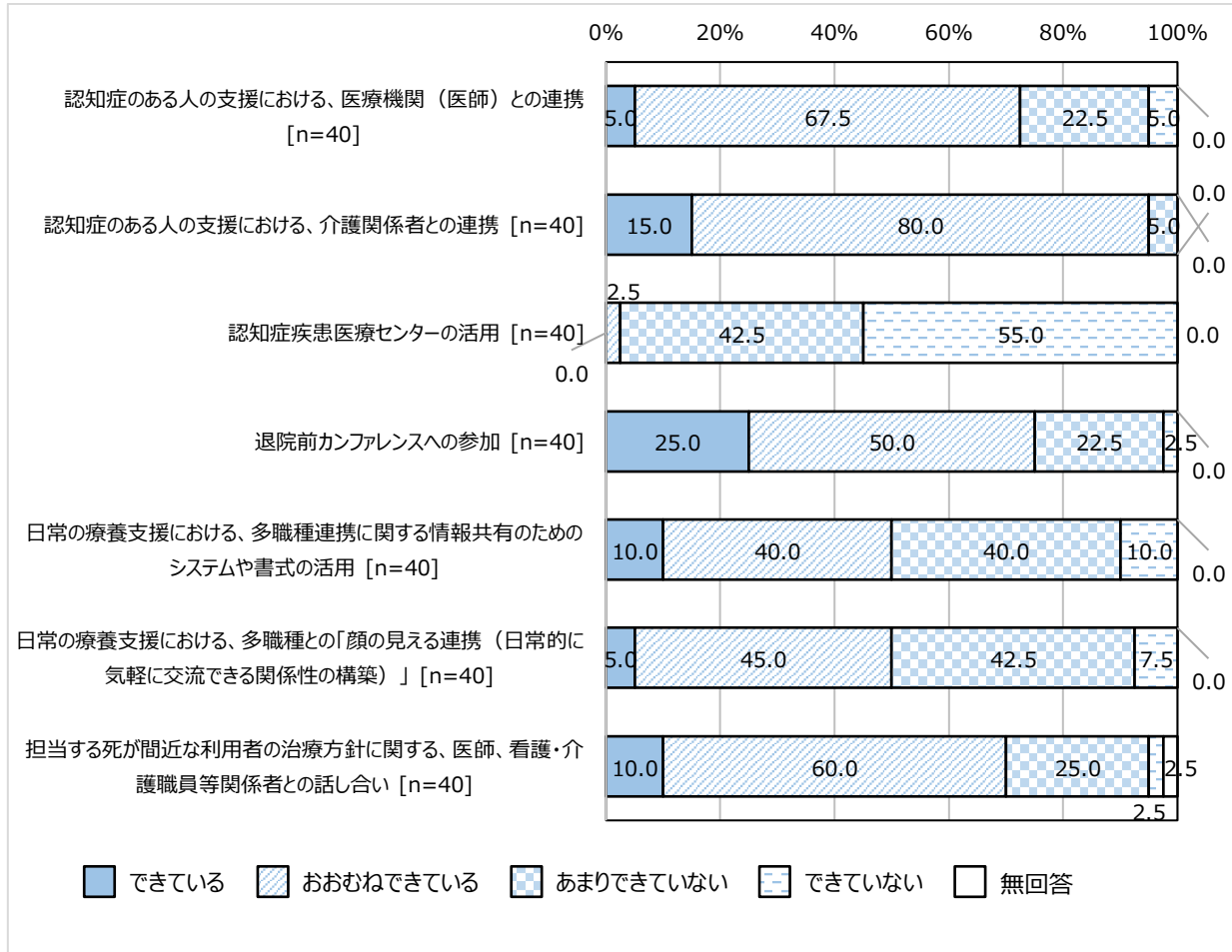
② 介護支援専門員業務を行う上での主な課題（複数回答）

「記録と書類の量が多く負担となっている」が8割を占めて最も多く、次いで「介護保険サービス、八幡市の介護保険外サービスの種類が少ない」となっており、業務の効率化等による介護従事者の負担軽減が喫緊の課題となっています。



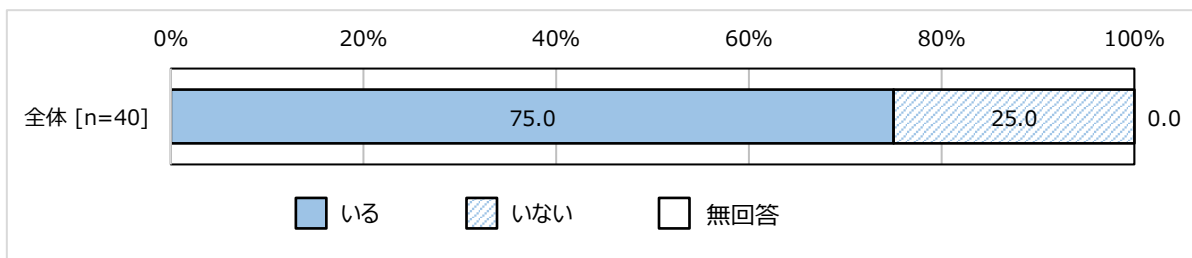
③ 地域のお職種・他機関との連携状況

地域のお職種・他機関との連携状況では、『連携できている』（「できている」＋「おおむねできている」と回答した人が、「認知症疾患医療センターの活用」以外では5割以上を占めています。「認知症疾患医療センターの活用」は『連携できていない』（「あまりできていない」＋「できていない」）が9割を超えています。



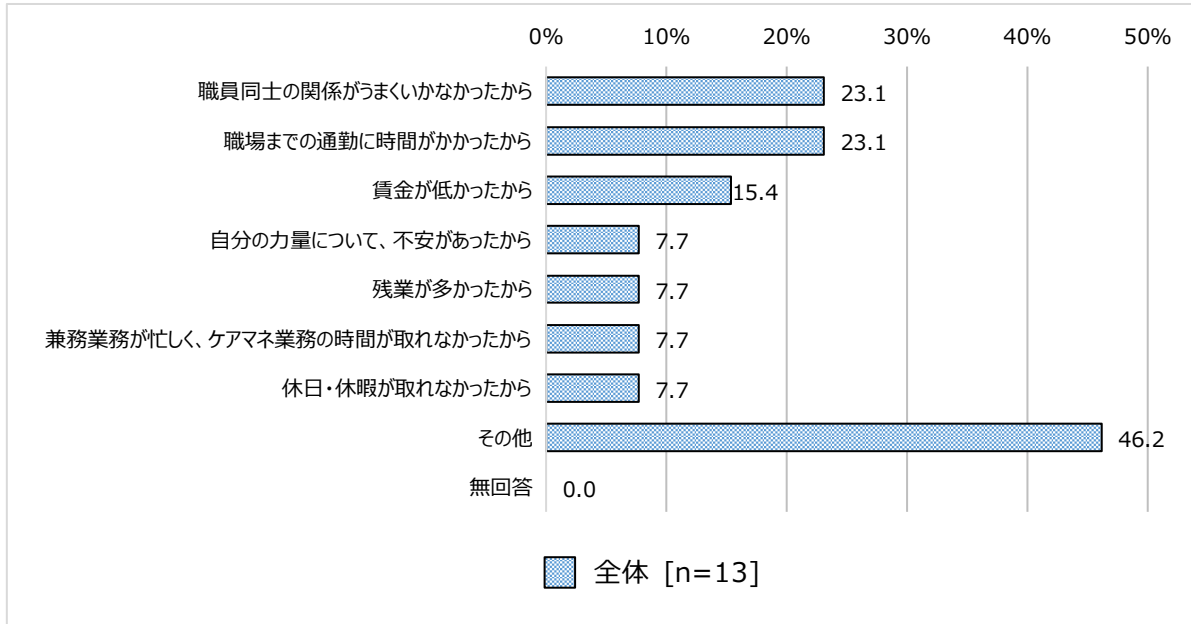
④ 支援が困難な人の有無

担当している利用者の中でさまざまな理由で支援が困難な人の有無については、「いる」が7割以上を占めています。



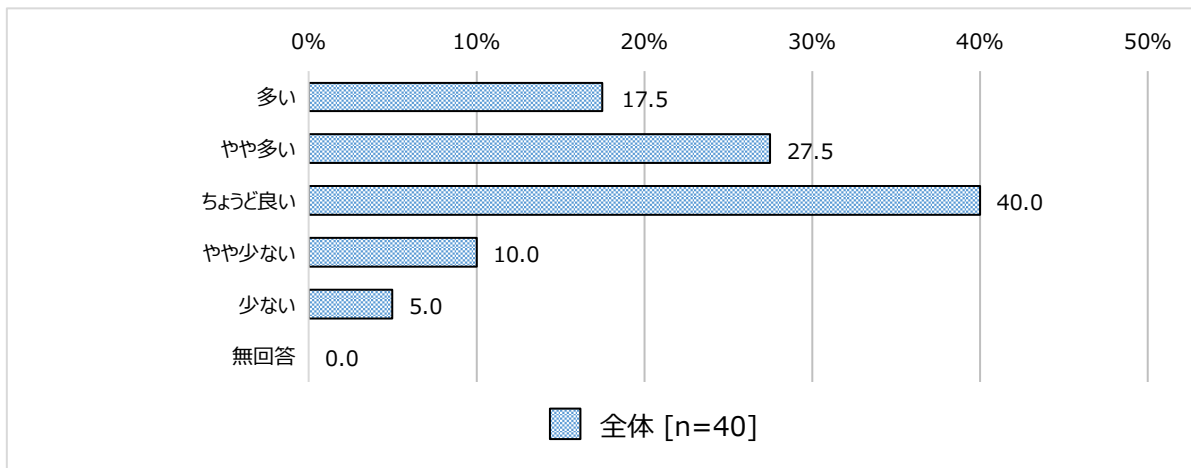
⑤ 以前の事業所を辞めた主な理由（複数回答）

勤務している事業所が2か所目以上の方に、以前の事業所を辞めた主な理由を聞いたところ、「職員同士の関係がうまくいかなかったから」と「職場までの通勤に時間がかかったから」が最も多くなっています。



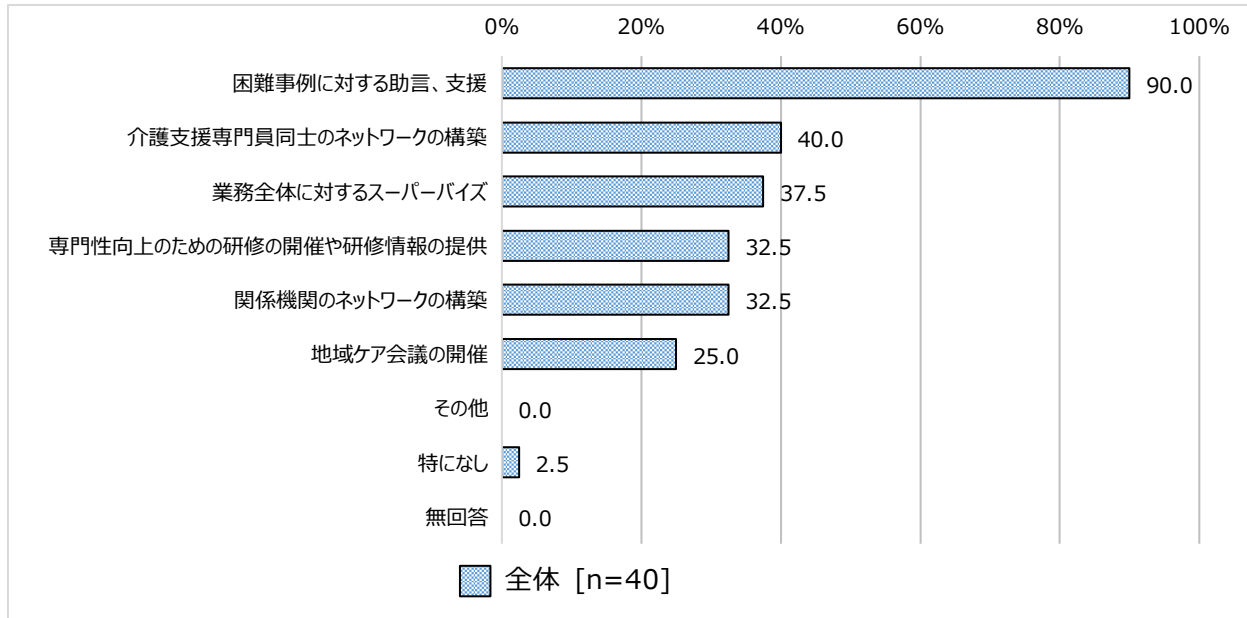
⑥ 担当しているケアプラン件数の多さ

担当しているケアプラン件数の多さについては、「ちょうど良い」が4割である一方、「多い」と「やや多い」の合計は4割を超えています。



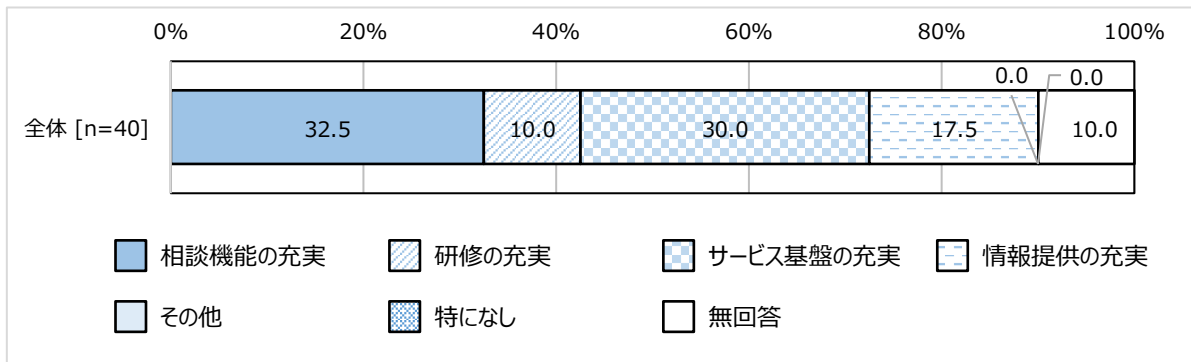
⑦ 地域包括支援センターに期待する役割（複数回答）

地域包括支援センターに期待する役割については、「困難事例に対する助言、支援」が9割を占めて最も多く、次いで「介護支援専門員同士のネットワークの構築」、「業務全体に対するスーパーバイズ」の順となっています。



⑧ 行政に最も期待する役割

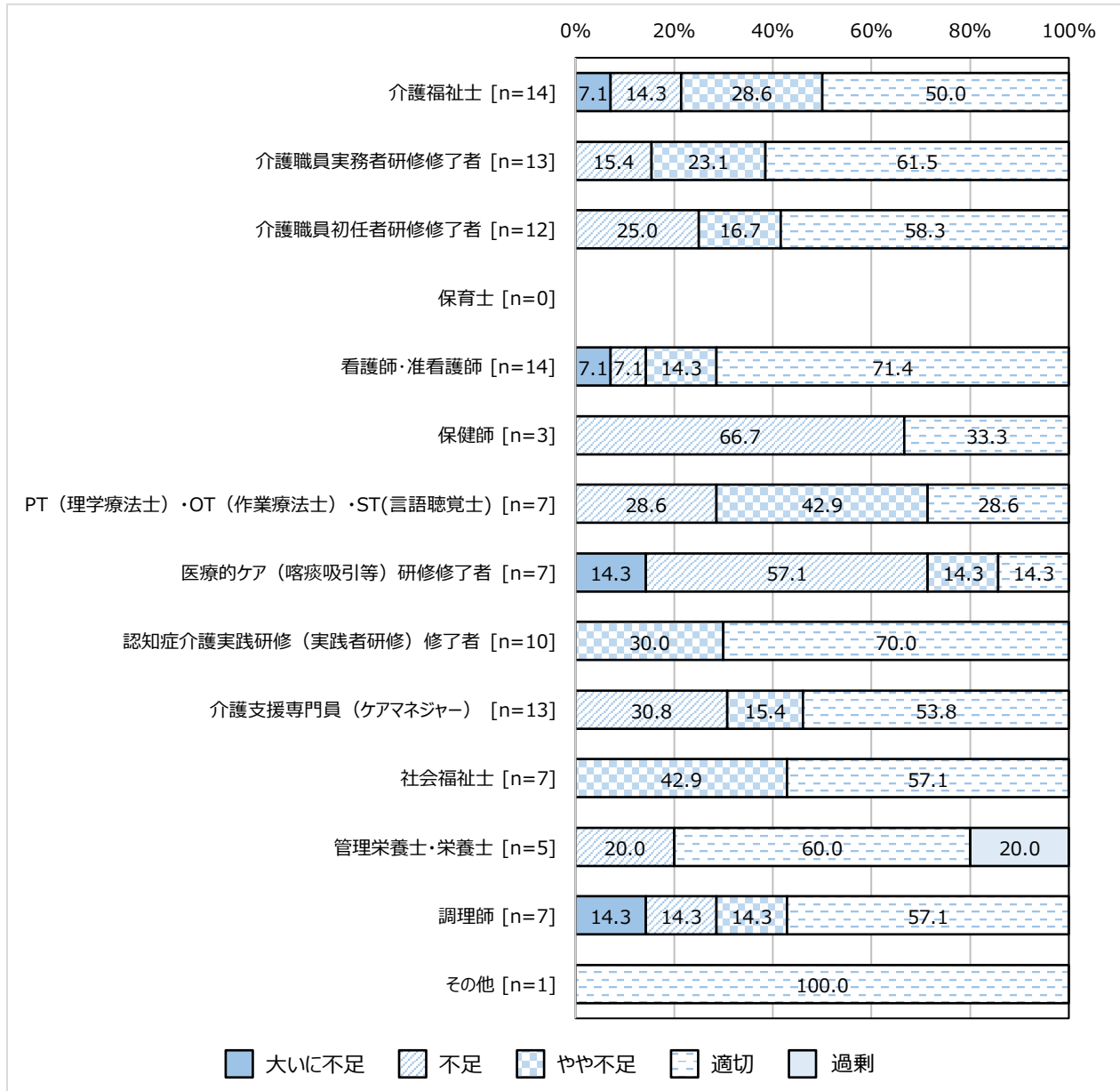
行政に最も期待する役割については、「相談機能の充実」及び「サービス基盤の充実」がともに約3割と多くなっています。



(4) 介護人材実態調査結果

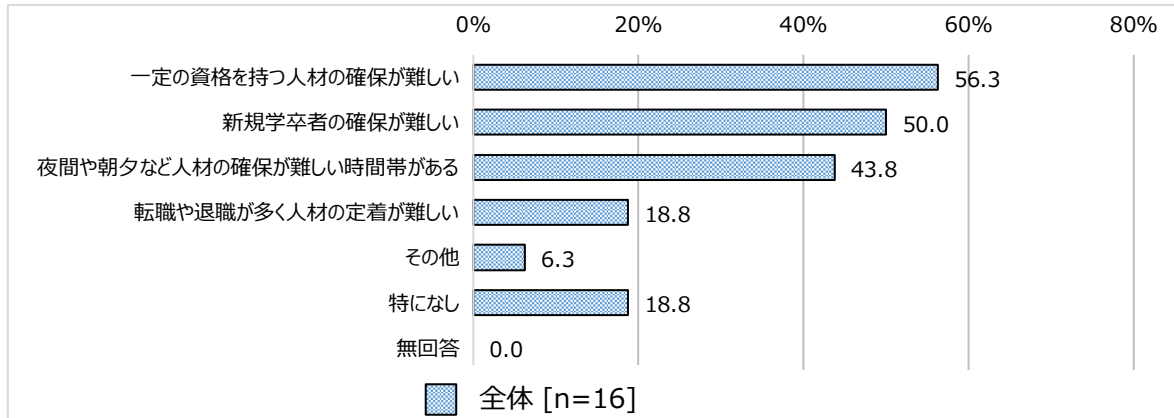
① 資格保有者の過不足感

「不足している」(大いに不足・不足・やや不足の合計) 資格保有者は、「介護福祉士」、「保健師」、「PT (理学療法士) ・OT (作業療法士) ・ST (言語聴覚士)」、「医療的ケア (喀痰吸引等) 研修修了者」で過半数となっています。



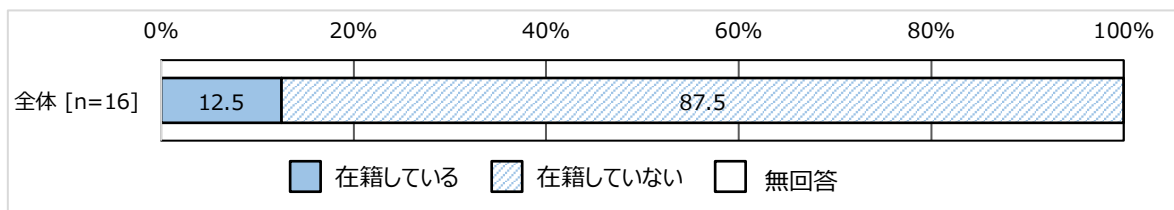
② 人材確保の課題（複数回答）

人材確保の課題は、「一定の資格を持つ人材の確保が難しい」、「新規学卒者の確保が難しい」で半数以上を占めています。



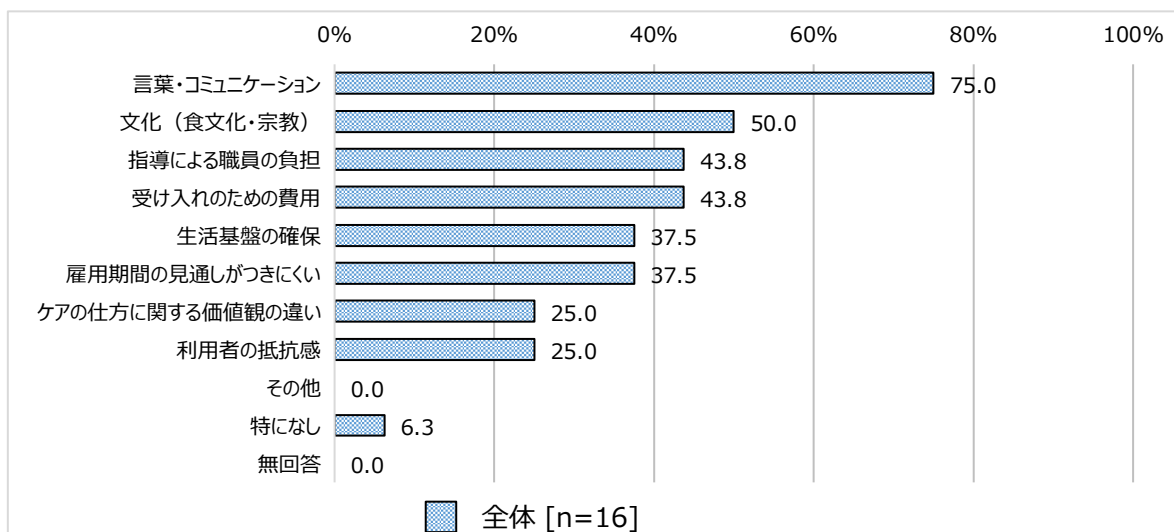
③ 外国人介護職員の在籍の有無

外国人介護職員の在籍については、「在籍している」が約1割となっています。



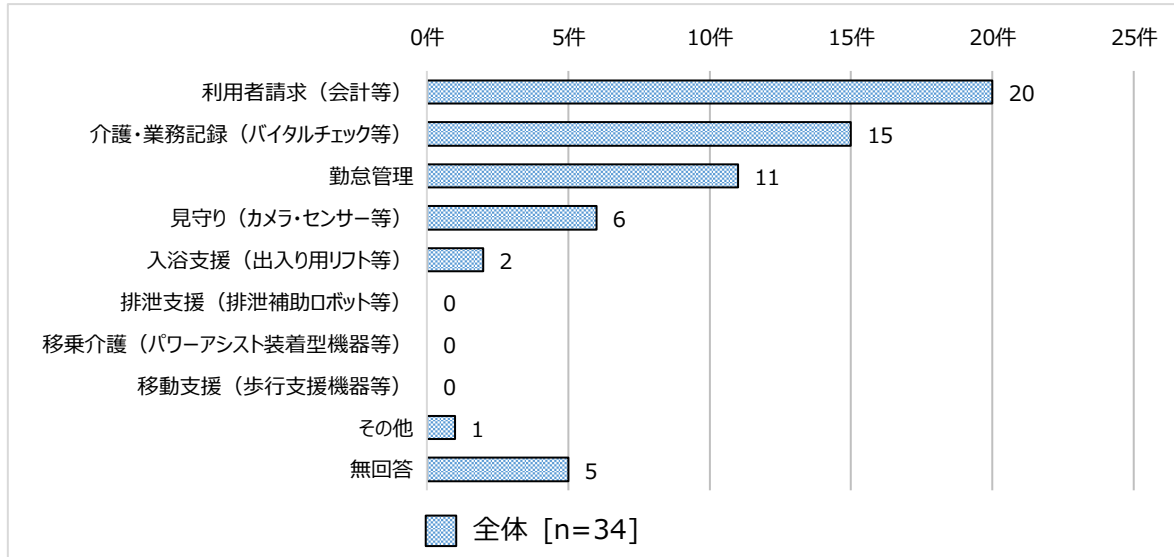
④ 外国人介護職員を雇用する場合の課題（複数回答）

外国人介護職員を雇用する場合の課題は、「言葉・コミュニケーション」が7割を超えて最も多く、次いで「文化（食文化・宗教）」、「指導による職員の負担」「受け入れのための費用」となっています。



⑤ ICT機器導入状況（複数回答）

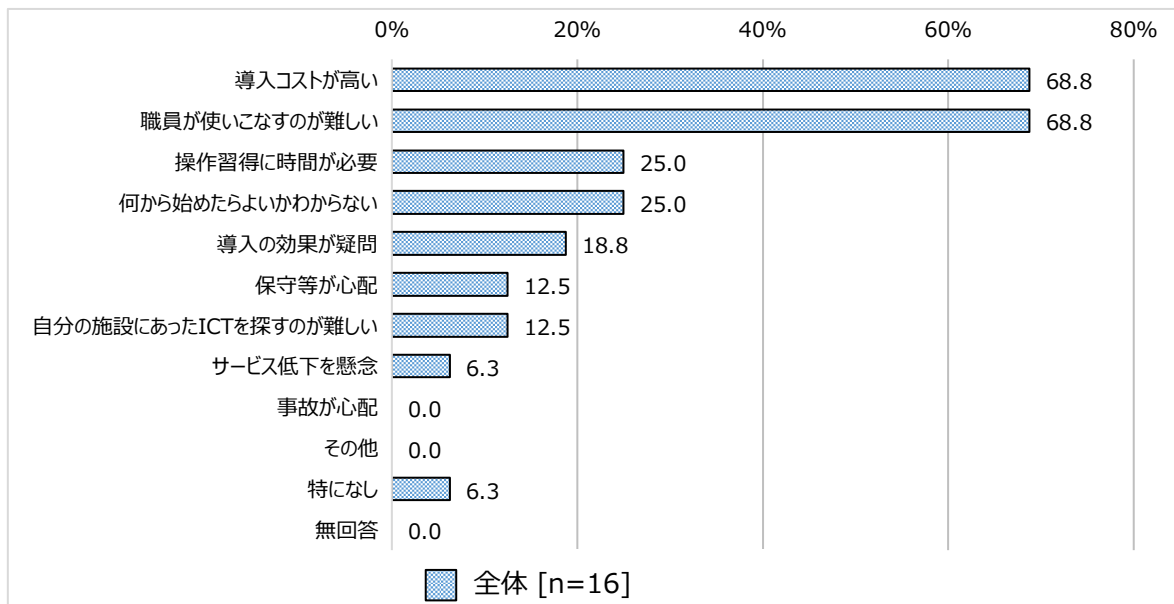
「利用者請求」、「介護・業務記録」、「勤怠管理」などではICT機器が導入されていますが、「排泄支援」、「移乗介護」、「移動支援」ではICT機器が導入されていない状況となっています。



※16 法人の回答。事業所ごとの回答のため、n=34 となっている。

⑥ ICT導入に当たっての課題（複数回答）

ICT導入に当たっての課題については、「導入コストが高い」「職員が使いこなすのが難しい」が約7割を占めています。



5 八幡市高齢者健康福祉計画及び第8期介護保険事業計画の評価

第8期計画で掲げた基本目標ごとの評価指標の達成状況について、令和2年度（2020年度）末から令和4年度（2022年度）末までの達成状況により評価しました。

評価	基準
☆	目標値以上の達成
◎	達成度が75%以上
○	達成度が50%以上
△	達成度が25%以上
▲	達成度が25%未満

(1) 健康づくりと介護予防の推進

指標	計画策定時 令和2年度 (2020年度)	目標値 令和4年度 (2022年度)	実績値 令和4年度 (2022年度)	評価	担当課
やわた未来いきいき健幸プロジェクト参加者数（人）	2,100	4,000	3,930	◎	健康推進課
健幸アンバサダー養成事業の養成者数（人）	39	150	23	▲	健康推進課
元気アップ体操教室延参加者数（人）	1,582	4,000	3,006	◎	健康推進課
高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施のハイリスクアプローチ延支援件数（件）	57	450	366	◎	国保医療課
高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施のポピュレーションアプローチ延支援件数（件）	116	720	518	○	国保医療課
訪問型サービスB延利用回数（回）	258	300	162	○	高齢介護課
通所型サービスC延参加者数（人）	805	880	854	◎	高齢介護課
介護支援サポーター登録者数（人）	104	130	103	◎	高齢介護課
通所リハビリテーション（短時間（1時間以上2時間未満））算定件数（件）	1,660	1,970	1,955	◎	高齢介護課

取組状況

- 市民等の健康意識の向上のため、歩数や検診受診等の健康活動の成果に応じてポイントが貯まる「やわた未来いきいき健幸プロジェクト事業」を実施しました。
- 健康寿命を延ばし、軽度の支援を必要とする方の自立支援、介護予防・重度化防止、意欲がある方の社会参加機会の確保等を行う総合事業のサービスとして、「訪問型サービスB」、「通所型サービスB」及び「通所型サービスC」を提供しました。
- 高齢者が地域における生活支援サービスの担い手として活動することも視野に入れた、「介護支援サポーター事業」を実施し、ボランティアの養成に努めました。

課題

- やわた未来いきいき健康プロジェクト事業は参加者数を伸ばしています。健康寿命の延伸のためには、日頃からの健康づくりなど介護予防を意識した取組が重要であるため、個人の健康に対する健康管理意識を育てるとともに、健康づくりに関する正しい知識の普及啓発が必要です。
- 健幸アンバサダー養成事業の養成者数は、目標値を下回る結果となっています。これまでの間に累計で536人の健幸アンバサダーを養成し、新たな担い手の発掘が課題となっています。すでに、新たな切り口として、小学校に通う児童を健幸アンバサダーとして養成する「キッズ健幸アンバサダー養成講座」を開催していますが、健幸アンバサダーとなる人材の確保に向けて、更なる有効な手立てについて検討が必要です。
- 通所型サービスBについては、地域住民が主体となり地域に根差したサービス内容について継続的に検討が必要です。

(2) 地域包括ケアの推進

指標	計画策定時 令和2年度 (2020年度)	目標値 令和4年度 (2022年度)	実績値 令和4年度 (2022年度)	評価
ほっとあんしんネット相談件数(件)	2,354	2,900	2,500	◎
地域ケア会議開催回数(回)	21	30	17	○
多職種連携在宅療養支援協議会開催回数(回)	1	2	1	○

※「(2) 地域包括ケアの推進」以降の指標の担当課はすべて高齢介護課

取組状況

- 地域包括支援センター連絡協議会で各地域包括支援センター（ほっとあんしんネット）の連携や情報共有を図りました。コロナ禍の感染者数が多い時期はリモートにて開催をしました。
- 処遇困難ケースの増加に伴い、地域ケア会議の開催により、関係者のネットワークの構築を図りました。
- 医療・介護連携の強化を目的として、多職種連携在宅療養支援協議会を1回開催しました。
- 家族介護者への支援のため、家族介護者教室を1回開催しました。
- 分野を越えた福祉に関わる専門職同士の「顔の見える関係」づくりのため、「むすびの談話」を開催しました。

課題

- 相談件数の増加や虐待・困難事案の対応など、相談支援業務が過多となっていたため、職員の資質向上を図る必要があります。
- 地域包括支援センターが中核となり、総合相談窓口の機能を発揮できるよう、地域ケア会議や第2層協議体、出前講座、自治会説明会等を活用し、引き続き広報活動を図る必要があります。
- 在宅医療推進会議や「介護の日」講演会等を通して医師会との連携体制を構築していく必要があります。
- 社会福祉協議会と協働し、民生・児童委員や福祉委員会、その他団体、福祉専門職、関係機関との連携を進めるとともに、地域における支え合い活動を推進することが必要です。
- コロナ禍により事業実施に影響がありましたが、家族介護者教室の参加者等を増やしていけるよう、事業所等の協力を得て取り組んでいく必要があります。
- 今後も未曾有の事態等に対して、医療・介護分野が連携して迅速に情報共有し、横断的に連携していく必要があります。

(3) 認知症施策の推進

指標	計画策定時 令和2年度 (2020年度)	目標値 令和4年度 (2022年度)	実績値 令和4年度 (2022年度)	評価
認知症サポーター養成講座受講者数 (人)	53	150	69	△
認知症初期集中支援チーム支援者数 (人)	5	7	2	△
八幡市あんしんネットワーク協力機 関登録数(カ所)	105	115	116	☆
認知症高齢者等GPS端末利用料補 助金利用者数(人)	15	7	2	△
オレンジカフェ設置数(カ所)	2	4	4	☆
オレンジカフェの参加者数(人)	21	230	253	☆

取組状況

- 専門職で構成された「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、早期診断・早期対応に向けた支援を行いました。
- 認知症高齢者の方とその家族等が気軽に集うことができる「オレンジカフェ（認知症カフェ）」を開催しました。参加者数はコロナ禍で目標値に達し、カフェ設置数は2つ増えて、4か所となっています。
- 高齢者虐待案件については地域包括支援センターと協議して関係機関と随時連携を行いました。虐待相談・通報・届出が増加しています。

課題

- 医療・介護機関が連携して協議の場を持つことが出来てきており、対応ケース数を増やしていくことが必要となってきました。
- 高齢者虐待案件については地域包括支援センターとコアメンバー会議を随時開催しており、京都府高齢者権利擁護センターと連携し、詳細な虐待対応計画を作成して継続的な協議を行う必要があります。

(4) 安心して暮らし続けられる生活環境の整備

指標	計画策定時 令和2年度 (2020年度)	目標値 令和4年度 (2022年度)	実績値 令和4年度 (2022年度)	評価
生活支援体制整備協議体の会議開催回数(回)	13	14	3	▲
配食サービス利用者延人数(人)	325	320	407	☆
シルバーライフラインシステム利用者数(人)	368	390	362	◎

取組状況

- コロナ禍の影響により回数は少なくなりましたが、生活支援体制整備協議体を開催し、地域のオレンジカフェのニーズ等についての協議を行いました。
- 災害時には市職員が介護保険施設の被害状況や入居者の確認等を行い、地域包括支援センターを中心として高齢者の安否確認を行う体制が構築されています。
- コロナ対策として、ワクチン接種体制の構築や衛生用品の配布を行いました。

課題

- 各圏域の様々な機関や市民等の協力のもと、地域のニーズに合った多様な生活支援サービスの継続的な提供体制の確保が必要です。
- 生活支援体制整備事業のコーディネーターによる生活支援の担い手の養成やサービスの開発等の資源開発、サービス提供主体等の関係者のネットワークを構築していく必要があります。
- 災害時に迅速に対応できる地域の体制作りと、防災・防犯・交通安全の啓発活動について、引き続き各関係機関と連携して推進していくことが必要です。
- 災害や感染症にかかる体制整備については、衛生用品の備蓄などを整えていくことが必要となっています。

(5) 介護保険サービスの質の向上と円滑な運営

指標	計画策定時 令和2年度 (2020年度)	目標値 令和4年度 (2022年度)	実績値 令和4年度 (2022年度)	評価
認定調査状況チェック（件）	全件	全件	全件※	☆
介護・福祉職場就職フェア開催回数 （回）	0	1	1	☆
ケアプラン点検件数（件）	25	24	25	☆
住宅改修点検件数（写真確認）（件）	全件	全件	全件	☆
住宅改修点検調査件数（件）	-	5	11	☆
福祉用具貸与調査件数（件）	-	2	1	○

※コロナによる職権更新を除く

取組状況

- 介護サービス情報の提供、利用者・介護者への支援の充実を図るため、わかりやすい介護保険制度のパンフレットの作成・配布を行いました。
- 定期的にケアプランチェックを行い、回数は目標値に達しています。
- 令和3年度（2021年度）から、住宅改修の現地確認による点検調査を開始しました。
- 本市と八幡市老人福祉施設協議会が主催し、社会福祉法人京都府社会福祉協議会 福祉人材・研修センターの協力を得て、「八幡市介護・福祉職場就職フェア」を開催しました。

課題

- 既存事業者の規模拡大や新規事業者の参入の促進について、サービス供給体制を安定的に確保していくため、本市の要介護等認定者数、サービス利用状況、今後の要介護等高齢者推計人口やサービス必要見込量等を踏まえながら、サービス提供体制を検討していく必要があります。
- 介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を図るため、限られた財源を効果的に活用し、適正なサービスを真に必要な人に提供していく事業者の介護サービスの質の向上を目的とした自己評価や第三者による評価の取組が進むように、引き続き京都府と連携を図る必要があります。
- 福祉分野でのサービスの担い手の確保・定着が課題となっています。引き続き「八幡市介護・福祉職場就職フェア」を開催するなど、福祉・介護人材の確保の取組が必要です。

(6) 介護保険サービスの利用状況

介護保険サービスの実績値を計画値と比較すると、第8期（令和3年度（2021年度）、令和4年度（2022年度））の対計画比は、第1号被保険者数、要介護等認定者数・認定率、総給付費ともに、ほぼ計画通りの実績となっています。

令和4年度（2022年度）の利用者数や給付費における詳細をみると、在宅サービスの訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、居宅療養管理指導、定期巡回・随時対応型訪問介護看護において、実績が計画値を上回っています。

要因としては、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果において、「高齢者への介護保険施策等の充実のための行政への希望」では、「自宅でも治療が受けられる在宅医療の充実」、「在宅サービスの充実」を求める割合が高く、また、在宅医療及び在宅医療・介護の連携を推進し、在宅サービスの提供体制の充実を図っていることが考えられます。

■ 第1号被保険者数、要介護等認定者数・認定率等の対第8期計画比

	計画値		実績値		対計画比	
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
第1号被保険者数 (人)	22,088	22,035	22,303	22,187	101.0%	100.7%
要介護等認定者数 (人)	4,403	4,617	4,420	4,495	100.4%	97.4%
要介護等認定率 (%)	19.9	21.0	19.8	20.3	99.4%	96.7%
総給付費 (千円)	5,221,753	5,450,136	5,289,696	5,449,302	101.3%	100.0%
施設サービス (千円)	1,975,575	1,991,948	2,013,415	1,997,870	101.9%	100.3%
居住系サービス (千円)	465,329	494,072	436,941	436,781	93.9%	88.4%
在宅サービス (千円)	2,780,849	2,964,116	2,839,340	3,014,651	102.1%	101.7%
第1号被保険者1人あたり給付費 (円)	236,407	247,340	237,174	245,608	100.3%	99.3%

■ サービス別利用者数の対第8期計画比

単位：人

	計画値		実績値		対計画比	
	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)
施設サービス						
介護老人福祉施設	2,628	2,640	2,775	2,834	105.6%	107.3%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	360	360	352	348	97.8%	96.7%
介護老人保健施設	3,708	3,732	3,822	3,574	103.1%	95.8%
介護医療院	276	288	234	294	84.8%	102.1%
介護療養型医療施設	12	12	16	11	133.3%	91.7%
施設サービス 小計	6,984	7,032	7,199	7,061	103.1%	100.4%
居住系サービス						
特定施設入居者生活介護	1,488	1,560	1,428	1,439	96.0%	92.2%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	-	-
認知症対応型共同生活介護	696	756	643	644	92.4%	85.2%
居住系サービス 小計	2,184	2,316	2,071	2,083	94.8%	89.9%
在宅サービス						
訪問介護	8,004	8,496	8,259	8,650	103.2%	101.8%
訪問入浴介護	456	492	471	534	103.3%	108.5%
訪問看護	5,232	5,532	5,818	6,530	111.2%	118.0%
訪問リハビリテーション	636	684	594	631	93.4%	92.3%
居宅療養管理指導	7,728	8,208	8,302	8,822	107.4%	107.5%
通所介護	6,300	6,684	6,233	6,633	98.9%	99.2%
地域密着型通所介護	564	600	470	402	83.3%	67.0%
通所リハビリテーション	7,764	8,172	7,346	7,445	94.6%	91.1%
短期入所生活介護	1,188	1,260	993	1,177	83.6%	93.4%
短期入所療養介護（老健）	276	324	376	368	136.2%	113.6%
短期入所療養介護（病院等）	0	0	1	0	-	-
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	-	-
福祉用具貸与	18,084	19,092	18,934	19,899	104.7%	104.2%
特定福祉用具販売	372	420	387	355	104.0%	84.5%
住宅改修	420	456	379	363	90.2%	79.6%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	312	336	441	502	141.3%	149.4%
夜間対応型訪問介護	0	0	8	4	-	-
認知症対応型通所介護	228	252	212	231	93.0%	91.7%
小規模多機能型居宅介護	444	492	398	369	89.6%	75.0%
看護小規模多機能型居宅介護	240	264	241	269	100.4%	101.9%
介護予防支援・居宅介護支援	25,392	26,796	26,207	27,403	103.2%	102.3%
在宅サービス 小計	83,640	88,560	86,070	90,587	102.9%	102.3%

■ サービス別給付費の対第8期計画比

単位：千円

	計画値		実績値		対計画比	
	令和 3年度	令和 4年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 3年度	令和 4年度
	(2021年度)	(2022年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2021年度)	(2022年度)
施設サービス						
介護老人福祉施設	680,403	683,559	716,779	739,171	105.3%	108.1%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	113,126	113,189	109,557	109,351	96.8%	96.6%
介護老人保健施設	1,066,325	1,074,384	1,091,824	1,035,490	102.4%	96.4%
介護医療院	110,988	116,081	89,952	109,397	81.0%	94.2%
介護療養型医療施設	4,733	4,735	5,304	4,461	112.1%	94.2%
施設サービス 小計	1,975,575	1,991,948	2,013,415	1,997,870	101.9%	100.3%
居住系サービス						
特定施設入居者生活介護	285,127	298,156	268,593	268,635	94.2%	90.1%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	-	-
認知症対応型共同生活介護	180,202	195,916	168,348	168,146	93.4%	85.8%
居住系サービス 小計	465,329	494,072	436,941	436,781	93.9%	88.4%
在宅サービス						
訪問介護	593,587	633,096	632,114	700,390	106.5%	110.6%
訪問入浴介護	27,178	29,462	29,531	32,496	108.7%	110.3%
訪問看護	195,696	207,023	229,016	264,502	117.0%	127.8%
訪問リハビリテーション	22,514	24,277	21,428	24,447	95.2%	100.7%
居宅療養管理指導	85,229	90,646	95,937	101,964	112.6%	112.5%
通所介護	471,973	501,205	469,254	495,873	99.4%	98.9%
地域密着型通所介護	44,650	47,763	29,185	24,451	65.4%	51.2%
通所リハビリテーション	438,746	463,023	390,080	374,352	88.9%	80.8%
短期入所生活介護	97,033	102,638	78,095	93,982	80.5%	91.6%
短期入所療養介護（老健）	21,251	25,212	32,959	31,899	155.1%	126.5%
短期入所療養介護（病院等）	0	0	16	0	-	-
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	-	-
福祉用具貸与	227,333	240,441	239,688	253,572	105.4%	105.5%
特定福祉用具販売	10,564	11,911	10,428	10,746	98.7%	90.2%
住宅改修	36,819	39,721	30,093	30,491	81.7%	76.8%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	45,980	49,028	64,201	76,576	139.6%	156.2%
夜間対応型訪問介護	0	0	126	682	-	-
認知症対応型通所介護	21,899	24,549	20,145	19,752	92.0%	80.5%
小規模多機能型居宅介護	77,645	88,198	78,018	72,024	100.5%	81.7%
看護小規模多機能型居宅介護	48,509	53,085	56,694	62,464	116.9%	117.7%
介護予防支援・居宅介護支援	314,243	332,838	332,332	343,990	105.8%	103.4%
在宅サービス 小計	2,780,849	2,964,116	2,839,340	3,014,651	102.1%	101.7%

※単位未満は四捨五入により端数処理しているため、金額の積み上げが合わない場合があります。

(7) 第8期計画のアウトカム評価

第8期計画において、5つの基本目標の実施による効果・成果（＝アウトカム）を指標とし、以下のアウトカム指標を設定しました。達成状況は以下の通りです。

評価：「○」…達成／「—」…未達

中間アウトカム	令和元年度 (2018年度)	令和4年度 (2022年度)	目標	評価
運動機能低下のリスク	12.3%	12.5%	↓	—
手段的日常生活動作(IADL)が高い人の割合	85.9%	87.4%	↑	○
地域活動への参加意向	55.4%	60.5%	↑	○
介護予防のための通いの場の参加率	5.5%	6.3%	↑	○
認知症相談窓口の認知度	21.2%	17.9%	↑	—
A C Pまたは人生会議の認知度	6.0%	21.8%	↑	○

※令和元年度は「第8期介護保険事業計画等策定に係るアンケート調査 結果報告書」より抜粋

※令和4年度は「第9期介護保険事業計画等策定に係るアンケート調査 結果報告書」より抜粋

最終アウトカム		令和元年度 (2018年度)	令和4年度 (2022年度)	目標	評価
健康寿命 ^{※1}	男性	80.6年	81.3年	↑	○
	女性	83.4年	85.1年	↑	○
主観的幸福感の高い高齢者の割合		71.2%	73.3%	↑	○
主観的健康観の高い高齢者の割合		80.6%	81.9%	↑	○
生きがいのある高齢者の割合		59.7%	55.9%	↑	—

※令和元年度は「第8期介護保険事業計画等策定に係るアンケート調査 結果報告書」より抜粋

※令和4年度は「第9期介護保険事業計画等策定に係るアンケート調査 結果報告書」より抜粋

※1：健康寿命は、介護保険認定者数から算出した0歳時点平均自立期間のこと。計算方法は、健康寿命の算定の方針（平成24年9月発行、平成24年度厚生労働省科学研究費補助金による健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究班）による。①算定年の2～4年前の3年間の5歳刻みの死亡者数、②算定年の前年末の5歳刻みの人口、③算定年の前年7月末の5歳刻みの要介護2以上の数から算出

6 2040年の八幡市の姿

(1) 高齢者人口の推計

人口は、令和5年(2023年)の69,258人から令和22年(2040年)には57,915人に減少し、令和32年(2050年)には50,771人まで減少すると見込まれます。

高齢化率は、令和5年(2023年)の31.8%から令和22年(2040年)には36.9%に上昇することが見込まれます。

65歳以上の高齢者人口をみると、令和4年(2022年)以降、75歳以上(後期高齢者)人口が65～74歳(前期高齢者)人口を上回っており、以降もその傾向が見込まれます。

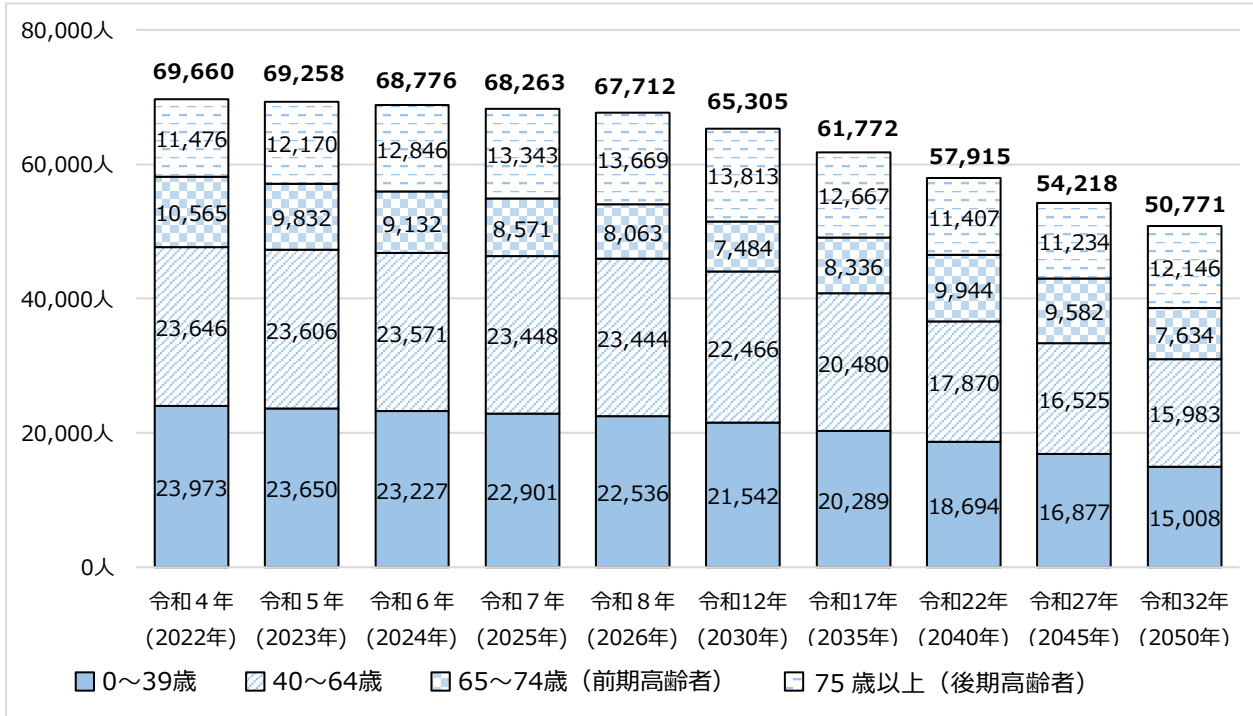
■人口等の推計

単位：人

区分	実績値		第9期計画期間(推計値)			推計値				
	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)
総人口	69,660	69,258	68,776	68,263	67,712	65,305	61,772	57,915	54,218	50,771
0～39歳	23,973	23,650	23,227	22,901	22,536	21,542	20,289	18,694	16,877	15,008
40～64歳	23,646	23,606	23,571	23,448	23,444	22,466	20,480	17,870	16,525	15,983
65歳以上	22,041	22,002	21,978	21,914	21,732	21,297	21,003	21,351	20,816	19,780
65～74歳	10,565	9,832	9,132	8,571	8,063	7,484	8,336	9,944	9,582	7,634
75歳以上	11,476	12,170	12,846	13,343	13,669	13,813	12,667	11,407	11,234	12,146
高齢化率	31.6%	31.8%	32.0%	32.1%	32.1%	32.6%	34.0%	36.9%	38.4%	39.0%
前期高齢化率	15.2%	14.2%	13.3%	12.6%	11.9%	11.5%	13.5%	17.2%	17.7%	15.0%
後期高齢化率	16.5%	17.6%	18.7%	19.5%	20.2%	21.2%	20.5%	19.7%	20.7%	23.9%

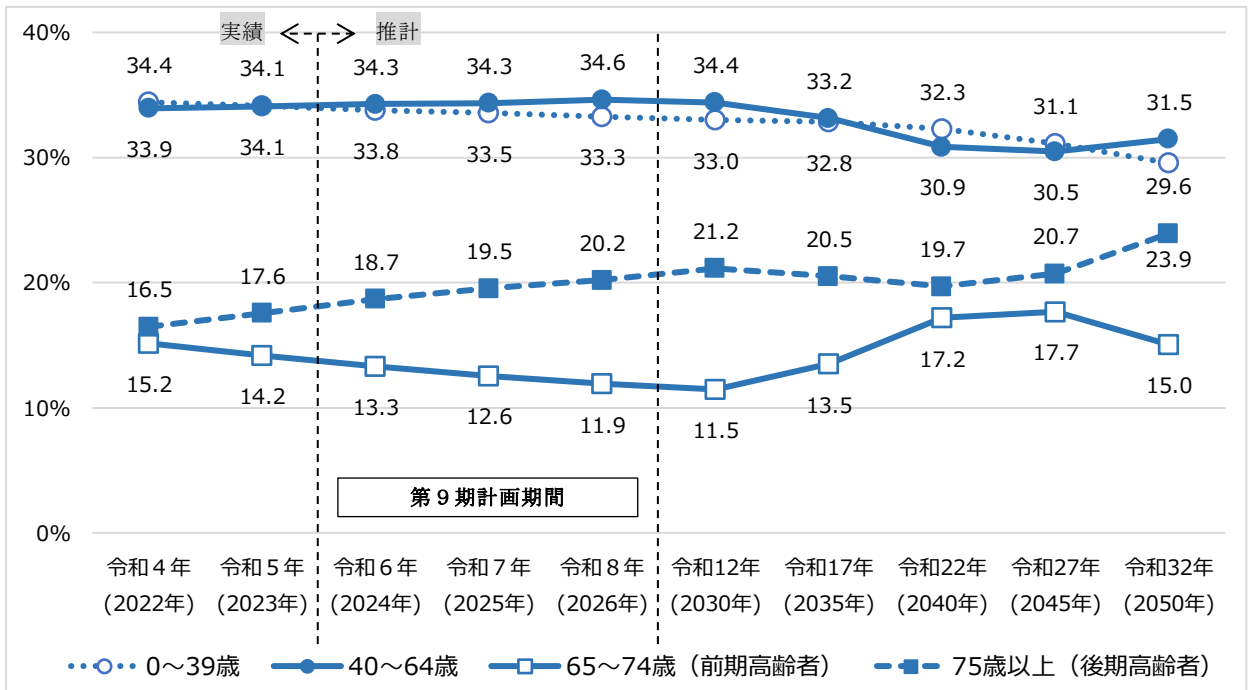
資料：(実績) 令和4・5年は、住民基本台帳人口(9月末)
(推計) 令和6年以降は、コーホート変化率法による推計(各年9月末)

■年齢区分別人口の推計



資料：(実績) 令和4・5年は、住民基本台帳人口（9月末）
 (推計) 令和6年以降は、コーホート変化率法による推計（各年9月末）

■年齢区分別人口割合の推計



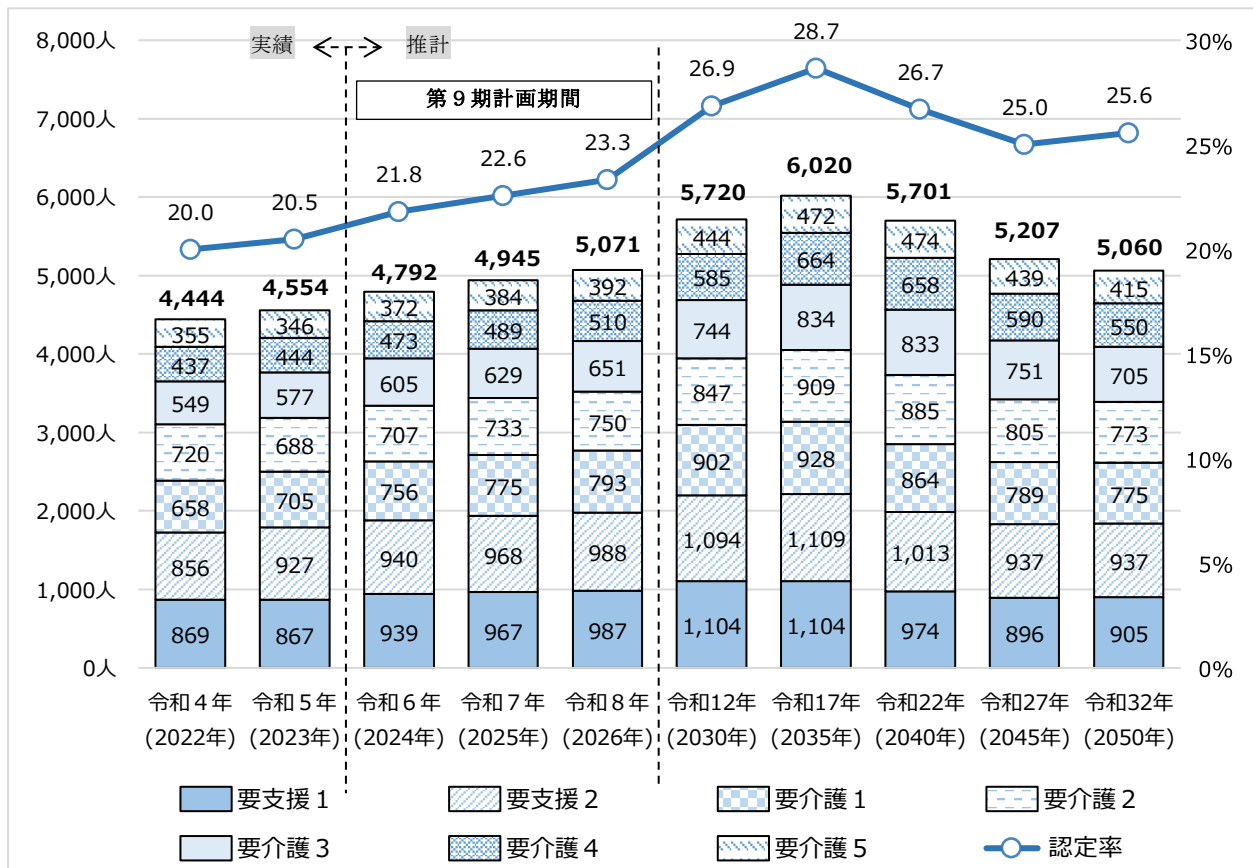
資料：(実績) 令和4・5年は、住民基本台帳人口（9月末）
 (推計) 令和6年以降は、コーホート変化率法による推計（各年9月末）

(2) 要介護等認定者数の推計

要介護等認定者数の推計では、要介護等認定者数は、令和5年度（2023年度）の4,554人から令和22年度（2040年度）には5,701人、令和32年度（2050年度）には5,060人になると見込まれます。

第1号認定率（第1号認定者数÷第1号被保険者数＝第1号被保険者に占める第1号認定者の割合）は令和5年度（2023年度）の20.5%から令和17年度（2035年度）には28.7%まで上昇すると見込まれます。

■ 要介護等認定者数の推計

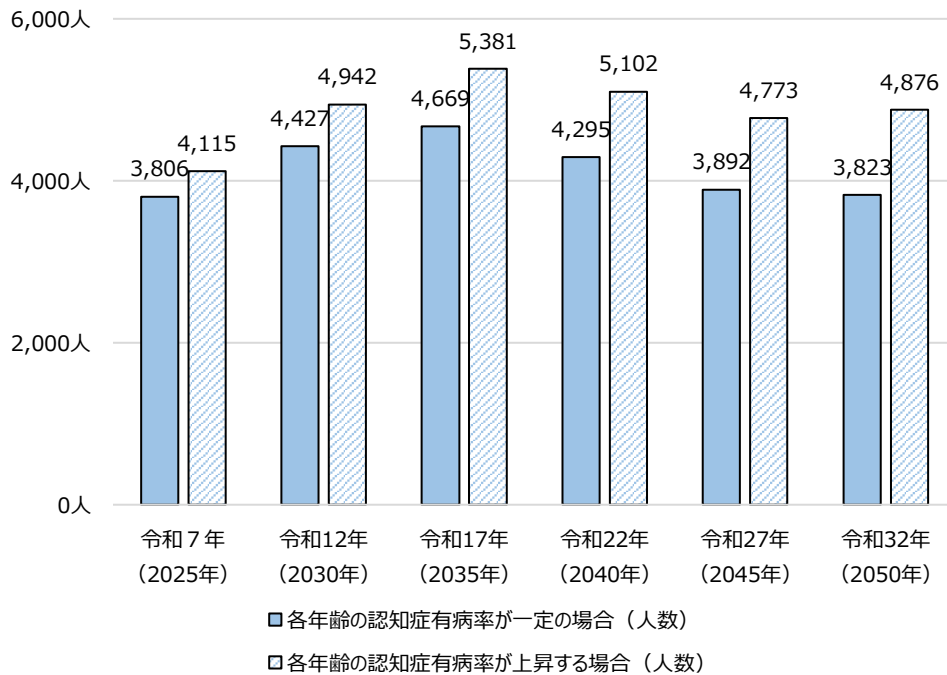


資料：(実績) 令和4年は、厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（3月末）
 (実績) 令和5年は、厚生労働省「介護保険事業状況報告（3月月報）」
 (推計) 令和6年以降は、「見える化」システムによる推計値（各年9月末）

(3) 認知症高齢者数の推計

認知症高齢者数は、後期高齢者の増加に伴い、2035年まで増加が見込まれ、約4,700人（認知症有病率が一定の場合。認知症有病率が上昇する場合は約5,400人）になると推計されています。その後は前期高齢者割合の増加に伴い、認知症高齢者数も減少の見込みです。

■八幡市の65歳以上の認知症高齢者数の将来推計



※有病率は、二宮利治ほか（2014）「厚生労働科学研究費補助金 日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」の数値を利用

7 八幡市の高齢者を取り巻く課題

(1) 高齢者の健康づくり

人口推計から、今後引き続き高齢化率は上昇し、特に後期高齢者数の増加が見込まれることから、介護サービス等の支援が必要な方が増えていくことが予測されています。現在の要支援・要介護認定率は2割程度であることから、元気に活躍している高齢者が8割程度を占めているなか、人生100年時代を迎え、高齢者の健康づくり・介護予防がより重要になっています。

本市では平成30年(2018年)3月に「やわたスマートウェルネスシティ計画」を策定し、「健康」で「幸せ」な「健幸」のまちづくりに取り組んでいます。高齢者が「健幸」な人生を送るためには、個人の健康管理意識や生活習慣だけでなく、社会的なつながりの有無や地域コミュニティの状況も重要な要素です。個人の健康意識の醸成や日常的な健康づくりを促す取組を推進することに加えて、高齢者の社会参加を増やすための取組を充実させていくことが重要です。アフターコロナにおける地域活動を活性化するための取組や、新たな活動方法の検討など、多様な地域活動のあり方を模索していくことが必要です。

(2) 地域における生活支援

高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯等の、高齢者のみの世帯の増加に伴い、移送や外出同行、調理や買い物、掃除、洗濯等の家事援助、見守り、安否確認といった生活支援のニーズが高まっています。これらは、行政サービスだけでは難しい支援であり、地域のつながりにより高齢者の日々の暮らしを支えていく必要があります。

日常生活の安全・安心の確保や、自立した生活を営むことができるよう、介護保険サービスだけでなく、民間企業、NPO団体、ボランティア等も含めた多様な事業主体の参画を得ながら、日常生活を支援する取組を充実させることが重要です。

(3) 家族介護者の負担軽減

在宅介護実態調査によると、主な介護者について60歳以上が6割程度、就労している人は4割弱と、老老介護や仕事と介護の両立等に直面している人が多くみられます。また、介護者は、夜間の排泄や入浴・洗身、外出の付き添い・送迎等の身体介護、認知症状への対応等の介護負担が大きく、またそれに不安を感じていると回答しています。

家族介護者の負担軽減を図るため、介護保険サービスの適切な利用や制度理解の支援に加え、介護者の休息に資するサービスの利用支援や心理面での負担軽減に向けた情報提供、仕事と介護の両立支援、柔軟な働き方に関する企業の理解促進の取組等を進めていく必要があります。

(4) 認知症施策の推進

国において、65歳以上の高齢者のうち認知症を発症している人は高齢化の進行に伴って増え続け、令和7年（2025年）には730万人へ増加し、65歳以上の5人に1人が認知症を発症すると推計されています。

認知症になってもできる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症に対する正しい理解の普及・啓発、状態に応じた適切な医療・介護・福祉、介護者同士の交流を通じた心理面での負担軽減等、地域全体で認知症の人やその家族を見守り支えるネットワークを構築していく必要があります。

また、令和5年（2023年）6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（認知症基本法）が成立し、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策の基本理念や国・地方公共団体等の責務等について規定されました。本計画も認知症基本法との整合を図り、認知症の人及びその家族の支援を進めていくことが必要です。

(5) 災害や感染症への対策

近年、地震や豪雨等の災害発生による高齢者施設の被災や、感染症の拡大に伴い、さまざまな活動に影響が出ています。

介護サービスは、高齢者やその家族にとって住み慣れた地域における生活を支えるために必要不可欠なものであり、災害や感染症拡大といった緊急時においても必要な物資が確保され、継続的に必要なサービスを提供できる体制を引き続き強化していく必要があります。

(6) 福祉・介護人材の確保

福祉・介護人材の確保は全国的に課題となっており、本市においても新規学卒者や一定の資格を持つ人材の確保、職場定着、ケアマネジャーの不足等の課題がみられます。雇用促進のため、介護職のイメージアップやICTを活用した業務効率化、働きやすい職場環境の整備、外国人人材の雇用支援といった取組の検討が必要となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）に向けて、本格的な超高齢社会に対応できる「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図るとともに、介護サービスの利用のピークを迎える令和22年（2040年）を見据えてサービス提供体制の充実を図ること、さらに地域づくり等を一体的に取り組み、地域共生社会の実現を図っていく必要があります。

平成30年（2018年）3月に本市のまちづくりの基本的な考え方と方向性を示す「第5次八幡市総合計画」が策定され、介護保険事業計画は分野別計画であると位置付けられています。

総合計画の基本目標として『誰もが「健康」で「幸せ」な「健幸のまち やわた』と掲げ、目指す姿については『誰もが健康に関心を持ち、いきいきと幸せを感じながら健康寿命が延びるまち』、『医療・介護の連携が進み、住み慣れた地域で「幸せ」に暮らし続けられるまち』と掲げています。

そのため、本計画では、第8期計画に引き続き、基本理念を『誰もが「健康」で「幸せ」に暮らし続けられるまち・やわた』とし、健康寿命の延伸や自立支援・重度化防止の推進、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の深化・推進により、地域共生社会の実現に向けて、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるまちづくりを目指すものとします。

基本理念

誰もが「健康」で「幸せ」に
暮らし続けられるまち・やわた

2 基本目標

基本理念を実現するため、次の5項目を基本目標として設定します。

また、基本目標を達成するために「第4章 施策の方向性」において、各基本目標に対応する基本施策を設定し、具体的に取り組を推進します。

基本目標1 健康づくりと介護予防の推進

人生100年時代を迎え、高齢者が社会との関わりを持ち続けながら自立した生活を送り、いつまでも自分らしくいきいきと暮らせるよう、高齢者のニーズに応じた多様な活動の場を提供するとともに、日頃からの健康づくりや地域の実情に応じた効果的な介護予防の推進を図ります。

また、地域の生活支援ニーズと資源の把握を行い、地域住民や多様な主体による「支え合い」の関係による、地域に根ざした介護予防や生活支援サービスの充実を目指します。

基本目標2 地域包括ケアの深化・推進

支援を必要とするようになっても、住み慣れた地域での生活を継続していくことができるよう、高齢者のニーズや状態に応じた医療、介護、福祉のサービスやさまざまな生活支援サービスを、継続的・包括的に提供できるような体制づくりを推進します。

ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）を中核機関として位置づけ、さまざまな地域資源が連携するネットワークの強化を図り、高齢者・家庭の抱える複合課題に対応できる相談支援体制を拡充し、市民への相談窓口の周知を行います。また、地域ケア会議を充実するなど、地域資源の状況や地域課題を把握し、その課題解決に向けた取組へつなげます。

基本目標3 認知症施策の推進

高齢化及び後期高齢者数の増加に伴い、認知症高齢者の増加も予測されるなか、認知症に関する知識の普及啓発の推進や、早期発見・診断・対応の仕組みづくり、家族介護者の負担軽減など、認知症の予防と共生に向けた支援を行い、認知症高齢者やその家族が安心して生活できる地域づくりに取り組みます。

また、高齢者の権利擁護については、虐待防止のための地域での見守り活動など、早期発見のためのネットワークの強化や、成年後見制度の周知・理解促進の取組を行います。

基本目標4 安心して暮らし続けられる生活環境の整備

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して自立した生活を送ることができるよう、多様なニーズに即した住まいの確保や、災害時・緊急時の支援体制の整備、防犯・防災対策の推進など、高齢者が安心・安全に暮らせる生活環境の整備を図ります。

基本目標5 持続可能な介護保険制度の運営

介護を必要とする方の望む支援を適切に提供できるよう、介護保険サービスの充実に取り組んでいくとともに、提供するサービスの質の向上に努めます。

また、介護保険の持続可能性を担保するため、介護給付の適正化に努め、適切なサービスを真に必要な人に提供していきます。

あわせて、地域包括ケアシステムを支える人材の確保のため、外国人人材を含む福祉・介護人材の確保・育成・定着の支援を強化するとともに、ICTの導入支援など、介護現場の生産性向上に向けた取組を進めます。

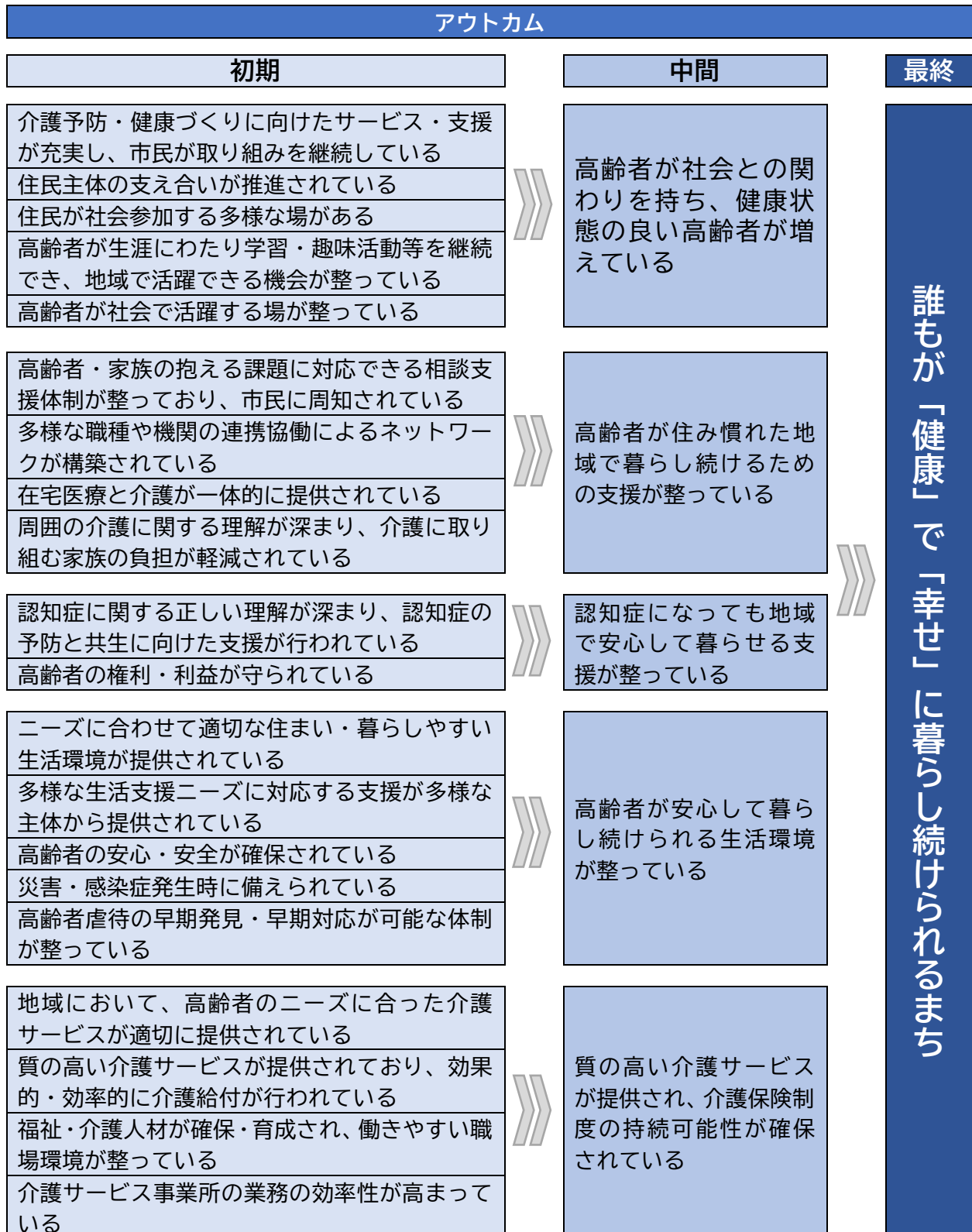


3 施策体系

基本目標 1 健康づくりと 介護予防の推進	(1) 健康づくり・生活習慣病予防の推進 (高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施)
	(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
	(3) 社会参加の推進
	(4) 生涯学習の推進
	(5) 雇用・就労対策の推進
基本目標 2 地域包括ケアの 深化・推進	(1) 相談支援体制の強化・相談窓口の周知
	(2) 地域福祉ネットワーク活動の推進
	(3) 医療と介護の連携強化
	(4) 家族介護者への支援
基本目標 3 認知症施策の推進	(1) 認知症の予防・理解促進・支援の充実
	(2) 権利擁護の推進
基本目標 4 安心して 暮らし続けられる 生活環境の整備	(1) 高齢者の住まい・住環境の整備
	(2) 生活支援サービスの推進
	(3) 防災・防犯・交通安全対策の推進
	(4) 災害や感染症にかかる体制整備
	(5) 高齢者虐待防止対策の推進
基本目標 5 持続可能な 介護保険制度の運営	(1) 介護保険サービスの提供体制の充実
	(2) 介護サービスの質の向上と介護給付の適正化
	(3) 福祉・介護人材の確保・育成・定着支援
	(4) 業務効率化の取組の強化

4 ロジックモデル

施策体系は、下記のロジックモデルの考え方に基づいて構成されています。ロジックモデルは、施策が目標とする成果を達成するに至るまでの論理的な関係を体系的に図式化したものです。「最終アウトカム」（目指す姿）から逆算し、その達成に至る過程の中間アウトカム、初期アウトカムを下記の通り設定しました。



第4章 施策の方向性

基本目標1 健康づくりと介護予防の推進

(1) 健康づくり・生活習慣病予防の推進（高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施）

① 健康づくり意識の醸成

現 状

- 平成30年（2018年）3月に「やわたスマートウェルネスシティ計画」を策定し、住民の健幸に重きを置き、心身の健康づくりだけでなく周辺環境の整備や、地域コミュニティの醸成等、さまざまな角度から健幸を捉え、まちづくりを行っています。

事業内容

事業	内容
やわた未来いきいき健幸プロジェクト	市民等の健康意識向上のため、歩数や健診受診等の健康活動の成果に応じてポイントが貯まるヘルスケア事業を実施します。
健幸アンバサダー養成事業	地域やコミュニティ等で、健康に関する総合的かつ正確な情報を発信する伝道師（健幸アンバサダー）を養成する事業です。所定のプログラムを受講すると健幸アンバサダーに認定され、市役所等から「健幸」情報が配信されます。
元気アップ介護予防サポーター養成講座	地域で軸となって体操教室を実施する人材を育成するための講座を実施します。音楽体操や筋トレ方法を学ぶことができます。

今後の取組

- 疾病予防と健康の維持・増進を図るために、個人の健康管理意識を育て、日常的に健康な生活を意識するように、情報提供や啓発活動を効果的に行い、健康づくりに関する正しい知識の普及を図ります。
- 小学生を健幸アンバサダーとして養成する「キッズ健幸アンバサダー養成講座」を引き続き開催し、体を動かすことの楽しさや重要性を学んだ小学生が、家族等にその体験を伝えることで、多世代の健康意識の向上を図ります。

② 生活習慣病予防の推進

現 状

- 生活習慣病予防やフレイル予防を効果的に行うため、疾病の特性や対象者の置かれた生活環境等を踏まえて、各種健康相談や健康教育を実施しています。

今後の取組

- 疾病の早期発見・早期治療を目的として各種検診（健診）を受診することの必要性を周知・啓発するとともに、検診（健診）受診率の向上に努めます。
- 生活習慣病や疾患等を適切に予防するには、日頃からかかりつけ医に相談できる関係ができていくことが重要であるため、かかりつけ医の必要性を啓発します。



③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

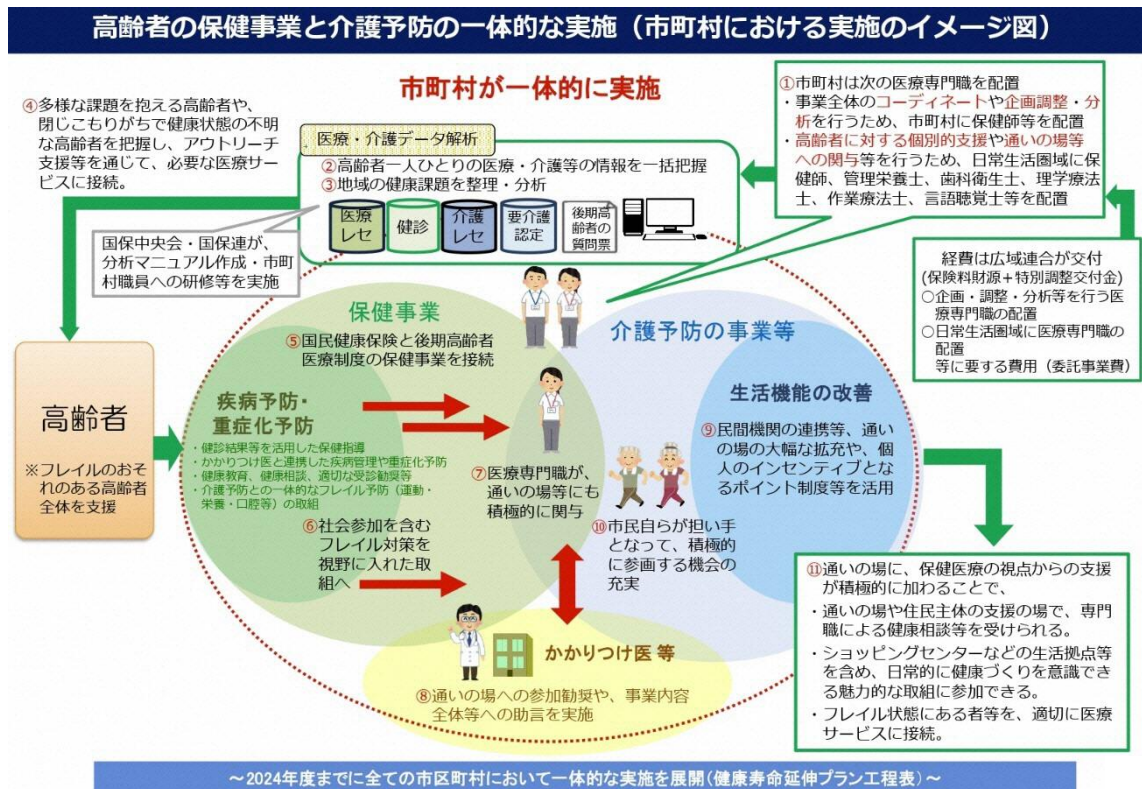
現 状

- 高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、75歳以上の後期高齢者の保健事業について、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と連携し、フレイル（虚弱）対応を一体的に実施しています。
- 事業全体のコーディネートや企画調整・分析を行うため、保健師等を配置するとともに、高齢者に対する個別的支援や通いの場等への関与を行うため、保健師、管理栄養士等を配置しています。
- 多様な課題を抱える高齢者や、閉じこもりがちで健康状態の不明な高齢者を把握し、アウトリーチ支援等を通じて、必要な医療・介護サービスに接続しています。

今後の取組

- 生活習慣病等の未治療・治療中断者の受診勧奨のための訪問指導、健康状態が不明な高齢者に対するアウトリーチ支援等（ハイリスクアプローチ）を実施し、疾病の重症化予防に努めます。
- 通いの場等において、地域の健康課題をもとに健康教育・健康相談等（ポピュレーションアプローチ）を実施し、フレイル予備群等を把握し、生活機能の向上支援に努めます。

(参考)



出典：厚生労働省「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について[概要版]」より

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

① 介護予防・生活支援サービス事業

《訪問型サービス》

現 状

- 要支援者等に対して、掃除や洗濯等の日常生活上の支援を提供しています。従来の訪問介護に相当するサービスをはじめ、協力員等で支援を行う訪問型サービスBを提供しています。

事業内容

事業	内容
訪問型サービス (現行相当サービス)	要支援者、介護予防・生活支援サービス事業対象者へ、訪問介護サービスを提供しています。
訪問型サービスB	登録事業者の協力員等による簡易的な訪問介護サービスを提供しています。

今後の取組

- 身近な場所で地域住民が主体となる活動が継続できるよう支援の充実が必要です。多様な担い手による多様なサービスを充実させるために、生活支援体制整備事業の協議体を通して地域の担い手を発掘し、住民主体で参加しやすく、地域に根ざした介護予防や生活支援サービスの構築を目指します。



《通所型サービス》

現 状

- 要支援者等に対して、機能訓練や通いの場等、日常生活上の支援を提供しています。従来の介護予防通所介護に相当するサービスをはじめ、機能訓練に重点を置いたサービス、リハビリテーション専門職による支援を行うサービスを提供しています。

事業内容

事業		内容
通所型サービス (現行相当サービス)		要支援者、介護予防・生活支援サービス事業対象者へ通所介護サービスを提供しています。
通所型サービスB		登録事業者による、通いの場の確保、介護予防・閉じこもり予防を目的としたサービスを提供しています。
通所型サービスC	パワーアップ教室 ・運動器機能向上事業	身体機能の低下がみられるが短期集中的な支援により改善が見込まれる方を対象とした運動教室を開催しています。
	いきいき笑って教室 ・閉じこもり予防支援事業 ・高齢者栄養改善事業 ・高齢者口腔機能向上支援事業	身体機能の低下がみられるが短期集中的な支援により改善が見込まれる方の閉じこもり予防・栄養改善・口腔機能向上のための教室を開催しています。

今後の取組

- 支援実施後の虚弱化防止として、効果的な介護予防に取り組む必要があるため、支援後のフォローを行っていきます。
- サービス利用者の生活機能を改善し、日常生活における自立を促進していくために、機能向上に向けたサービスの充実を図っていきます。また実施回数を増やすなど体制を整えていきます。

《介護予防ケアマネジメント》

現 状

- 要支援者等に対して、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスや通所型サービス、一般介護予防事業等、要支援者等の状況に合った適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう援助を行っています。

事業内容

事業	内容
介護予防ケアマネジメント事業	介護予防・生活支援サービス事業の利用にあたり、ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）においてケアプランを作成しています。

今後の取組

- ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）が要支援者等に対するアセスメントを行い、置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるよう支援します。



② 一般介護予防事業

〈見守り支援対象者把握事業〉

現 状

- 65歳以上の高齢者に対して、心身機能が低下していないかを「基本チェックリスト」で把握し、心身機能が低下している場合は介護予防・生活支援サービス事業について、低下していない場合は一般介護予防事業について周知を行っています。

事業内容

事業	内容
見守り支援対象者把握事業	65歳以上の高齢者（要支援及び要介護者除く）の見守り対象者の把握を目的として「基本チェックリスト」を送付します。返信者にはほっとあんしんネット（地域包括支援センター）の周知を行うとともに、「生活機能」の有無により短期集中予防サービス等の案内を行い、未返信者にはほっとあんしんネット（地域包括支援センター）が個別訪問による実態把握を行っています。

今後の取組

- 引き続き、「基本チェックリスト」で高齢者の心身機能の状態を把握し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施と連携した取組を進めます。



《高齢者健康長寿普及啓発事業（介護予防普及啓発事業）》

現 状

- 介護予防に資する知識の普及として啓発媒体の作成や配布、介護予防教室、相談事業を実施しています。

事業内容

事業	内容
健康長寿教室	各種疾病を予防するための運動・食生活・社会参加等をテーマとし、健康長寿の秘訣を学ぶことができるミニ健康講座です。希望のある団体に対して実施します。
運動普及講座	自宅でも簡単にできる筋トレやストレッチを継続して行えるよう、サポートします。週に1回以上定期的に集まる機会のある5名以上の団体・グループに対して実施します。

今後の取組

- 健康長寿教室や運動普及講座を通じて、介護予防の普及・啓発を行います。
- 健康長寿教室や運動普及講座等の介護予防活動について市ホームページ、パンフレット等のさまざまな情報媒体を通じて情報提供や啓発活動に努めます。
- 多様な主体と連携・協力し、介護予防の普及・啓発に努めます。

《地域介護予防活動支援事業》

現 状

- 要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化することを目的として実施しています。
- 地域高齢者が身近な場所で気軽に集える居場所づくりを推進するため、ボランティアや任意団体及び住民が自主的に実施する活動等の支援を行っています。

今後の取組

- 介護予防活動の地域展開を目指し、住民主体の通いの場等の活動の支援及び地域組織の育成を地域の実情に応じて支援します。

(3) 社会参加の推進

① 地域における世代間交流の促進

現 状

- 子どもたちが、高齢者や福祉について関心を持ち、自ら考え、行動できる力を養うことを目的に、保育所や幼稚園、小学校の行事等での子どもたちと高齢者との交流を促進しています。

今後の取組

- 地域における世代間交流を推進するため、行事等に高齢者が参加しやすい環境づくりに努めます。
- 高齢者の多様な経験や培われた技能等を活用し、子どもたちの豊かな経験・創造力等の育成を図ります。

② 福祉活動への参加の促進

現 状

- 高齢者の生きがいをづくりと役割づくりとなるよう、福祉活動への参加機会の創出や情報提供を行っています。
- より多くの市民に参加してもらえよう、活動内容の検討や周知の方法を多様化し、日頃から活動している団体への周知を図っていく必要があります。

今後の取組

- 市民が八幡市社会福祉協議会内に設置されているボランティア活動センターの機能を知ることにより、ボランティア活動に関心を持ち、有効活用できるよう、周知を行います。

③ ふれあいサロン活動支援

現 状

- 地域住民の交流促進を目的として、ふれあいサロン活動を支援しています。
- より多くの高齢者に参加してもらい、交流の輪を広げていくことで、生きがいをづくりの促進を図っています。また、高齢者同士だけでなく異世代間交流の促進を支援することが求められています。

今後の取組

- 各地域のふれあいサロンの開催を支援し、住民の孤立を防止するとともに、住民交流を図ります。
- 事業や団体の周知、情報発信に努め、高齢者の社会参加につながる環境づくりを進めます。

④ 老人クラブ、通いの場等の地域活動の運営支援

現 状

- 社会奉仕活動や文化・スポーツ活動を通じて、高齢者の生きがい及び健康づくりを図る老人クラブの活動を支援しています。

事業内容

事業	内容
老人クラブ連合会 活動助成	市内在住 60 歳以上の人が入会する各地域の単位老人クラブの連合組織として、地域社会との交流や役員・会員の研修、老人クラブ事務局運営、機関誌発行等を行う老人クラブ連合会に対し、活動費の一部を助成しています。

今後の取組

- 引き続き、高齢者の生きがい及び健康づくりを行う老人クラブの活動を支援していきます。
- 住民主体の通いの場や地域サロンなど的高齢者の社会参加の場の設置・運営の支援を行います。特に、退職したばかりの前期高齢者なども関心を持って参加することのできる多様な通いの場の在り方を検討します。

⑤ 日常生活におけるデジタル活用の促進

現 状

- 市内で 8 割の高齢者がスマートフォンを使用しています。

今後の取組

- 高齢者自身がスマートフォンなどを活用できるよう、操作方法やインターネット、アプリの使い方などを学べる「スマホ教室」などの情報提供を行います。
- 市政や災害情報、イベント案内等を SNS にて引き続き発信するとともに、ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）の相談窓口等周知を図りたい情報についても SNS を活用していきます。

(4) 生涯学習の推進

① 多様なニーズへの対応

現 状

- 団塊の世代が高齢期を迎えることによる活動ニーズの多様化を踏まえ、高齢者の趣味や教養をより一層深めることができるように、各種教養講座等の充実とともに、多様な学習内容の提供を行っています。
- 市民図書館では、目に優しい大活字本を揃えるとともに、視力の低下した高齢者のために、朗読CDを用意しています。

今後の取組

- 高齢者の学習成果を活かすため、学校教育や社会教育、地域社会の中で活躍できる機会づくりに努めます。

② 生涯スポーツの推進

現 状

- 生涯にわたり健康で活力ある生活を営むため、多くの市民が継続的にスポーツ活動を行うことができるよう、市民の健康増進や体力向上・体力づくり、生きがいを目的とし、子どもから高齢者や障がいのある人まで、幅広く参加できる生涯スポーツを推進しています。

今後の取組

- 人生100年時代の備えとして市民一人ひとりが、生涯の各時期・場面でそれぞれの個性やライフスタイルに応じて、さまざまなスポーツを楽しむ生涯スポーツを推進し、より効果的、効率的な事業展開を図ります。

③ 生涯学習情報のネットワーク化

現 状

- 生涯学習関連施設のネットワーク化を推進し、施設の利用状況や講座等の開催、サークル・団体の活動内容等の情報提供を行っています。これにより、いつでも・どこでも・だれでも気軽に参加できる学習活動の展開を図っています。

今後の取組

- 市民の新たなニーズに対応するため、情報収集を続けていくほか、学習機会の充実に努めます。
- 誰でも利用しやすい環境づくりや、より多くの市民に施設や事業を知ってもらえるよう、ホームページやSNS等を利用して積極的な情報発信を行います。

(5) 雇用・就労対策の推進

① シルバー人材センターへの運営支援

現 状

- 少子高齢化が進展し、人口が減少する中で社会参加の意欲のある高齢者のために、地域社会と連携を保ちながら、その希望や知識及び経験に応じた就業等の高齢者の活躍の場が必要になっています。
- 時代の要請、高齢者の就労意欲等に対応し、新しい職種・事業の開拓を進めるため、技能講習等の充実を図るとともに、運営補助金により安定した事業実施を支援しています。

事業内容

事業	内容
シルバー人材センター運営事業助成	高齢者に仕事の提供を行い、その労働能力の活用及び高齢者の生きがい創出等を図る八幡市シルバー人材センターに対し、運営費の一部を助成しています。

今後の取組

- 高齢者の豊富な技能や経験を活かせる多様な就業機会の確保と福祉の増進を図るため、シルバー人材センターの運営を支援します。

■その他実施事業

事業	内容
はつらつ健康教室 (閉じこもり予防事業)	閉じこもりを予防するための体操・ゲーム・季節の行事・茶話会等を行う教室です。
今からはじめる筋トレ講座 (閉じこもり予防事業)	スポーツクラブ等の講師から、自宅で継続して実施できる筋力トレーニングの指導を受けることができ、筋力と定期的な運動習慣を身につけることができる教室です。
脳にいいトレ (閉じこもり予防事業)	認知機能の維持・改善を目的に、運動とゲームを中心に体と頭を使ってトレーニングを行う教室です。
高額医療合算介護 予防サービス費相当	総合事業の該当サービスを利用した場合の自己負担額と医療保険での自己負担額の合計額が、基準額を超えた場合、支給を行います。
介護支援サポーター 事業	高齢者の健康・生きがいづくり等を目的として、要支援・要介護認定を受けていない 65 歳以上の方を対象に、市内の介護保険サービス事業所でボランティア活動を行っていただき、実績に応じて換金できるポイントを付与しています。
敬老のつどい開催経費 助成	満 70 歳以上の高齢者を対象とする「敬老のつどい」を開催し、敬老・レクリエーション等を図る各地域の実行委員会に対し、開催経費の一部を助成しています。
高齢者健康づくり推進 事業助成	高齢者の健康づくりを推進するためゲートボール大会・グラウンドゴルフ競技に公園施設を利用する場合、八幡市ゲートボール連合及びグラウンドゴルフ連盟に対し、その使用料を助成しています。
健康コミュニティ推進 事業（生活総合機能改 善事業）	公民館等に音楽機器を設置し、「うたと音楽」による活動や教室を通じた運動・口腔・認知機能の向上及び地域コミュニティへの参加促進等を図ります。

■評価指標

指標	第8期計画 実績値	第9期計画 目標値		
	令和4年度 (2022年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
やわた未来いきいき健幸プロジェクト参加者数 (人)	3,930	5,000	5,000	5,000
健幸アンバサダー養成事業の養成者総数(人)	536	750	850	950
元気アップ体操教室延参加者数(人)	3,006	4,000	4,500	5,000
高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施の ハイリスクアプローチ延支援件数 ^{※1} (件)	366	370	380	390
高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施の ポピュレーションアプローチ延支援件数 ^{※2} (件)	518	650	700	750
訪問型サービスB延利用回数(回)	162	180	200	220
通所型サービスB延参加者数(人)	295	340	360	380
通所型サービスC延参加者数(人)	854	1,060	1,070	1,080
介護支援サポーター登録者数(人)	103	105	110	115
通所リハビリテーション(短時間(1時間以上 2時間未満)算定件数(件)	1,955	2,020	2,040	2,060

※1：医療専門職が、低栄養防止・重症化予防等を行うための訪問相談、適正受診等の促進のための訪問指導、健康状態が不明な高齢者等に対するアウトリーチ支援等を行うこと。

※2：医療専門職が通いの場等において、地域の健康課題をもとに健康教育・健康相談等を実施すること。

基本目標2 地域包括ケアの深化・推進

(1) 相談支援体制の強化・相談窓口の周知

① ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）の機能強化

現 状

- 市内4カ所において、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう総合的に支援をしていくための相談窓口として、介護・福祉・健康・医療等の専門職員を配置しています。
- 保健師・主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）・社会福祉士等の専門職員が連携し、高齢者や家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応・支援、介護予防ケアマネジメント（ケアプラン）の作成、介護予防事業のマネジメント、介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援やネットワークづくり、高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業等を行っています。

事業内容

事業	内容
地域包括支援センター運営	介護予防マネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的なマネジメント機能を持ち、介護予防事業から介護保険サービスを受けるまでの継続的な相談支援を行うほっとあんしんネット（地域包括支援センター）を、市内4法人に委託し運営しています。
高齢者実態把握	在宅介護支援センター事業所への委託により、在宅高齢者の生活、状態等の実態把握を行います。

今後の取組

- 質の高い業務を行うために、市と連携強化を図るとともに、ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）が活動しやすい環境を整備します。
- ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）を周知するために、各種リーフレットの作成の際には情報を掲載するとともに、より身近に感じられるよう、各種講座の開催や地域の集まりなど、あらゆる機会に出向き、啓発活動を行うなど、さまざまな方法による周知・啓発を行います。
- ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）では、経済的困窮、独居、障がい、ヤングケアラー等これらの要素が複合した問題を背景とする医療・介護・住まい・生活支援・社会参加の支援が必要な高齢者とその家族等の介護者に対し、重層的支援が行えるよう、生活困窮や障害者福祉、児童福祉などの他分野との連携を促進するため、研修やケース会議を行い職員の質の向上に努めます。

② 介護支援専門員の相談機能の強化

現 状

- ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）の主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）を中心に包括的・継続的なケアマネジメントを後方支援するため、介護支援専門員（ケアマネジャー）の日常的個別指導、支援困難事例等への指導・助言を行っています。

今後の取組

- 八幡市地域包括支援センター連絡協議会が研修会や交流会等を開催し、介護支援専門員（ケアマネジャー）と連携を図り、相談機能の強化を進めます。

③ 地域ケア会議の推進

現 状

- 高齢者等が住み慣れた地域で必要とするサービスが総合的に利用できるよう、市や各日常生活圏域で地域ケア会議を開催し、地域の関係機関、団体、事業者等の人的ネットワークとの情報ネットワークの構築を図っています。

事業内容

事業	内容
地域ケア会議	市やほっとあんしんネット（地域包括支援センター）が主催し、医療・介護従事者や地域の関係者等により構成し、多職種の協働による個別ケースの支援を通じて、個別課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見、地域づくり・資源開発等を行います。

今後の取組

- 研修等を実施し、関係機関や事業者等の連携によるサービスの質の確保と向上を図ります。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント事業

現 状

- 地域の居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員（ケアマネジャー）が個人では解決しきれない支援困難事例や苦情相談等を抱え込まないように、地域ケア会議等を実施することで、資質・専門性の向上を図っています。

事業内容

事業	内容
介護予防ケアマネジメント	ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）において、要支援1または2と認定された人の予防給付プラン及び介護予防・生活支援サービス事業対象者の個別予防プランを作成します。また、一定期間ごとに効果を評価し、必要に応じてケアプランの見直しを行います。
包括的・継続的ケアマネジメント支援	ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）において、多くの問題を抱えた人たちと接する介護支援専門員（ケアマネジャー）の相談に応じ、ネットワークづくりなど、さまざまな支援を行います。

今後の取組

- 一人ひとりの状態の変化に対応できるよう、ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）主催の研修や勉強会を開催し、介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援を充実させていきます。

⑤ 多職種の連携

現 状

- 在宅で療養する高齢者等に、途切れることなく適切な医療・介護サービスが提供されるよう、かかりつけ医や医療機関、居宅介護支援事業所、介護保険事業所等の多職種と適宜、連絡調整や情報提供等を行っています。

今後の取組

- ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）と地域との顔の見える関係づくりを促進し、地域で高齢者への見守り・支え合い活動を行っている自治会組織等と適宜連携し、高齢者等への支援を図ります。
- それぞれの担当地域において、民生・児童委員等との連携を強化し、高齢者等の実態把握と支援の仕組みづくりを構築し、高齢者に適切な保健福祉サービスが提供されるよう支援します。

⑥ 相談窓口の連携

現 状

- 高齢者等の各種相談に対応し、適切な助言・支援が行えるよう、ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）、保健・福祉・介護・障がいの担当課等、さまざまな相談窓口との連携を強化し、市民の利便性の向上に努めています。

今後の取組

- 高齢者や家族に対する相談・情報の提供を適切に、また、円滑に行えるよう、ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）、保健・福祉・介護・障がいの担当課や、自治会組織、民生・児童委員、居宅サービス事業所、社会福祉協議会等と適宜連携し、情報共有に努めます。

⑦ 情報提供機能の充実

現 状

- 介護保険制度、地域支援事業等について、広報紙や市ホームページをはじめ、出前講座等の多様な機会を活用し、市民に周知・啓発を行っています。

今後の取組

- 高齢者及びその家族等が、身近な地域で介護保険制度や地域支援事業等についての情報が得られるよう、ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）の情報提供機能の充実に努めます。

⑧ 苦情処理体制の強化

現 状

- ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）や市の介護保険に関する相談窓口において、苦情相談を受けられる体制を整備しています。
- 寄せられた苦情に対しては、調査や助言等を行い、苦情等の処理にあたりとともに、関係機関との連携調整を行っています。

今後の取組

- ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）や市の介護保険に関する相談窓口についての周知を図ります。
- 寄せられた苦情に対して迅速で的確な対応ができるよう、関係機関との連携調整を行い、ネットワークの強化を図ります。

(2) 地域福祉ネットワーク活動の推進

① 社会福祉協議会による地域福祉活動の充実

現 状

- 地域福祉ネットワークの中核を担う社会福祉協議会が実施する事業の周知や福祉情報の提供を行います。

今後の取組

- 引き続き、事業の情報提供等を進めるとともに、市民の地域福祉活動への参加を促進します。

② 民生・児童委員活動の促進

現 状

- それぞれの担当地区において、医療や介護の悩み、失業や経済的困窮による生活上の心配事等、身近な相談役としてさまざまな相談に応じています。また、その相談内容に応じて、専門機関の紹介、必要なサービスの紹介や連絡等の行政とのつなぎ役を担っています。

今後の取組

- 地域で高齢者や介護をしている家族等を見守るネットワークの中心的な役割と、地域住民の身近な相談相手としての活動を促進します。

③ 福祉委員会活動の促進

現 状

- 活動において、身近な地域における住民の生活・福祉課題（困りごと）を見守り活動や声かけ、相談対応しながら早期発見につなげています。
- また、社会福祉協議会等の関係者・専門職等と連携しながら、発見した生活・福祉課題（困りごと）の解決に向けて取り組んでいます。

今後の取組

- 高齢者に対する交流の場づくりや見守り活動を行う福祉委員会の自主的な取組であるふれあいサロン活動を支援し、思いやりと助け合いの地域づくりを促進します。

④ 多様な主体による助け合い・支え合い活動の推進

現 状

- 国では、制度・分野ごとの縦割りや「支え手・受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指しています。本市においては、第3次八幡市地域福祉推進計画に基づき、談話・談笑をする座談会を開催する活動である「談活」を通して、「お互いさま」が生まれる地域社会の実現に向けた取組を進めています。

事業内容

事業	内容
談活コーディネーター配置委託	地域課題の解決に向け、社会福祉協議会への委託によりコーディネーターを配置し、プラットフォームの構築を支援しています。

今後の取組

- 第3次計画の重点プロジェクトである「談活プロジェクト」を通して、地域における見守り、支え合い活動を推進します。また、分野を超えた専門機関の連携体制の推進を支援します。

(3) 医療と介護の連携強化

① 医療と介護の連携

現 状

- 医師会や医療機関、介護保険事業所等で構成する「八幡市多職種連携在宅療養支援協議会」を開催し、多職種が必要な情報を共有して連携を図っています。
- 八幡市在宅医療・介護連携支援センターにおいて、在宅医療・介護連携に関する相談・連絡調整や情報提供等を行っています。

今後の取組

- 「八幡市多職種連携在宅療養支援協議会」を通じて、関係機関、関係者の意識づくりと切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制及び連携の仕組みづくりに取り組みます。
- 八幡市在宅医療・介護連携支援センターが中核となり、医療・介護従事者が効果的な連携ができるようにサポート体制を強化していきます。

② 在宅療養に関する情報収集と情報提供

現 状

- 八幡市在宅医療・介護連携支援センターにおいて、ターミナルケアや認知症高齢者等への在宅療養に対応するため、地域の医療機関等との連携に向けて取り組んでいます。

事業内容

事業	内容
「介護の日」講演会 開催	認知症高齢者や要介護高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための地域包括ケア推進の一環として、11月11日の「介護の日」に関連した講演会を開催しています。

今後の取組

- 本市と医師会等が共催している「八幡市多職種連携を考える会」等を開催し、医療・介護従事者が横断的な連携強化を図っていきます。
- 本市が主催している市民向けの「介護の日」講演会を年1回開催し、医師会と連携して住み慣れた地域で療養しながら生活ができ、在宅で最期を迎えることができるよう、「アドバンス・ケア・プランニング（ACP）」（人生会議）等の普及・啓発を図ります。

(4) 家族介護者への支援

① 家族介護者の交流

現 状

- 市内の在宅で介護をしている家族を対象として、介護者同士の交流の場を提供したり、家族介護者教室で適切な介護方法を身につけたりすることを目的として実施しています。

事業内容

事業	内容
家族介護者交流事業	要介護高齢者を介護する家族等を対象に、介護知識・技術を習得するための教室や介護者間の交流を図ることを目的とした事業を実施しています。

今後の取組

- 家族介護者のニーズを把握し、それに即したサービス提供を行うことで、家族介護者の負担軽減に努めます。
- 介護負担を原因とする虐待を防ぐため、必要な支援や家族介護者の集まりの活用等による家族介護者支援を進めます。
- 介護等に関して共通の悩みを持つ家族介護者等の活動を促進するため、その活動の支援を行います。

② 紙おむつ等助成

現 状

- 在宅の要介護者を介護する家族の経済的負担の軽減を図るため、紙おむつ等を支給しています。

事業内容

事業	内容
高齢者介護用品助成	市民税非課税世帯に属する要介護3～5またはこれに相当する在宅高齢者等を介護している市民税非課税世帯に対し、介護用品（紙おむつ等）購入経費の一部を助成しています。

今後の取組

- 紙おむつ等の支給により、経済的負担の軽減を図り、在宅介護を支援していきます。

③ 家族介護者慰労金助成

現 状

- 過去1年間、介護保険サービスを利用していない在宅で生活する要介護認定者を介護している家族に対し、経済的な負担の軽減を図り、在宅介護を支援しています。

事業内容

事業	内容
家族介護者慰労金助成	市民税非課税で過去1年間介護保険サービスを受けなかった要介護度4・5またはこれに相当する在宅高齢者等を介護している家族を対象に、介護慰労金を支給します。

今後の取組

- 家族介護者慰労金の支給により経済的負担の軽減を図り、在宅介護を支援していきます。

④ 短期入所

現 状

- 介護認定を持たないおおむね65歳以上の高齢者を介護する家族等が、冠婚葬祭等で一時的に介護が困難となった場合に、短期入所生活介護を実施する施設等で短期間の入所を行い、介護の継続を支援しています。

事業内容

事業	内容
短期入所事業	要介護認定を受けていない、おおむね65歳以上の高齢者の介護者が冠婚葬祭等の理由で一時的に介護が困難となった場合に、一時的な施設入所サービスを提供します。

今後の取組

- 必要時に短期入所を利用できるようにし、在宅介護を支援していきます。

■その他実施事業

事業	内容
総合相談・支援	高齢介護課において、高齢者、家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談に応じ、必要な支援を行います。
地域包括支援センター運営協議会	ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）の運営のあり方や成果等について審議を行う市民参画組織として設置し、開催しています。
在宅医療・介護連携支援センター運営	地域の医療・介護関係者、ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）等から相談を受け付け、退院支援ルールが整備されていない地域における、医療機関から在宅への円滑な移行が困難な事例について、医療・介護の関係者に対して調整支援を行い、在宅医療・介護連携の推進を図ります。
福祉用具・住宅改修支援	福祉用具・住宅改修費給付事業の適正な利用を促進するため、要介護者・要支援者に代わり支給申請理由書の作成を行うなどの相談・情報提供等支援を、地域包括支援センター及び市内3社会福祉法人への委託により実施しています。

■評価指標

指標	第8期計画 実績値	第9期計画 目標値		
	令和4年度 (2022年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ほっとあんしんネット相談件数（件）	2,500	2,600	2,700	2,800
地域ケア会議開催回数（回）	17	25	25	25
多職種連携在宅療養支援協議会開催回数（回）	1	2	2	3

基本目標3 認知症施策の推進

(1) 認知症の予防・理解促進・支援の充実

① 認知症に関する知識の普及・啓発

現 状

- 認知症に対する理解を深め、その対応策について普及・啓発を図ることを目的とした「認知症ガイドブック（認知症ケアパス）」、認知症を支援する人で組織し、地域特性に応じて普及啓発活動を行う「オレンジロードつなげ隊」等により、認知症の人やその家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりを行っています。
- 認知症に関する正しい知識を持ち、地域等において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターの養成を行っています。

事業内容

事業	内容
認知症ガイドブック作成	認知症の方とその家族が住み慣れた地域の中で生活を続けることができるようにまとめたガイドブック「認知症ケアパス」を作成し、窓口等に配置しています。
認知症サポーター養成事業	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成しています。

今後の取組

- 認知症サポーター養成講座の開催や「オレンジロードつなげ隊」の活動を通して、認知症に対する理解を推進していきます。
- 認知症サポーター養成講座を修了された方を対象に、講座で学んだ知識を深め、認知症の人やその家族を地域で支えるための「認知症サポーターステップアップ講座」の取組を進めていきます。
- 地域で暮らす認知症の人やその家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結びつけるための「チームオレンジ」の取組を進めていきます。

② 認知症施策の推進

現 状

- 認知症に関する知識の普及啓発や早期発見・診断・対応の仕組みづくりを行うとともに、認知症初期集中支援チームの活動を行っています。
- 認知症対応型通所介護や認知症対応型共同生活介護をはじめとする地域密着型サービスにおいて認知症高齢者等に対するサービスの充実を図ります。また、介護支援専門員（ケアマネジャー）やサービス提供事業者に対して、認知症に対する知識と理解の習得を促し、質の向上を図っています。
- 警察署、協力機関の協力をもとにさりげない見守りや、認知症高齢者等が行方不明になったときにできる限り早期に発見・保護することを目的とした「八幡市あんしんネットワーク（徘徊SOSネットワーク）」を推進しています。

事業内容

事業	内容
認知症初期集中支援推進事業	複数の専門職が家族の訴え等により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行います。
八幡市あんしんネットワーク事業	行方不明の可能性のある認知症高齢者等の情報を事前に登録してもらい、協力事業所によるさりげない見守りや、認知症高齢者等が行方不明になったとき、警察署、協力事業所等の協力を得られるネットワークにより、対象者をできる限り早期に発見・保護します。
G P S 端末利用料補助金交付	八幡市あんしんネットワークに事前登録されている認知症高齢者等の日常の見守り支援や行方不明時の所在の早期確認を行い、高齢者及びその家族の安心安全な在宅介護を支援するために、G P S 端末の利用料を補助します。

今後の取組

- 認知症サポート医と医療・介護の専門職が連携した「認知症初期集中支援チーム」により、認知症を疑われる方や認知症の方及びその家族を訪問し、早期診断・早期対応に向けた支援を進めていきます。
- 「八幡市あんしんネットワーク（徘徊SOSネットワーク）」の登録者数を増やしていくため、認知症サポーター養成講座等で周知及び登録の促進に取り組んでいきます。
- 八幡市あんしんネットワーク行方不明等発見模擬訓練を年1回実施し、早期発見・保護することができるように努めます。

- 「八幡市あんしんネットワーク（徘徊SOSネットワーク）」に登録されている認知症の人やその家族の安心・安全な在宅介護を支援するために、「GPS端末利用料補助金」の周知を図ります。
- あらかじめ、市が「八幡市あんしんネットワーク（徘徊SOSネットワーク）」の登録者に対し、日常生活での事故に対する損害賠償責任保険を掛け、本人や家族、被害者の安心を確保することに努めます。

③ 認知症高齢者及びその家族への支援

現 状

- 初期・軽度認知症の人やその家族、地域住民が参加する「オレンジカフェ（認知症カフェ）」や、認知症の方を支援するサービスの流れなどを説明した「認知症ガイドブック（認知症ケアパス）」等を通じ、住み慣れた地域で暮らし続けることができるように支援を行っています。

事業内容

事業	内容
オレンジカフェ開催	初期軽度の認知症高齢者とその介護者を支援するため、認知症カフェを開催しています。

今後の取組

- 認知症高齢者等に対するケアが必要となったときに、かかりつけ医と専門機関やほっとあんしんネット（地域包括支援センター）が連携して適切な支援ができるよう努めます。
- 「オレンジカフェ（認知症カフェ）」の周知を行い、参加者を増やし交流の場を広げることを目指します。

④ 若い世代に対する福祉意識の醸成

現 状

- 身近に高齢者と触れ合う機会が減少しているなか、若い世代を対象に、高齢者や認知症に関する理解の促進を目指した福祉教育や地域での取組を進めています。

今後の取組

- 社会福祉協議会ボランティア活動センターと連携し、ボランティアグループの協力のもと、高齢者との交流や福祉体験等を通じた学習の実施等により、福祉意識の醸成を図るとともに、福祉の担い手の育成と支援に取り組みます。

(2) 権利擁護の推進

① 高齢者の権利擁護事業の推進

現 状

- サービスの適切な利用を支援したり、判断能力が不十分な人等に対して、相談、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービスを行うため、社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）を推進しています。
- 判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護についての状況把握を行い、権利擁護支援が必要な方の発見と早期からの相談対応を図っています。また、虐待や親族不詳等により申立困難な高齢者に対し成年後見制度の市長申立を行います。

事業内容

事業	内容
成年後見制度利用支援 (認知症高齢者)	市内 65 歳以上の判断能力が不十分な認知症高齢者のうち、成年後見審判の申立てが必要と認められる者について、親族等の申立てが期待できない場合に、地域包括支援センター等の要請を受け、市が判断し、成年後見審判の市長申立てを行います。また、審判等に係る費用の一部を助成しています。

今後の取組

- 高齢者の権利侵害を防ぎ、その人らしい自立した生活を送ることができるよう、「日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）」や「成年後見制度」の利用促進を図ります。
- 対象者の権利を尊重した適切な支援が行えるよう、関係機関のネットワーク化をはじめとした支援体制づくりに努めます。

■その他実施事業

事業	内容
権利擁護	ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）を中心に認知症高齢者など自分で判断することや意思表示が難しい方の相談に応じ、権利を守るための支援を行います。

■評価指標

指標	第8期計画 実績値	第9期計画 目標値		
	令和4年度 (2022年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認知症サポーター養成講座受講者数（人）	69	90	100	110
八幡市あんしんネットワーク協力機関登録数 (カ所)	116	120	122	124
認知症高齢者等GPS端末 利用料補助金利用者数（人）	2	5	5	5
オレンジカフェ延参加者数（人）	253	260	270	280

基本目標4 安心して暮らし続けられる生活環境の整備

(1) 高齢者の住まい・住環境の整備

① 高齢者の住まいに関する情報提供

現 状

- 介護保険施設だけではなく、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等、高齢者が多様な住まいを選択することができるよう情報提供しています。
- 住宅確保配慮者円滑入居賃貸住宅の紹介や府営住宅特定目的優先入居に関する手続き等を行っています。

〈市内の高齢者向け住まい（令和5年度（2023年度）末時点）〉

サービス種別	施設数	定員数
軽費老人ホーム（ケアハウス）	1 施設	50 人
高齢者あんしんサポートハウス	1 施設	20 人
住宅型有料老人ホーム	1 施設	57 人
サービス付き高齢者向け住宅	1 施設	56 人

事業内容

事業	内容
府営住宅特定目的優先入居申込案内（高齢者世帯）	京都府営住宅特定目的優先入居申込について、高齢者世帯用の申込案内を行っています。

今後の取組

- 住宅確保配慮者円滑入居賃貸住宅や府営住宅特定目的優先入居、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等、高齢者が多様な住まいを選択することができるよう、関連する情報の収集や提供に努めます。

② 高齢者を支える地域づくりの推進

現 状

- 住民主体やNPO法人、民間企業等の多様な主体によるニーズに合ったサービスを充実させるため、生活支援体制整備事業に取り組んでいます。市内の日常生活圏域に4つの協議体、市に1つの協議体を設置して進めています。

事業内容

事業	内容
生活支援体制整備事業	地域住民や各種団体等が連携し、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図り、「協議体」や「生活支援コーディネーター」の活動により、高齢者を支える地域づくりを行います。

今後の取組

- 日常生活の支援及び介護予防に係る体制の整備や高齢者の社会参加の推進をより一層推進します。また、生活支援サービスの開発、担い手の育成を進めていきます。

③ 福祉のまちづくりの推進

現 状

- バリアフリー化やユニバーサルデザインに関する用法発信や周知を行い、普及・啓発を図っています。

今後の取組

- 公共施設などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの周知・普及を引き続き行います。

(2) 生活支援サービスの推進

① 配食サービス

現 状

- ひとり暮らし等で調理が困難な高齢者に配食サービスを行うとともに、日常的な見守り・安否確認を実施しています。

事業内容

事業	内容
配食サービス	介護予防・生活支援サービス事業対象者や60歳以上のひとり暮らし高齢者等で調理が困難な方を対象に、社会福祉法人への委託により、配食サービスを実施しています。

今後の取組

- 配食サービスについては、利用者数と市場の動向に注意し、サービス内容を検討していきます。

② シルバーライフラインシステムの整備

現 状

- ひとり暮らし高齢者等の在宅生活の継続を支援するために、緊急連絡用等に通報装置を貸与し設置します。

事業内容

事業	内容
シルバーライフラインシステム整備	65歳以上のひとり暮らし高齢者及び障がい等級1・2級のひとり暮らしの方等を対象に、事故通報等を行う365日・24時間対応の緊急通報システムを設置しています。また、利用者に対し、月1回の電話による健康状態等の把握を行う「お元気コール」を実施しています。

今後の取組

- 緊急時の安否確認や孤独死防止のため、必要な方にサービスを利用してもらえよう、広報紙や市ホームページ等を活用したサービスの周知を行い、利用者の増加を図ります。

③ 日常生活用具給付等

現 状

- ひとり暮らし高齢者等に対し、福祉電話の貸与・電磁調理器や火災警報器等の日常生活用具の給付を行っています。

事業内容

事業	内容
日常生活用具給付等事業	高齢者の日常生活上の自立を促進するため、おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、日常生活用具の給付または貸与を行います。 貸与：高齢者用電話 給付：電磁調理器、火災警報機、自動消火器

今後の取組

- ひとり暮らし高齢者等の安否確認のため、広報紙や市ホームページ等を活用したサービスの周知を行い、利用者の増加を図ります。

④ 軽度生活援助

現 状

- 要介護認定を受けていないおおむね 65 歳以上の高齢者等のいる低所得世帯に対し、在宅生活において病気やけが等で一時的に支援が必要となった場合、家事等のホームヘルプサービスを実施しています。

今後の取組

- 引き続き、軽易な日常生活上の援助を行い、要介護状態への進行防止を図ります。

⑤ 寝具乾燥等サービス

現 状

- 在宅の高齢者等で、寝具の衛生管理が困難な人を対象に、寝具の丸洗い・乾燥消毒サービスを実施しています。

事業内容

事業	内容
寝具乾燥等サービス事業	65歳以上の要支援・要介護認定者かつ保険給付の制限等を受けていない方で、本人及び家族等が寝具の乾燥や丸洗いをすることが困難な方を対象に、寝具乾燥サービス及び寝具丸洗いサービスを実施しています。

今後の取組

- 引き続き、寝具の丸洗い・乾燥消毒サービスを実施し、衛生の保持と生活の向上を図ります。



(3) 防災・防犯・交通安全対策の推進

① 防災意識の啓発

現 状

- 高齢者のみの世帯への防火訪問をはじめ、電気・ガス器具の無料点検を実施するなど、災害の発生を未然に防止する取組を行っています。

今後の取組

- 防災知識の普及を目的とした各種訓練を実施するほか、各種情報媒体を活用して防災意識の啓発に努めます。
- 自主防災組織の育成と組織の強化・充実を推進し、地域住民相互の助け合いにより、災害時に救助活動が行えるように地域の防災力の向上に努めます。

② 防犯対策の推進

現 状

- 隣近所が互いに声をかけ合うとともに、特に高齢者のみの世帯に対しては、地域での見守り体制の確立を推進しています。

今後の取組

- 犯罪を未然に防止できるよう、また、被害を最小限に食い止めるため、自治会や老人クラブの行事等、多くの高齢者が参加するイベント等を通じて啓発を行います。
- イベント等に参加していない高齢者へも啓発を行うため、広報紙や市ホームページ等を利用して情報発信します。

③ 消費者啓発の推進と相談の充実

現 状

- 高齢者を狙った悪質商法等による消費者被害にあわないよう、生活情報センターを中心に啓発を行うとともに、充実した相談体制の確保に努めています。

今後の取組

- 消費者被害にあわないよう、出前講座やセミナーの開催、イベント等での啓発を行います。
- イベント等に参加していない高齢者へも啓発を行うため、広報紙や市ホームページ等を利用して情報発信します。

④ 交通安全教室等の開催

現 状

- 警察や交通安全協会、自治会組織、福祉委員会、民生・児童委員、老人クラブ等と連携して、高齢者を対象とした交通安全教室等を開催しています。

今後の取組

- 交通安全教室等を通じて高齢者の安全意識の醸成と交通マナーの向上を図り、高齢者の交通事故数の減少を目指します。



(4) 災害や感染症にかかる体制整備

① 災害発生時の避難体制の整備

現 状

- 「八幡市地域防災計画」に基づき、大規模災害発生時の避難が迅速に行えるよう、避難する際に支援が必要な高齢者の把握や関係各課・機関、住民団体等の連携・協力による避難支援体制の確立に努めています。

今後の取組

- 介護保険施設等の協力を得ながら、指定避難所（一次避難所）での避難生活が困難な高齢者を受け入れる福祉避難所（二次避難所）の確保や物資の備蓄を進めます。

② 感染症対策に係る体制整備

現 状

- 市内の介護保険事業所等で感染症が発生した場合に備えて、介護保険事業所等に対する啓発や支援等を行っています。

今後の取組

- 引き続き、感染症に関する介護保険事業所等への啓発や支援を行うとともに、未曾有の感染症拡大に備えて、医師会等との連携強化を行います。
- 高齢者等が、感染症等の正しい知識を持ち、予防策を実践できるよう、日常生活で行うことのできる感染症対策の啓発や情報発信を行います。

(5) 高齢者虐待防止対策の推進

① 高齢者虐待に関する周知・啓発

現 状

- 一人ひとりが高齢者虐待に関する認識を深められるよう、知識の普及・啓発に取り組んでいます。
- 虐待事案が発生した場合には、市等へ通報する義務があることを、地域住民をはじめ介護保険事業者や関係団体、関係機関に周知します。

今後の取組

- 高齢者虐待の疑いがある場合、通報等の義務があることの周知を図るとともに、ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）の資質向上のための勉強会や研修を行い、迅速に対応できるように努めます。
- 養介護施設従事者やサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等についても、虐待防止対策を推進します。

② 高齢者虐待防止ネットワークの確立

現 状

- 高齢者虐待防止ネットワークを推進し、虐待の予防に取り組むとともに、虐待が起こった場合の早期発見・早期対応のために、地域において総合的な相談窓口となるほっとあんしんネット（地域包括支援センター）と連携して、課題の検討や対応策の調整、対応の連携を図っています。

今後の取組

- 地域において総合的な相談窓口となるほっとあんしんネット（地域包括支援センター）を中心に、関係機関等の連携による高齢者虐待防止のためのネットワークづくりを推進します。

③ 被虐待者の保護

現 状

- 虐待を受ける高齢者の保護・分離の必要が生じた場合、短期入所、施設入所等が必要となることから、関係機関と連携し、高齢者の保護を行っています。

今後の取組

- 引き続き、介護保険事業所等の関係機関と連携し、被虐待者の保護のためのネットワークづくりを推進します。

■その他実施事業

事業	内容
老人憩いの家八寿園運営	60歳以上の高齢者の憩いと交流を目的とし、高齢者サークル活動や老人クラブ活動の拠点となる老人福祉施設として運営しています。
老人の家（南ヶ丘・都）運営	60歳以上の高齢者が利用でき、レクリエーションや趣味等の活動を行っています。
在日外国人高齢者特別給付	制度上無年金となっている在日外国人高齢者（1926年4月1日以前生まれ）に対して、1人月額1万円の給付金を支給しています。

■評価指標

指標	第8期計画 実績値	第9期計画 目標値		
	令和4年度 (2022年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
生活支援体制整備協議体の会議開催回数（回）	3	8	10	12
配食サービス利用者延人数（人）	407	440	470	500
シルバーライフラインシステム利用者数（人）	362	380	390	400

基本目標5 持続可能な介護保険制度の運営

(1) 介護保険サービスの提供体制の充実

① 介護サービス情報の提供

現 状

- 利用者が介護サービスを適切に選択できるよう、すべての介護サービスの内容や整備状況に関する情報及びサービス評価の結果等を検索できる福祉保健医療情報ネットワークシステム『WAMNET（ワムネット）』で公開するよう助言しています。
- 市のホームページに介護保険制度の仕組みを掲載し、介護認定等の申請書類のダウンロードもできるようにしています。

今後の取組

- 広報紙や市ホームページへの掲載、パンフレットの作成・配布、介護サービス提供事業者が行う研修の支援等により介護保険制度の普及を図り、市民サービスの向上に努めます。

② 利用者・介護者への支援の充実

現 状

- 健康や福祉、介護保険サービスについて理解促進を図るため、広報紙や市ホームページ、リーフレット等による情報提供を行っています。
- 個々のニーズや外出が困難な人に対応するため、必要に応じて訪問相談を行っています。
- 災害により被害を受けた場合や、失業等により著しく収入が減少した場合など、介護保険料の納付が困難である人については、保険料の減免制度を実施しています。
- サービス利用者に対しては、要介護認定の更新勧奨通知や高額介護サービス費の勧奨通知を行うなど、各種制度の情報提供を行うとともに、市民税非課税世帯の人が介護保険施設等を利用した場合、食費や居住費の負担が軽減されるなどの各種減免制度の周知や社会福祉法人等による利用者負担額減額制度の周知を図っています。

今後の取組

- 高齢者等に対して、よりわかりやすい情報提供の方法を工夫します。
- 情報が伝わりにくい高齢者等に対しては、市が実施するさまざまな事業を通じて情報提供に努めます。

(2) 介護サービスの質の向上と介護給付の適正化

① 介護支援専門員活動支援

現 状

- ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）の主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）が中心となり、居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）を対象とする研修の実施や活動支援を行っています。

今後の取組

- 利用者の増加や複雑・多様化した要望に対応するため、介護支援専門員（ケアマネジャー）を対象にケアプラン作成技術の向上のための研修会等を実施します。
- 介護支援専門員（ケアマネジャー）の業務全般に対する相談に応じる窓口の周知や助言指導を行います。

② 要介護認定への取組

現 状

- 認定調査要領の作成や認定調査員を対象とする研修を実施するほか、調査結果の検証を行うなど、適切な認定調査の実施に向けた取組を行っています。
- 認定調査において、被保険者の状況を把握し認定結果に適切に反映することができるよう、同席者への聞き取りを行うとともに、聴覚障がい者に対しては手話通訳者と同行する等、正確な内容を特記事項へ記載するよう、取組を行っています。

今後の取組

- 認定調査員一人ひとりの能力向上に向け、公平かつ適正な支援につながる体制強化を図ります。
- 京都府と連携し、介護認定審査会委員の認定調査に関する知識の習得・向上のための取組を行うほか、医師会と連携して主治医意見書の記載内容の充実に向けた取組を行います。

③ サービスに関する相談・苦情体制の強化

現 状

- 苦情相談については、市の担当部局をはじめ、ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）等と連携を図りながら、幅広く相談に応じています。
- 事業者への指導や広域性・専門性を必要とする相談や苦情については、京都府や国民健康保険団体連合会、消費者センターとの連携を強化することにより、解決に向け事業者への指導・助言を行っています。
- 京都府介護保険審査会に申し立てる行政不服審査請求に関しては、市民の事前の相談に対応するとともに、迅速かつ適切に対応しています。

事業内容

事業	内容
相談及び不服申立対応	介護保険事業その他の高齢者福祉事業等に関する相談について、窓口・電話等での対応を行います。また、京都府への不服申立がなされた場合、必要な対応を行います。

今後の取組

- 市は保険者として、相談や苦情に対し適切かつ迅速な対応を行います。
- ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）においても、誰もが適切な支援を受けられるよう相談体制をさらに強化していきます。

④ 事業者への支援の充実

現 状

- 介護保険制度や高齢福祉施策等の幅広い情報について、地域ケア会議等において適宜、情報提供しています。
- 独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉保健医療情報ネットワークシステム『WAMNET（ワムネット）』等を活用し、事業者からの情報収集に努め、広報等による積極的な情報提供を行っています。また、サービス提供事業者に対しても、『WAMNET（ワムネット）』等を通じたサービスに関する情報の開示を働きかけています。

今後の取組

- サービス事業者との連絡会等あらゆる機会を通じ、介護サービス事業者に対する指導・助言を行い介護サービスの質の向上に努めます。
- 地域密着型サービスや居宅介護支援事業所等については、本市に指定・指導権限があることから、事業者に対する立ち入り調査を実施するなど適切な指導・監督を行い、利用者に対し適切なサービスの提供が行われるよう取り組みます。
- 適切なケアマネジメントやサービス提供ができるよう、ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）が中心となって介護支援専門員（ケアマネジャー）の支援を行います。

(3) 福祉・介護人材の確保・育成・定着支援

① 福祉・介護人材の確保及び定着促進

現 状

- 介護サービスの担い手となる人材を確保するため、介護職員初任者研修受講料助成を行っています。
- 福祉・介護人材の確保及び定着を図るため、関係機関と協力して「八幡市介護・福祉職場就職フェア」を開催しています。

事業内容

事業	内容
介護職員初任者研修 受講料助成	介護職員初任者研修の受講者であって、介護サービス事業所で6カ月以上継続して介護業務に従事している人を対象に、初任者研修の受講料の一部を助成しています。

今後の取組

- 複雑化、多様化する介護ニーズに対応できる人材の育成及びサービスの担い手である人材の確保、定着促進の取組に向けて、介護職員初任者研修受講料補助制度の周知や、市内社会福祉法人が開催している介護職員初任者研修の普及・啓発を推進します。
- 引き続き、京都府や関係機関と連携して「八幡市介護・福祉職場就職フェア」を開催し、福祉・介護人材の確保を支援します。

(4) 業務効率化の取組の強化

① 業務効率化の取組の強化

現 状

- 介護の現場で働く職員が長く働き続けることができるよう、人材不足の時代に即した介護現場の革新及び生産性の向上を図り、本来業務に注力できる環境づくりを進めています。

今後の取組

- 介護の質は維持しながら介護職員の身体的・精神的負担を軽減し、効率的な業務運営ができるよう、介護ロボットやICTの活用事例を周知するなど、業務の効率化を促進します。
- 業務効率化の観点から、介護分野の文書に係る負担軽減を図るため、標準様式や「電子申請・届出システム」を基本原則化する取組を進めます。

■その他実施事業

事業	内容
地域共生社会実現サポート事業	社会福祉法人等への経営の適正管理や処遇環境改善等に対する助成を行っています。
介護給付費等適正化事業	介護サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、ケアプラン点検や住宅改修・福祉用具点検調査等を行います。

■評価指標

指標	第8期計画 実績値	第9期計画 目標値		
	令和4年度 (2022年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認定調査状況チェック（件）	全件	全件	全件	全件
ケアプラン点検件数（件）	25	25	25	25
住宅改修点検件数（写真確認）（件）	全件	全件	全件	全件
住宅改修点検調査件数（件）	11	12	12	12
福祉用具購入・貸与調査件数（件）	1	2	4	6
介護・福祉職場就職フェア開催回数（回）	1	1	1	1

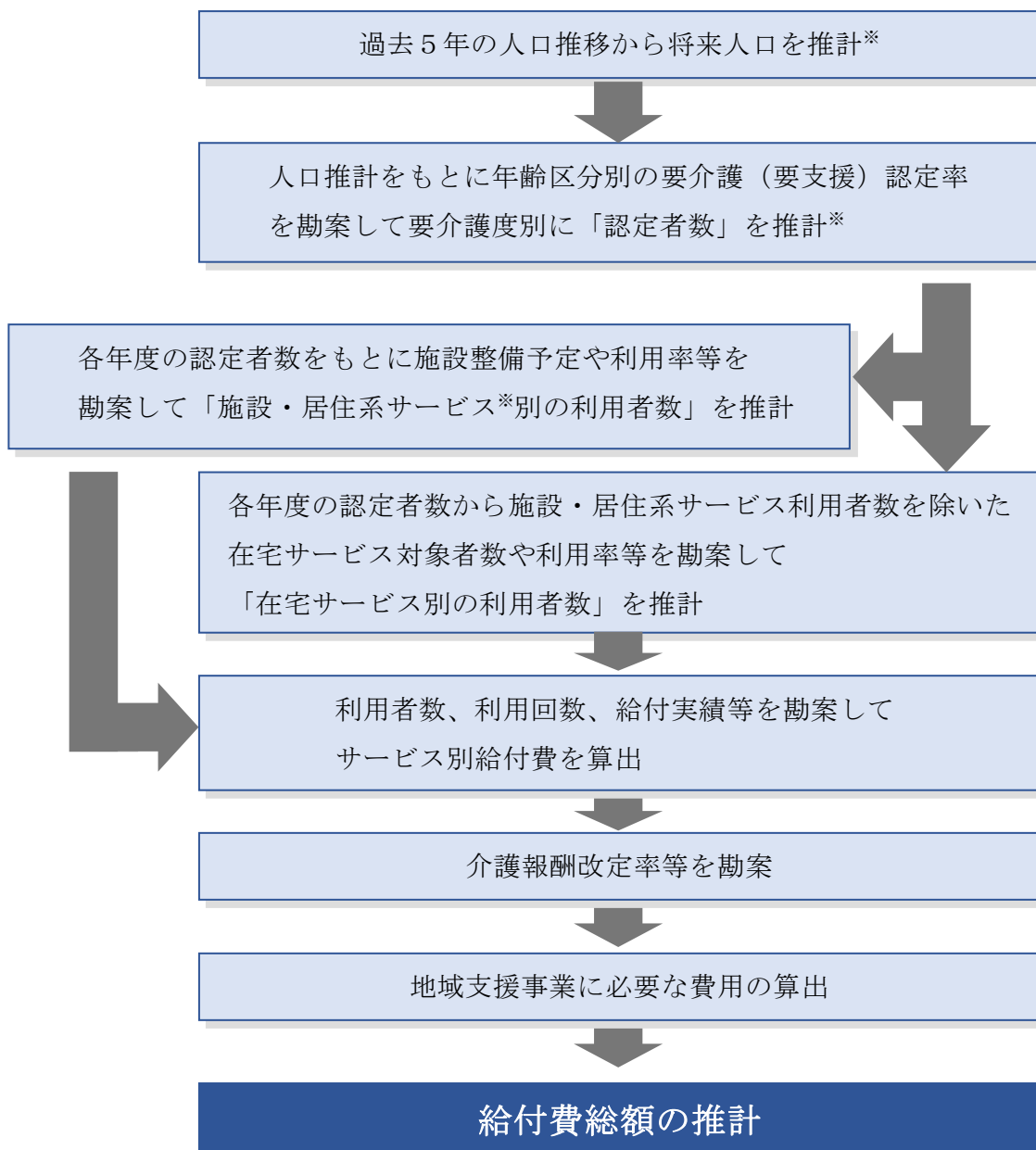


第5章 介護保険事業計画の展開

1 介護保険事業の推計の手順

第9期の介護保険事業の見込量及び第1号被保険者の介護保険料については、国から配布された『地域包括ケア「見える化」システム』の将来推計機能を使用して推計を行いました。

■ 介護保険事業の見込量のおおまかな推計の流れ



※将来人口及び認定者数の推計結果は、第2章「6 2040年の八幡市の姿」を参照

2 介護保険サービスの充実

本計画の策定にあたり、基礎資料となる「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、高齢者への介護保険施策等の充実のために行政に希望することについて、「自宅でも治療が受けられる在宅医療の充実」が58.8%、「在宅介護サービスの充実」が43.0%となっています。

また、「在宅介護実態調査」では、施設等への入所・入居の検討状況について、「入所・入居は検討していない」が77.3%となっています。

「介護支援専門員調査」では、行政に最も期待する役割について、「相談機能の充実」が32.5%、「サービス基盤の充実」が30.0%となっています。

在宅での生活を支える支援やサービスへのニーズが高くなっており、住み慣れた地域で在宅生活を続けるためには、個々の利用者の身体状況に合わせた介護サービスの提供が必要となります。

医療・介護双方のニーズを有する高齢者が増加するなか、医療・介護が有機的に連携し、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう介護保険サービスの提供体制の構築に取り組んでいきます。

(1) 居宅サービスの充実

居宅サービスについては、既存資源の有効かつ効率的な活用の観点から、現在の事業者が多様なサービスを提供できるよう指導・助言や連携を図るとともに、複合的なサービスについてもその必要性について検討します。

また、要支援者等に対して、その心身の状況、置かれている環境やその他の状況に応じて、必要なサービスが提供され、重度化を防ぐため、引き続き、介護予防・日常生活支援総合事業の推進に努めます。

(2) 地域密着型サービスの充実

医療・介護双方のニーズを有する高齢者が増加するなか、医療・介護を継続して受け続けることができるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護等の支援に努めます。

また、引き続き、「地域密着型介護老人福祉施設」、「認知症対応型共同生活介護」等については、既存の在宅・施設サービスの状況を踏まえ、地域密着型サービス運営協議会においてサービス提供体制についての検討を行います。

(3) 施設サービスの充実

施設サービスについては、既存資源の有効かつ効率的な活用の観点から、地域のニーズを踏まえた在り方や更なる役割・責務を考えていくことが重要であり、介護老人福祉施設については、既存の短期入所からの転換を図り、医療が必要な要介護者の長期療養・生活施設としての介護医療院については、介護老人保健施設からの転換を図る等、法人の実情に応じた整備が実施できるよう支援し、待機者の緩和に努めます。

また、低所得層から中間所得層の高齢者の住まい・生活支援のため、高齢者あんしんサポートハウスの充実に努めるとともに、その他の施設サービスについては、今後の需給を見極めながらサービス供給体制の必要性について検討していきます。



3 介護保険サービスの見込み

(1) 介護給付費等の見込み

単位：千円／年、回数／月、日数／月、人数／月

		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
(1) 居宅サービス				
訪問介護	給付費(千円)	768,309	781,563	795,619
	回数(回)	23,122	23,485	23,906
	人数(人)	742	755	770
訪問入浴介護	給付費(千円)	34,168	35,343	35,871
	回数(回)	219	226	230
	人数(人)	50	52	53
訪問看護	給付費(千円)	281,681	291,369	300,862
	回数(回)	5,498	5,680	5,863
	人数(人)	538	555	572
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	17,989	18,012	19,033
	回数(回)	458	458	485
	人数(人)	36	36	38
居宅療養管理指導	給付費(千円)	109,087	112,991	115,653
	人数(人)	740	765	783
通所介護	給付費(千円)	529,861	546,464	559,508
	回数(回)	5,329	5,483	5,609
	人数(人)	558	574	587
通所リハビリテーション	給付費(千円)	300,318	313,783	319,362
	回数(回)	2,985	3,100	3,148
	人数(人)	394	409	415
短期入所生活介護	給付費(千円)	97,128	101,815	106,892
	日数(日)	832	873	915
	人数(人)	101	106	111
短期入所療養介護	給付費(千円)	40,933	43,440	43,440
	日数(日)	261	277	277
	人数(人)	38	40	40
福祉用具貸与	給付費(千円)	224,594	232,385	238,456
	人数(人)	1,244	1,285	1,316
特定福祉用具販売	給付費(千円)	11,068	11,068	12,447
	人数(人)	25	25	28
住宅改修	給付費(千円)	18,823	18,823	19,939
	人数(人)	19	19	20
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	285,454	298,398	303,544
	人数(人)	117	122	124

※各サービスの事業概要は、資料編4(2)を参照

単位：千円／年、回数／月、日数／月、人数／月

		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
(2)地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	101,776	107,280	110,653
	人数(人)	44	46	47
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	1,692	1,694	1,694
	人数(人)	1	1	1
地域密着型通所介護	給付費(千円)	28,973	29,010	29,010
	回数(回)	350	350	350
	人数(人)	43	43	43
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	25,728	25,760	25,760
	回数(回)	222	222	222
	人数(人)	23	23	23
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	74,614	77,040	77,040
	人数(人)	28	29	29
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	173,008	179,482	182,418
	人数(人)	55	57	58
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	242,990	243,297	243,297
	人数(人)	64	64	64
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	61,068	61,146	67,967
	人数(人)	19	19	21
(3)施設サービス				
介護老人福祉施設	給付費(千円)	735,544	739,537	742,600
	人数(人)	229	230	231
介護老人保健施設	給付費(千円)	901,934	830,704	805,461
	人数(人)	249	229	222
介護医療院	給付費(千円)	225,471	293,614	338,635
	人数(人)	50	65	75
(4)居宅介護支援	給付費(千円)	333,618	344,209	352,137
	人数(人)	1,697	1,747	1,785
合計	給付費(千円)	5,625,829	5,738,227	5,847,298

※各サービスの事業概要は、資料編4(2)を参照

(2) 予防給付費等の見込み

単位：千円／年、回数／月、日数／月、人数／月

		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
(1)介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0
	回数(回)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)	33,184	33,851	34,163
	回数(回)	787	802	809
	人数(人)	111	113	114
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	5,149	5,562	5,562
	回数(回)	150	162	162
	人数(人)	12	13	13
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	8,651	8,985	8,985
	人数(人)	80	83	83
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	110,159	113,045	113,584
	人数(人)	244	250	251
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	451	452	452
	日数(日)	5	5	5
	人数(人)	1	1	1
介護予防短期入所療養介護	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	40,413	41,150	41,551
	人数(人)	502	511	516
特定介護予防福祉用具販売	給付費(千円)	5,621	6,037	6,037
	人数(人)	14	15	15
介護予防住宅改修	給付費(千円)	19,585	19,585	21,811
	人数(人)	18	18	20
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	9,657	9,669	9,669
	人数(人)	11	11	11
(2)地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0
	回数(回)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	4,262	4,268	4,268
	人数(人)	5	5	5
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
(3)介護予防支援	給付費(千円)	40,450	41,365	41,710
	人数(人)	704	719	725
合計	給付費(千円)	277,582	283,969	287,792

※各サービスの事業概要は、資料編4(2)を参照

4 標準給付費、地域支援事業費、市町村特別給付費の見込み

(1) 標準給付費の見込み

単位：千円

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合計
標準給付費見込額	6,234,898	6,360,959	6,478,543	19,074,400
総給付費	5,903,411	6,022,196	6,135,090	18,060,697
介護給付費	5,625,829	5,738,227	5,847,298	17,211,354
予防給付費	277,582	283,969	287,792	849,343
特定入所者介護サービス費等給付額	127,592	130,612	132,567	390,771
高額介護サービス費等給付額	174,508	178,184	180,564	533,256
高額医療合算介護サービス費等給付額	22,621	23,053	23,316	68,990
算定対象審査支払い手数料	6,766	6,915	7,005	20,686

※単位未満は四捨五入により端数処理しているため金額の積み上げが合わない場合があります。

(2) 地域支援事業費の見込み

単位：千円

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合計
地域支援事業費	323,921	332,463	343,092	999,476
介護予防・日常生活支援総合事業費	219,596	228,138	238,767	686,501
包括的支援事業・任意事業費	104,325	104,325	104,325	312,975

※単位未満は四捨五入により端数処理しているため金額の積み上げが合わない場合があります。

(3) 市町村特別給付費の見込み

市町村特別給付は、介護保険制度の中で市町村が実情に合わせて独自にサービスを定めることができます。財源は65歳以上の第1号被保険者の介護保険料となります。

本市では令和3年度（2021年度）から開始し、今後のサービス利用の動向を確認しながら、サービス内容について検討していきます。

単位：千円

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合計
市町村特別給付費	670	670	670	2,010
寝具乾燥サービス事業費	670	670	670	2,010

※単位未満は四捨五入により端数処理しているため金額の積み上げが合わない場合があります。

5 介護保険料基準額の設定

(1) 介護保険料基準額の設定

単位：千円

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合計
標準給付費見込額 ①	6,234,898	6,360,959	6,478,543	19,074,400
地域支援事業費見込額 ②	323,921	332,463	343,092	999,476
第1号被保険者負担分相当額 ③=(①+②)×23%	1,508,528	1,539,487	1,568,976	4,616,992
調整交付金相当 ④=(①+介護予防・日常生活支援総合事業費)×5%	322,725	329,455	335,866	988,045
調整交付金見込額 ⑤=(①+介護予防・日常生活支援総合事業費)×交付割合	152,972	189,766	237,121	579,859
調整交付金相当額との差額 ⑥=④-⑤	169,753	139,689	98,745	408,186
介護保険給付費基金取崩額 ⑦				120,000
市町村特別給付費等 ⑧				2,010
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額 ⑨				46,000
保険料収納必要額 ⑩=③+⑥-⑦+⑧-⑨				4,861,188
予定保険料収納率 ⑪				99.00%
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (3か年)(人) ⑫				65,468
第9期の第1号被保険者の保険料基準額				
年額 ⑬=⑩÷⑪÷⑫				75,000
月額(⑬÷12)				6,250

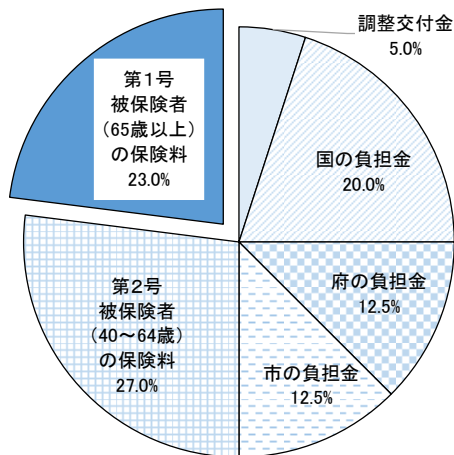
※単位未満は四捨五入により端数処理しているため金額の積み上げが合わない場合があります。

(2) 第1号被保険者及び第2号被保険者の負担割合

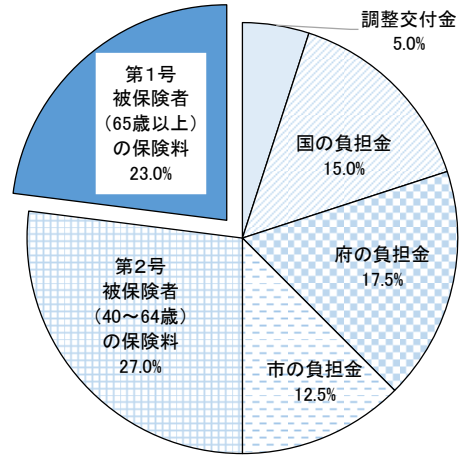
介護給付等にかかる事業費の財源は、第1号保険料及び第2号保険料、国・府・市の負担金、国の調整交付金で賄われます。第9期計画の第1号保険料の負担割合は、第8期計画同様に23%となります。

標準給付費の財源構成

居宅給付費

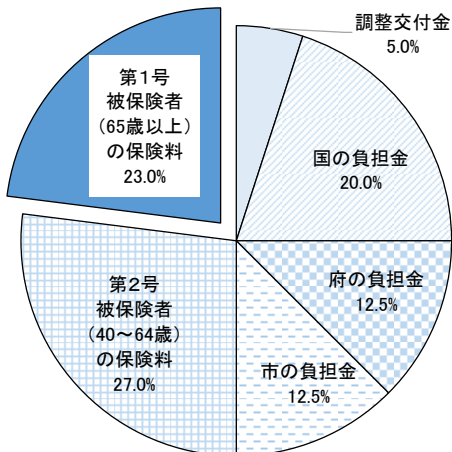


施設等給付費（特定施設を含む）

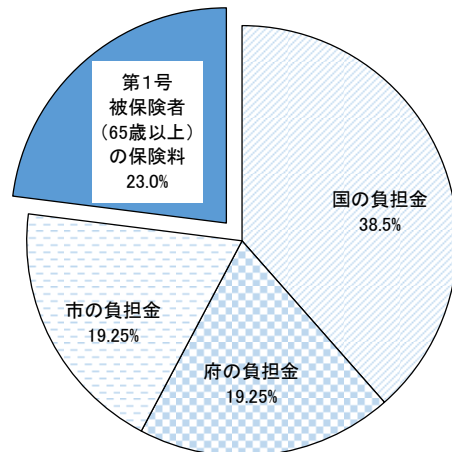


地域支援事業費の財源構成

介護予防・日常生活支援総合事業

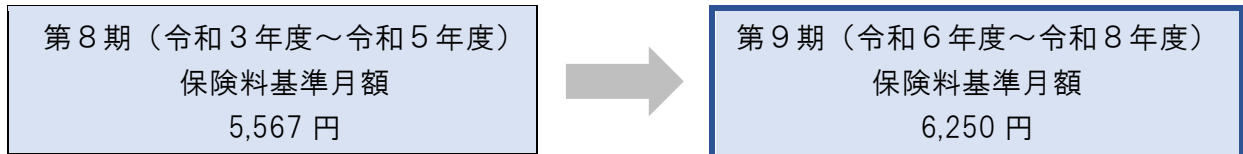


包括的支援事業及び任意事業費



(3) 保険料基準額

第9期においては、後期高齢者の増加に伴い、要支援・要介護認定者数や各種サービス利用者数の増加が見込まれています。また、介護報酬改定の影響もあり、介護保険給付費基金を最大限活用しても、介護保険料は増額となります。



	第8期	第9期	第8期⇒第9期 伸び率
総人口 (人)	69,644	68,250	-2.0%
第1号被保険者数 (人)	22,070	21,875	-0.9%
65～74歳 (人)	10,572	8,589	-18.8%
75～84歳 (人)	8,505	9,853	15.8%
85歳以上 (人)	2,993	3,433	14.7%
高齢化率 (%)	31.7%	32.1%	1.3%
要支援・要介護認定者数 (人)	4,514	4,787	6.0%
介護保険給付費 (千円)	5,369,499	6,020,232	12.1%
保険料基準月額 (円)	5,567	6,250	12.3%

※第8期は実績、第9期は推計値。それぞれ、3か年の平均値

※介護保険給付費は総給付費のみで、第8期は令和3年度と4年度の平均値

(4) 所得段階別の第1号被保険者保険料

基準保険料 年額 75,000 円 (月額 6,250 円)

保険料段階	対象者	保険料率	保険料額 (年額)
第1段階	生活保護被保護者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入＋合計所得金額が80万円以下の人	0.285 (0.455)	21,380 (34,120)
第2段階	世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入＋合計所得金額が120万円以下の人	0.485 (0.685)	36,380 (51,370)
第3段階	世帯全員が市民税非課税かつ第1段階、第2段階以外の人	0.685 (0.69)	51,380 (51,750)
第4段階	世帯課税で本人が市民税非課税かつ本人年金収入＋合計所得金額が80万円以下の人	0.9	67,500
第5段階	世帯課税で本人が市民税非課税かつ第4段階以外の人	1.0	75,000
第6段階	市民税本人課税者で本人合計所得金額が125万円以下の人	1.1	82,500
第7段階	市民税本人課税者で本人合計所得金額が125万円を超え、200万円未満の人	1.3	97,500
第8段階	市民税本人課税者で本人合計所得金額が200万円以上、300万円未満の人	1.5	112,500
第9段階	市民税本人課税者で本人合計所得金額が300万円以上、400万円未満の人	1.7	127,500
第10段階	市民税本人課税者で本人合計所得金額が400万円以上、500万円未満の人	1.9	142,500
第11段階	市民税本人課税者で本人合計所得金額が500万円以上、600万円未満の人	2.1	157,500
第12段階	市民税本人課税者で本人合計所得金額が600万円以上、700万円未満の人	2.3	172,500
第13段階	市民税本人課税者で本人合計所得金額が700万円以上、800万円未満の人	2.4	180,000
第14段階	市民税本人課税者で本人合計所得金額が800万円以上1000万円未満の人	2.6	195,000
第15段階	市民税本人課税者で本人合計所得金額が1000万円以上、1500万円未満の人	2.7	202,500
第16段階	市民税本人課税者で本人合計所得金額が1500万円以上の人	2.9	217,500

※第1～3段階の()内の記載は、公費による保険料の軽減を行う前の割合及び金額

第6章 計画の進行管理

1 計画の進行管理

本計画では、できる限り住み慣れた地域で生活を営むことができるように、地域包括ケアシステムの考え方のもと、市民をはじめとする高齢者を取り巻くすべての人や関係機関、関係団体が協働により、基本理念の『誰もが「健康」で「幸せ」に暮らし続けられるまち・やわた』の実現に向けて取組を推進することが重要となります。

そのため、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）といった一連のPDCAサイクルに基づき、適宜、取組の実施状況の把握・点検・評価を踏まえ、適切な計画の進行管理を行います。

本市においては、地域の実情を踏まえ、協議体や地域ケア会議、八幡市多職種連携在宅療養支援協議会を推進し、生活支援施策、認知症施策、在宅医療・介護連携に関して事業の見直しを図り、施策へ反映してまいります。

また、評価にあたってはアウトカム指標や基本目標の指標、保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標、今後国が示す評価指標に対する取組について実施し、評価・検証・分析を行ってまいります。

（1）八幡市介護保険事業計画等策定委員会

本計画の円滑で確実な実施を図るため、適宜、委員会において本計画の進捗状況の点検、評価等の進行管理を行います。

（2）八幡市地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サービス運営協議会

市民、医療や福祉の関係者による地域包括支援センター運営協議会及び地域密着型サービス運営協議会において、地域包括支援センターの運営状況や地域密着型サービス事業者の指定等の事項の審議を行います。

2 評価指標

本計画において、ロジックモデルをもとに、5つの基本目標の実施による効果・成果（＝アウトカム）を指標とし、事業の実施状況に影響を受ける「中間アウトカム（成果）」と、基本理念を実現するために必要と考えられる「最終アウトカム（成果）」に区分し、次のアウトカム指標を設定します。

中間アウトカム	令和4年度実績	目標
運動機能低下のリスク	12.5%	↓
手段的日常生活動作（IADL）が高い人の割合	87.4%	↑
地域活動への参加意向	60.5%	↑
介護予防のための通いの場の参加率	6.3%	↑
認知症相談窓口の認知度	17.9%	↑
ACPまたは人生会議の認知度	21.8%	↑

※「第9期介護保険事業計画等策定に係るアンケート調査 結果報告書」より抜粋



最終アウトカム		令和4年度実績	目標
健康寿命※ ¹	男性	81.3年	↑
	女性	85.1年	↑
主観的幸福感の高い高齢者の割合		73.3%	↑
主観的健康観の高い高齢者の割合		81.9%	↑
生きがいのある高齢者の割合		55.9%	↑

※「第9期介護保険事業計画等策定に係るアンケート調査 結果報告書」より抜粋

※1：健康寿命は、介護保険認定者数から算出した0歳時点平均自立期間のこと。計算方法は、健康寿命の算定の方針（平成24年9月発行、平成24年度厚生労働省科学研究費補助金による健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究班）による。①算定年の2～4年前の3年間の5歳刻みの死亡者数、②算定年の前年末の5歳刻みの人口、③算定年の前年7月末の5歳刻みの要介護2以上の数から算出



基本理念の実現
<p>誰もが「健康」で「幸せ」に 暮らし続けられるまち・やわた</p>

1 八幡市介護保険事業計画等策定委員会設置要項

(設置)

第1条 「誰もが「健康」で「幸せ」に暮らし続けられるまち・やわた」の実現をめざし、高齢者が健康でいきいきと暮らせる総合的な施策の推進を機能的に推進するため、八幡市介護保険事業計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次の事項を協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 八幡市介護保険事業計画等の策定に関すること
- (2) 八幡市介護保険事業計画等の進行管理に関すること
- (3) その他高齢者保健福祉事業についての調査研究に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療福祉関係団体の代表
- (3) 被保険者の代表

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、臨時に委員を任命することができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から3年とする。

2 市長は、委員から退任の申出があったとき、または委員に特別の事由が生じたときは、任期中であっても当該委員を解くことができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、高齢介護課において処理する。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、その他必要な事項は、委員長が委員会にはかって定める。

附 則

この要項は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年1月1日から施行する。

2 八幡市介護保険事業計画等策定委員会委員名簿

任期：令和3年（2021年）7月1日～令和6年（2024年）6月30日

職 種	氏 名	備 考
学識経験者	坂 本 勉	佛教大学
学識経験者	堀 井 節 子	京都光華女子大学
学識経験者	室 崎 千 重	奈良女子大学
医療福祉関係者 (京都府綴喜医師会)	中 島 保 倫	なかじま整形外科・リウマチクリニック
医療福祉関係者 (社会福祉協議会)	山 口 貴 司	社会福祉法人八幡市社会福祉協議会
医療福祉関係者 (あんしん療養病院)	川 島 航 平	社会医療法人美杉会 男山病院
医療福祉関係者 (介護老人福祉施設)	岩 崎 哲 也	社会福祉法人秀孝会 特別養護老人ホーム有智の郷
医療福祉関係者 (介護老人保健施設)	北 村 庄 司	医療法人社団医聖会 介護老人保健施設梨の里
医療福祉関係者 (居宅サービス)	石 浪 尚 貴	社会福祉法人八幡福祉協会 京都八勝館居宅介護支援事業所
医療福祉関係者 (地域密着型サービス)	西 脇 さよ子	株式会社 すずらん 小規模多機能居宅介護ぽんぽこ
医療福祉関係者 (地域包括支援センター)	水 口 智 子	社会福祉法人若竹福社会 八幡市地域包括支援センターやまぼと
医療福祉関係者 (民生児童委員会)	石 川 純	八幡市民生・児童委員協議会
第1号被保険者	木 下 晴 世	公募
第1号被保険者	田 近 明	公募
第2号被保険者	遠 藤 友 基	公募

3 計画の策定経過

年月日	内 容
令和4年(2022年) 8月23日	令和4年度 第1回八幡市介護保険事業計画等策定委員会 ○介護保険事業計画等策定業務公募型プロポーザルの実施結果について ○計画策定の進め方及び策定スケジュールについて ○八幡市の介護保険事業における状況について
10月21日	令和4年度 第2回八幡市介護保険事業計画等策定委員会 ○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について ○在宅介護実態調査について ○居宅介護支援専門員調査について ○介護人材実態調査について
令和4年(2022年) 12月～ 令和5年(2023年) 4月	第9期介護保険事業計画等策定に係るアンケート調査の実施
4月14日	令和5年度 第1回八幡市介護保険事業計画等策定委員会 ○第9期介護保険事業計画等策定に係るアンケート調査の現況報告について
6月21日	第9期介護保険事業計画等策定に係るインタビュー調査の実施
7月21日	令和5年度 第2回八幡市介護保険事業計画等策定委員会 ○第9期介護保険事業計画等策定に係るアンケート調査結果について
8月30日	令和5年度 第3回八幡市介護保険事業計画等策定委員会 ○第9期八幡市介護保険事業計画骨子案について
11月27日	令和5年度 第4回八幡市介護保険事業計画等策定委員会 ○第9期八幡市介護保険事業計画素案について
令和6年(2024年) 1月	パブリックコメントの実施
2月16日	令和5年度 第5回八幡市介護保険事業計画等策定委員会 ○第9期八幡市介護保険事業計画案について

4 用語解説

(1) 用語解説

	用語	解 説
あ	ICT	Information and Communication Technology (情報通信技術) の略で、通信技術を活用したコミュニケーション。
	アウトリーチ	手を差し伸べること。援助が必要であるにも関わらず、自発的に申し出をしない人に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現を目指すこと。
	アセスメント	ケアプランを立案するために情報を分析し、活用するサービスを総合的に判断すること。
	アドバンス・ケア・プランニング (ACP)	人生会議。人生の最終段階における医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合う取り組み。11月30日(いい看取り・看取られ)を「人生会議の日」とし、人生の最終段階における医療・ケアについて考える日としている。
	医師会	医師資格を持つ医師のみを会員資格要件とする職能団体。任意加入であるため、すべての医師が所属しているわけではない。
	一般介護予防事業	住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指すことを目的として実施している事業。
	インセンティブ	やる気を起こさせるような刺激のこと。
	インフォーマルサービス	公的なサービス以外のもので、家族や友人、町内会や民生委員、地域住民、ボランティア等が行う、援助活動。
	SNS	Social Networking Service の略で、人と人との交流を手助け・促進するためのインターネット上のサービス。
	NDB	National Database の略で、医療機関を受診した際に、医療機関から保険者に対して発行されるレセプトと、40歳以上を対象に行われている特定健診・保健指導の結果からなるデータベース。
	NPO	Nonprofit Organization (非営利組織) の略で、民間のボランティア活動を始めとするさまざまな非営利活動の団体の総称。
	オレンジカフェ	初期軽度の認知症高齢者とその介護者を支援するため、認知症カフェを開催している。
	オレンジロードつなげ隊	認知症の正しい理解と支援を推進するために結成されたボランティアの啓発部隊。
か	介護休業・介護休暇	家族が病気や怪我、精神的な疾患などによって介護が必要な状態になった時、介護を行う労働者が取得できる休暇。
	介護給付	要介護認定を受けた人に支払われる給付のこと。
	介護支援サポーター事業	高齢者の健康・生きがいづくり等を目的として、要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の方を対象に、市内の介護保険サービス事業所でボランティア活動を行っていただき、実績に応じて換金できるポイントを付与している。
	介護支援専門員 (ケアマネジャー)	要介護者や要支援者の相談に応じ、介護を必要とする方が介護保険サービスを受けられるように、ケアプランの作成や市町村、サービス事業所、施設、家族などの調整を行う者。
	介護認定審査会	市町村の附属機関として設置され、保健、医療、福祉に関する学識経験者(認定審査委員会)によって構成される合議体。

用語	解 説
介護福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法により定められた介護・福祉分野の国家資格。専門的な知識や技術を持ち、身体上・精神上の障がいがあるために日常生活を営むのに支障がある人に対して、入浴、排泄、食事などを含む介護や介護に関する指導を行う人。ケアワーカー（CW）とも呼ばれる。
介護報酬	事業者が利用者（要介護者、要支援者）に各種介護サービスを提供した場合に、その対価として事業者を支払われる報酬のこと。原則として、介護報酬の7～9割は介護保険から支払われ、1～3割は利用者の自己負担となる。介護報酬はサービスごとに厚生労働大臣等が定める基準により算定される。
介護保険被保険者	市町村の住民のうち、65歳以上を第1号被保険者、40～64歳の医療保険加入者を第2号被保険者という。
介護保険保険者努力支援交付金	国は、介護費用の増加を抑える効果があるとして、自立支援や介護予防に力を入れる方針を打ち出しており、自治体にそれらの取り組みを促すために「介護保険保険者努力支援交付金」を設けている。
介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）	市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域で支え合う体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするものとして、平成27年（2015年）4月に施行された新しいサービス。「介護予防・生活支援サービス事業（サービス事業）」と「一般介護予防事業」で構成される。
介護ロボット	介護が必要な人と介護する人の支援ができる機械システムで、情報を感知（センサー系）、判断（知能・制御系）し、動作する（駆動系）という3つの要素技術を有する。
かかりつけ医	日頃からの病気や健康に関することを何でも相談でき、必要な時は専門の医療機関を紹介してくれる身近な医師のこと。
管理栄養士	厚生労働大臣の免許を受けた国家資格で、病気を患っている方や高齢で食事がとりづらくなっている方、健康な方一人ひとりに合わせて専門的な知識と技術を持って栄養指導や給食管理を行う。
基本チェックリスト	65歳以上の高齢者が自分の生活や健康状態を振り返り、心身の機能で衰えているところがないかどうかをチェックするためのもの。全25項目の質問で構成されており、生活機能の低下のおそれがある高齢者を早期に把握し、介護予防・日常生活支援総合事業へつなげることにより状態悪化を防ぐためのツール。
虐待防止ネットワーク	高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うために整備される関係機関や民間団体との連携協力体制のこと。
京都府福祉のまちづくり条例	高齢者や障がい者をはじめとして、すべての人々が安心して快適に生活できるまちづくりを実現し、福祉のまちづくりを推進することが記載されている条例。
行政不服審査請求	行政庁の処分や不作為につき、審査庁に対して不服を申し立てる手続きのこと。
居住系サービス	高齢者が暮らしやすいように配慮した住まいに、食事や介護の提供、洗濯、掃除等の家事、健康管理などの日常生活を送るうえで必要なサービスが付いた住まいのこと。
居宅介護支援事業所	介護を受けながら自宅で暮らしたい高齢者に対して、ケアマネジメントを提供している事業所のこと。
居宅給付費	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護以外のサービスにかかる給付費。
ケアプラン	要支援、要介護に認定された本人や家族の希望に添った介護サービスを適切に利用できるよう、本人や家族の心身の状況や生活の環境などに配慮し、利用する介護サービスの種類や内容を定めた「介護サービスの利用計画」。

用語	解 説	
ケアマネジメント	利用者のニーズに適した資源を調整し、必要とされる職種や機関と連携しながら不足する社会資源をアセスメントし、在宅生活を支援すること。	
軽度認知障害（MCI）	物忘れという主症状が見られるものの、日常生活への影響はほとんどなく、認知症とは診断できない状態のこと。厚労省が発表した平成 24 年（2012 年）の調査結果によれば、全国の 65 歳以上の方のうち、軽度認知障害のある方は約 400 万人と推計されている。	
軽費老人ホーム（ケアハウス）	60 歳以上で、自立して生活することに不安がある身寄りのない人、家族による援助を受けることが困難な人などが入居できる老人福祉法で定められた施設。	
健康寿命	WHO（世界保健機関）によって提唱された新しい健康指標で「日常生活に制限のない期間の平均」。日常生活動作が自立し、健康で過ごせる期間のことを指す。	
健幸マルシェ	気付き、体験、出会いをテーマに、健康に関する知識を得てもらおうイベントを実施。	
高齢者あんしんサポートハウス	京都府が整備を進める施設。社会福祉法に基づく「軽費老人ホーム」（ケアハウス）であり、社会福祉法人等が社会福祉事業として運営している。食事提供や見守り、入浴、生活相談等必要な生活支援サービスが受けられ、介護が必要ないが、ひとり暮らしは不安という高齢者も安心して暮らせる等の特色を持つ住まい。	
高齢社会白書	高齢社会対策基本法に基づき、平成 8 年（1996 年）から毎年政府が国会に提出している年次報告書。高齢化の状況や政府が講じた高齢社会対策の実施の状況、高齢化の状況を考慮して講じる施策について明らかにしている。	
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）	高齢者や障がい者が自立した日常生活や社会生活を行えるよう、公共交通機関・道路・公園等、建築物の構造や設備を改善するための法律で、平成 18 年（2006 年）に定められた。	
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	健康寿命の延伸を目的に、疾病予防や重症化予防のための保健事業とフレイル状態に陥らないための生活機能維持を含めた介護予防を市町村が一体的に実施すること。	
国民健康保険団体連合会	国民保険の保険者（自治体）が設立している公法人で、各都道府県に設置されている。	
コーホート変化率法	出生、死亡、移動等の人口の変動要因に基づいてコーホート（集団）毎に将来人口を推計する方法。	
さ	サービス付き高齢者向け住宅	高齢者住まい法の基準により登録される、介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供する、バリアフリー構造の住宅。
	在宅介護支援センター	地域の高齢者やその家族からの相談に応じて、必要な保健・福祉分野のサービスを受けられるように、行政機関や介護サービス提供機関や居宅介護支援事業所等との連絡調整を行う機関。
	在宅サービス	介護が必要な高齢者がいつも住んでいる居宅で介護を受ける場合に提供されるサービスのこと。
	暫定ケアプラン	暫定でケアプランを立てること。介護認定結果が出ていない人の要介護度や要支援度がどの程度であるかの予想を立て、ケアプランを作成し介護保険サービスを開始することを指す。
	施設サービス	施設に入所（入院）して受けるサービス。
	施設等給付費	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護にかかる給付費。

用語	解 説
GPS 端末	Global Positioning System の略で、人工衛星を利用して自分の位置情報を正確に割り出し、送信する機器のこと。
主治医意見書	主治医が申請者の疾病や負傷の状況などについての意見を記し、要介護認定を行う際のコンピュータによる一次判定や介護認定審査会での審査判定の資料として用いられる。
手段的日常生活動作 (IADL)	買物、洗濯、電話、薬の管理等、「日常生活動作 (Activities of Daily Living: ADL、食事、排泄、更衣、整容、入浴等、日常生活を送るために必要な基本動作のことをいう。)」より複雑で高度な動作を行える自立度の程度を示す指標を「手段的日常生活動作 (Instrument Activities of Daily Living: IADL)」という。
主任介護支援専門員 (主任ケアマネジャー)	平成 18 年 (2006 年) の介護保険法改正で介護支援専門員の上級資格として創設された。ケアマネジャーとしてケアマネジメントを行うことに加え、他のケアマネジャーへの助言や指導、地域包括ケアシステムの構築のための地域づくり、事例検討会の開催などを通じた地域のケアマネジャーのスキルアップや交流などが役割として挙げられている。
住民基本台帳	氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもので、住民の方々に関する事務処理の基礎となるもの。
消費者センター	商品やサービスなど消費者生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を専門の相談員が受付、公正な立場で処理する公的機関。
新型コロナウイルス感染症	人に感染する 7 つ目の「コロナウイルス」として新たに見つかった「新型コロナウイルス (SARS-CoV-2)」による感染症 (COVID-19) のこと。
人生会議	アドバンス・ケア・プランニング (ACP)。人生の最終段階における医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合う取り組み。11 月 30 日 (いい看取り・看取られ) を「人生会議の日」とし、人生の最終段階における医療・ケアについて考える日としている。
スーパーバイズ	自分が行ったカウンセリングに対して、より良い方法はなかったのかを先輩カウンセラーに相談し、カウンセリングスキルを上げるためのもの。
生活支援コーディネーター	地域包括ケアシステムを推進するために設けられた職種で、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援および介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす。
生活支援サービス	家事の一部を代行するなど、個人の家庭生活を手助けするサービス。
生活支援体制整備協議体	市内全域 (第 1 層) 及び日常生活圏域に (第 2 層) に生活支援コーディネーターを配置し、支えあいの地域づくりについて話し合う協議体を設置している。
生活支援体制整備事業	地域住民や各種団体等が連携し、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図り、「協議体」や「生活支援コーディネーター」の活動により、高齢者を支える地域づくりを行う。
生活情報センター	消費者安全法に規定する資格を有した相談員が相談を受けて、助言やあっせん等を行うとともに、消費者問題の解決や消費者被害の防止に向けて、消費者教室の開催や講師派遣、情報提供の啓発事業にも取り組んでいる。
成年後見制度	認知症などによって判断能力が十分ではない場合に法律的に保護し、支えるための制度。
た 第 1 号被保険者	市町村の住民のうち、65 歳以上の方。
第 1 層・第 2 層コーディネーター	第 1 層 (市全域)、第 2 層 (日常生活圏域) ごとに、関係者のネットワークや既存の取組・組織等を活用しながら、地域における生活支援等サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する人のこと。
第 2 号被保険者	市町村の住民のうち、40 歳～65 歳未満の医療保険加入者。
多職種	専門性を持った複数の職種。「多職種連携」とは、さまざまな職種の人があつた目的のために連携をとりながら各自の役割を果たしていくことを指す。

用語	解 説
ターミナルケア	看取り。病気や寿命で余命がわずかになった人に対して医療的・看護的・介護的なケアをすること。精神的・身体的な苦痛やストレスなどを緩和して、生活の質（QOL）を保つことを目的としている。
地域医療構想	医療・介護総合確保推進法に基づき、医療法上の医療計画に盛り込むことが義務づけられた法定計画。
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域ケア会議	市やほっとあんしんネット（地域包括支援センター）が主催し、医療・介護従事者や地域の関係者等により構成し、多職種の協働による個別ケースの支援を通じて、個別課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見、地域づくり・資源開発等を行う。
地域支援事業	住み慣れた地域で介護予防に努め、本人らしく元気に生活できることを目的として平成18年（2006年）の制度改正時に創設された。「総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）」「包括的支援事業」「任意事業」の3つの事業を中心に行われている。
地域福祉ネットワーク活動	地域住民と保健・福祉・医療関係者との協働による要介護者への支え合い活動。
地域包括ケアシステム	要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域内で助け合う体制のこと。それぞれの地域の実情に合った医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制を目指している。
地域包括ケア「見える化」システム	厚生労働省が提供する、都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム。
地域密着型サービス運営協議会	地域密着型サービスの適正な運営及び推進のため、設置・運営されている。
超高齢社会	65歳以上の人口の割合が全人口の21%を占めている社会のこと。65歳以上の人口が、全人口に対して7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」と呼ばれる。
調整交付金	市町村ごとの介護保険財政の調整を行うため、全国ベースで給付費の5%相当分を交付するものであり、第1号被保険者における後期高齢者加入割合や所得段階別人数割合によって国からの交付金が増減する。そのため、第1号被保険者の負担割合も併せて増減する。
チームオレンジ	認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み。
通所型サービス	要支援者、介護予防・生活支援サービス事業対象者へ通所介護サービスを提供している。
通所型サービスB	登録事業者による、通いの場の確保、介護予防・閉じこもり予防を目的としたサービスを提供している。
通所型サービスC	身体機能の低下がみられるが短期集中的な支援により改善が見込まれる方を対象とした運動教室、閉じこもり予防・口腔機能向上・栄養改善のための教室を開催している。
綴喜在宅医療推進会議	綴喜圏域の2市2町の医師会と行政で構成し、高齢者等が住み慣れた地域で安心して在宅療養生活を続けることができるよう、在宅医療の円滑な推進を図ることを目的とする会議。
データベース	複数の主体で共有、利用したり、用途に応じて加工や再利用がしやすいように、一定の形式で作成、管理されたデータの集合のこと。
出前講座	市役所の管理職員等が講師となって、市の仕事や制度、暮らしに役立つ身近なテーマについてお話しする講座。

	用語	解 説
な	二次避難所 (福祉避難所)	自宅での生活などが困難であり、介護を必要としている人達を一時的に受け入れる施設のこと。
	日常生活自立支援事業 (福祉サービス利用援助事業)	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。
	任意事業	要支援や要介護になるおそれのある高齢者に対して、介護予防のためのサービスとして提供される事業のうち、市町村独自の発想や創意工夫した形で実施するもの。
	認知症ケア	認知症・認知障がいに対する各種のケアの総称。
	認知症サポーター	認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域や職域で、認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする人。
	認知症サポーター養成事業	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成している。
	認知症施策推進大綱	認知症施策推進関係閣僚会議において、令和元年（2019年）6月18日にとりまとめられた。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくことを基本的考え方としている。
	認知症リンクワーカー	認知症初期集中支援チームと連携しながら、認知症の人やその家族に寄り添い、必要なサポートを行うことができる専門職。
	認定調査	要介護・要支援認定の申請があったときに、調査員が訪問し、本人と家族への面接によって行う聞き取り調査のこと。
	認定調査員	介護保険の要介護認定（要支援の認定を含む）を申請している被保険者宅等を訪問し、一次判定に必要な調査票と特記事項を作成する面接調査員のこと。
は	ノーマライゼーション	社会福祉をめぐる社会理念の一つで、障がい者も健常者と同様の生活ができるように支援するべきという考え方。またそれに向けた運動や施策なども含まれる。
	ハイリスクアプローチ	健康障がいを引き起こすリスクのうち、特にリスクが高い患者に対して、そのリスクを下げるように働きかけるアプローチ。
	パブリックコメント	行政機関が命令等（政令、省令など）を制定するに当たって、事前に命令等の案を示し、その案について広く国民から意見や情報を募集するもの。
	バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。
	標準給付費	総給付費に特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加えた費用。
	福祉委員会	民生・児童委員や町内会、社会福祉協議会などの関係者や専門職等とともに、近隣住民に働きかけ、一緒になって、身近な地域の困りごと等の発見、解決に向けた活動を行う。
	福祉サービスの利用援助	福祉サービスを利用するための支援や、日常的な金銭管理の支援を行う。
	フレイル	「健康」と「要介護」の中間の段階であり、身体的脆弱性・精神心理的脆弱性・社会的脆弱性といった問題を抱えている状態。
	ふれあいサロン	介護予防の観点から、地域内で社会から孤立した状態で生活している閉じこもりがちな高齢者等を対象に、社会参加・健康づくり・仲間づくりなどを目的とした活動。
	ヘルスケア事業	健康の維持や増進のための行為や健康管理のこと。

用語	解 説
包括的支援事業	地域のケアマネジメントを総合的に行うために、介護予防ケアマネジメント、総合相談や支援、権利擁護事業、ケアマネジメント支援などを包括的に行う事業。
訪問診療（在宅医療）	病院への通院が困難な方や自宅での終末期療養を望む方、寝たきり期の高齢者などを対象とし、医師や看護師が定期的に自宅を訪問し、診察、治療、検査、投薬など一般的に病院で行われている医療サービスを提供すること。
保健師	保健指導に従事することを業とする人。保健師助産師看護師法に定められている資格職。地域に住む住民の保健指導や健康管理を行う。
保険者機能強化推進交付金	P D C Aサイクルによる取組の一環で、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県のさまざまな取組の達成状況を評価できるような客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を支援する交付金。
ポピュレーションアプローチ	多くの人々が少しずつリスクを軽減することで、集団全体としては多大な恩恵をもたらす事に注目し、集団全体をよい方向にシフトさせること。
ま 民生・児童委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねる。地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たす。
や 八幡市あんしんネットワーク事業	行方不明の可能性のある認知症高齢者等の情報を事前に登録してもらい、協力事業所によるさりげない見守りや、認知症高齢者等が行方不明になったとき、警察署、協力事業所等の協力を得られるネットワークにより、対象者ができる限り早期に発見・保護する。
八幡市介護・福祉職場就職フェア	八幡市と八幡市老人福祉施設連絡協議会が主催し、八幡市内の介護・障がい事業所が出展して合同就職説明会を実施し、福祉人材の確保・定着を図るための催し物。
八幡市子ども・子育て支援事業計画	幼児期の教育・保育環境の整備および子ども・子育て支援施策の方向性、子育て家庭のニーズに対応できる事業提供体制を確保するための具体的な方策をまとめた計画。
八幡市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画	障がいのある人の生活状況や課題を把握し、障がい施策の基本的な考え方や具体的な取り組みおよび障がい福祉サービスの目標等を明らかにした計画。
八幡市総合計画	市のまちづくりの指針となり、基本構想を実現するための施策を総合的かつ体系的にまとめた計画。
八幡市多職種在宅療養支援協議会	医療・介護関係者の地域包括ケアに対する意識の醸成を図るとともに、必要な情報を共有して地域包括ケアの推進を行う協議会。
八幡市多職種連携を考える会	八幡市と医師会、薬剤師会、地域包括支援センター、在宅医療・介護連携支援センター、民間企業が共催し、医療・介護従事者が連携を図るための講演やグループワーク等を実施。
八幡市地域福祉推進計画	地域福祉の推進に関することを定めた「八幡市地域福祉計画」と、社会福祉協議会が主体となって地域住民や各団体が地域福祉を推進するための活動方針をまとめた「八幡市地域福祉活動計画」の2つの計画を一体的にまとめた計画。
八幡市地域防災計画	市域に係る防災に関して、市および防災関係機関が処理すべき事務や業務の大綱等を定めることにより防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、市民の生命、身体および財産を災害から守ることを目的としており、八幡市防災会議が策定する計画。
八幡市福祉のまちづくり要綱	高齢者等にとって住みやすいまちはすべての市民にとって住みよいまちであるとの認識に基づき、高齢者等が安全で快適な環境で生活できるよう、まちの条件を整備し、福祉のまちを築くことが記載されている要綱。
八幡市老人福祉施設連絡協議会	八幡市内において高齢者施設を運営する社会福祉法人が連携を図り、老人福祉の増進に寄与することを目的とした団体。

用語		解説
	やわたスマートウェルネスシティ計画	身体面の健康だけではなく、個々人が生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活を営むことをまちづくりの中核に位置づけ、住民が健康で幸せに暮らせる新しい都市モデルを構築するための計画。
	有病率	ある一時点において、疾病を有している人の割合。
	有料老人ホーム	食事の提供、介護（入浴・排泄など）の提供、洗濯・掃除等の家事の供与、健康管理のうち、いずれかのサービス（複数も可）を提供している施設。
	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、障がいや能力の差、また国や文化、言語の差を問わず、誰でもわかりやすく、利用しやすい物を作るためのデザインのこと。
	要介護認定者	要介護または要支援の認定を受けている人。
ら	リハビリテーション	単なる機能回復訓練ではなく、地域社会のなかで人間らしく生きる権利の回復や、自分らしく生きるためのすべての活動のこと。
	レセプト	診療報酬明細書。患者が医療機関で健康保険を使って受診したときの患者の自己負担分以外の報酬を、医療機関が保険者に請求するためのもの。
	老老介護	高齢者の介護を高齢者が行うこと。主に65歳以上の高齢の夫婦や親子、きょうだいなどのどちらかが介護者であり、もう一方が介護される側となるケースを指す。

(2) 介護保険サービス

サービス名称	対象	事業概要
① 居宅サービス		
訪問介護	要介護 1～5	訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行うサービス。
訪問入浴介護	要介護 1～5	自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行うサービスです。
(介護予防訪問入浴介護)	要支援 1・2	
訪問看護	要介護 1～5	医師の指示に基づき、看護師等が利用者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービス。
(介護予防訪問看護)	要支援 1・2	
訪問リハビリテーション	要介護 1～5	医師の指示に基づき理学療法士や作業療法士等が利用者の居宅を訪問し、利用者の心身機能の維持回復および日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービス。
(介護予防訪問リハビリテーション)	要支援 1・2	
居宅療養管理指導	要介護 1～5	在宅で療養していて、通院が困難な利用者へ医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが家庭を訪問し療養上の管理や指導、助言等を行うサービス。
(介護予防居宅療養管理指導)	要支援 1・2	
通所介護	要介護 1～5	日中、老人デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図る。
通所リハビリテーション	要介護 1～5	介護老人保健施設や診療所、病院において、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るサービス。
(介護予防通所リハビリテーション)	要支援 1・2	
短期入所生活介護	要介護 1～5	介護老人福祉施設などの施設に短期間入所し、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービス。
(介護予防短期入所生活介護)	要支援 1・2	
短期入所療養介護	要介護 1～5	介護老人保健施設や診療所、病院などに短期間入所し、医師や看護職員、理学療法士等による医療や機能訓練、日常生活上の支援などを行うサービス。
(介護予防短期入所療養介護)	要支援 1・2	
福祉用具貸与	要介護 1～5	利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るためのサービス。また在宅での介護を行っていくうえで福祉用具は重要な役割を担う。
(介護予防福祉用具貸与)	要支援 1・2	
特定福祉用具販売	要介護 1～5	利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るためのサービス。福祉用具販売では、その用途が「貸与になじまないもの」である用具の販売を行う。
(特定介護予防福祉用具販売)	要支援 1・2	
住宅改修	要介護 1～5	在宅の利用者が、住みなれた自宅で生活が続けられるように、住宅の改修を行うサービス。利用者だけではなく周りで支える家族の意見も踏まえて改修計画を立てる。
(介護予防住宅改修)	要支援 1・2	
特定施設入居者生活介護	要介護 1～5	介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行う。
(介護予防特定施設入居者生活介護)	要支援 1・2	

サービス名称	対象	事業概要
②地域密着型サービス		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護1～5	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行う。1つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供する「一体型」と、訪問介護を行う事業者が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型」がある。
夜間対応型訪問介護	要介護1～5	夜間において、①定期的な巡回による訪問介護サービス、②利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、③利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスを行う。
地域密着型通所介護	要介護1～5	日中、利用定員18人以下の小規模の老人デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図る。
認知症対応型通所介護	要介護1～5	老人デイサービスセンターや介護老人福祉施設などにおいて、通所してきた認知症の利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練（リハビリテーション）等を行う。
(介護予防認知症対応型通所介護)	要支援1・2	
小規模多機能型居宅介護	要介護1～5	通いによるサービスを中心にして、利用者の希望などに応じて、訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練（リハビリテーション）を行う。
(介護予防小規模多機能型居宅介護)	要支援1・2	
認知症対応型共同生活介護	要介護1～5	認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行う。少人数（5～9人）の家庭的な雰囲気の中で、症状の進行を遅らせて、できる限り自立した生活が送れるようになることを目指す。
(介護予防認知症対応型共同生活介護)	要支援2	
地域密着型特定施設入居者生活介護	要介護1～5	介護保険の指定を受けた入居定員が29人以下の介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行う。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	要介護3～5	定員が29人以下の介護老人福祉施設に入所している利用者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護といった日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行う。
看護小規模多機能型居宅介護	要介護1～5	「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせ提供するサービスで、要介護度が高く、医療的なケアを必要とする人が、住み慣れた家や地域で安心して生活することが可能になる。
③施設サービス		
介護老人福祉施設	要介護3～5	寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい方のための施設。入所により、入浴・排せつ・食事などの介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話などが受けられる。
介護老人保健施設	要介護1～5	入所者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、家庭への復帰を目指す施設。利用者の状態に合わせた施設サービス計画（ケアプラン）に基づき、医学的管理のもとで、看護、リハビリテーション、食事・入浴・排せつといった日常生活上の介護などを併せて受けることができる。

サービス名称	対象	事業概要
介護医療院	要介護 1～5	長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設。
介護療養型医療施設	要介護 1～5	慢性疾患を有し、長期の療養が必要な方のために、介護職員が手厚く配置された医療機関（施設）。病状は安定していても自宅での療養生活は難しいという方が入所して、必要な医療サービス、日常生活における介護、リハビリテーションなどを受けることができる。
④計画をつくるサービス		
居宅介護支援	要介護 1～5	介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成したり、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行う。
介護予防支援	要支援 1・2	要支援 1 または 要支援 2 の認定を受けた方が、自宅で介護予防のためのサービスを適切に利用できるよう、ケアプラン（介護予防サービス計画）の作成や、サービス事業所との連絡・調整などを行う。

八幡市高齢者健康福祉計画及び第9期介護保険事業計画
令和6年3月

発行：八幡市 編集：健康福祉部 高齢介護課
住所：〒614-8501 京都府八幡市八幡園内 75
電話：075-983-1328（介護係）
 075-983-3594（介護係）
 075-983-5471（地域支援係）
FAX：075-972-2520

